大磯町障がい者福祉計画

第４次障がい者計画

第８期障がい福祉計画

第４期障がい児福祉計画

（素案）

令和９年３月

大　磯　町

はじめに

★原稿後送

目　次

第１章　計画策定の趣旨について 1

１　計画策定の背景と趣旨 1
２　障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけ 2
３　計画の位置づけ 3
４　計画の対象 4
５　計画の期間 4
６　計画の策定体制 4
７　計画策定の考え方 5

第２章　計画の基本的な考え方 6

１　基本理念 6
２　基本目標 7
３　計画の体系 8

第３章　施策の展開 9

重点施策　障がい福祉人材の確保・定着・育成 9
基本目標１　住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち 12
基本目標２　いきいきと社会参加できるまち 24
基本目標３　支え合い、共に生きるまち 30

第４章　第８期障がい福祉計画 35

１　成果目標 35
２　障害福祉サービスの見込量 41
３　地域生活支援事業の見込量 47

第５章　第４期障がい児福祉計画 53
１　成果目標 53
２　障がい児福祉サービスの見込量 55
３　こどもの発達を支援する取組の展開 57

第６章　大磯町の状況 60
１　大磯町の現状 60
２　アンケート調査結果からみた現状 81

第７章　計画の推進 113
１　計画の推進 113
２　計画の進行管理 113

資料編 114
１　策定経過 114
２　策定委員会 115
３　用語解説 118
４　障がい者に関するマーク 123

・「障がい」の表記について

本計画では、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、「障害」を「障がい」と可能な限りひらがなで表記しています。

第1章　計画策定の趣旨について

1　計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・重複化に加え、障がい福祉サービスに対するニーズは一層多様化・複雑化しており、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現が求められています。

国においては、令和６年４月から「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者における合理的配慮の提供が法的義務となるなど、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりが一層推進されています。また、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、地域生活への移行や相談支援体制の充実、障がい者の就労支援、医療的ケア児等への支援、障害福祉サービスの質の向上や人材確保などが重点的に進められ、令和８年度には次期計画策定に向けた基本指針が示され、地域生活支援のさらなる充実や相談支援機能の強化、サービス提供体制の質の確保などが求められています。

神奈川県においては、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画」に基づき、障がいのある人一人ひとりの意思や希望を尊重した「当事者目線の障害福祉」を推進するとともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念のもと、地域生活への移行や地域における支援体制の充実、多様な関係機関との連携強化など、地域共生社会の実現に向けた施策を推進しています。

こうした中、本町においても、障がいのある人やその家族を取り巻く環境は変化しており、障がいの重度化や介護者の高齢化、相談支援ニーズの増加、障がい児支援の充実、就労支援や地域生活への移行など、多様化する課題への対応が求められています。また、災害時や感染症発生時においても、障がいのある人が必要な支援を継続して受けられる体制づくりや、地域における見守り・支え合いの充実が重要となっています。

本町では、現行の「大磯町障がい者福祉計画（第３次障がい者計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画）」において、「障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」を基本理念に掲げ、障がいのあるなしに関係なくすべての人々が社会の一員としてお互いを尊重して支えあい、人としての尊厳をもちながらいきいきと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し取組を推進してきました。 現行計画の計画期間が令和８年度をもって終了することから、国及び神奈川県の制度改正や施策の方向性、本町における現状や課題を踏まえ、障がいのある方一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし、自らの意思に基づいて社会参加できる共生社会の実現を目指し、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな「大磯町障がい者福祉計画」を策定します。

2　障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけ

障害者基本法による「障害者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画（第５次） （令和５年度～令和９年度）	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本的な指針 （都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）	
県	当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画 （かながわ障がい者計画・神奈川県障がい福祉計画）		
大磯町	第４次障がい者計画・第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画		

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】

障害者計画

障害者基本法に基づき、以下の各分野にわたって障害者福祉サービスにかかわる諸施策の総括的な計画です。

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. デジタル社会への対応及び情報通信技術の活用
12. 国際社会での協力・連携の推進

障害福祉計画・障害児福祉計画

「自立した生活の支援」にかかわる以下にあげる諸事業等の具体的なサービス見込量等を設定するものです。

障がい者支援
・訪問系サービス
・日中活動系サービス
・居住系サービス
・相談支援
・地域生活定着支援
・地域生活支援事業

障がい児支援
・障害児通所支援
・障害児相談支援

3　計画の位置づけ

障がい者計画は、本町の障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・障がい者団体、障がい福祉サービス事業者及び町（行政）が、それぞれの役割のもと連携・協力しながら障がい福祉施策を推進するための指針となる計画で、障害者基本法第11条第３項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定するものであり、地域における障害福祉サービス等の必要量や提供体制を定めるとともに、地域生活への移行や一般就労の移行、相談支援体制の充実などに関する成果目標を設定し、その実現に向けた施策を計画的に推進するものです。なお、本計画は、国の障害者基本計画(第５次)及び基本指針、神奈川県の当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画との整合を図るとともに、「大磯町総合計画」をはじめ、「大磯町地域福祉計画」、「大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「大磯町こども計画」、「けんこうプラン大磯」などの関連計画との整合・連携を図りながら策定します。

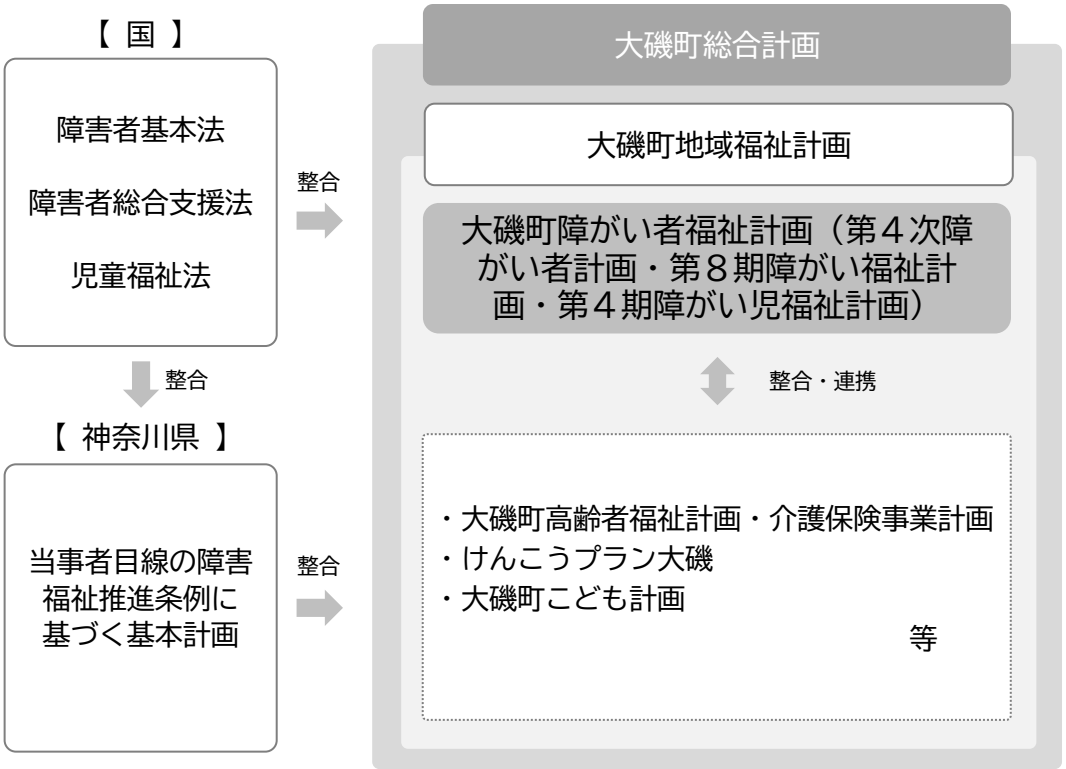

４　計画の対象

本計画では、障がい者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい、難病等があるために日常生活または社会生活において支援を必要とする人を計画の対象とします。また、障がいのある人を支える家族、地域住民、事業者、関係団体及び町(行政)など、障がい福祉に関わるすべての人を計画の対象とします。

なお、本計画における「障がい者」の定義は、障害者基本法第２条に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

５　計画の期間

障がい者計画は、令和９年度から14年度までの６年間を計画期間としており、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間に合わせて見直します。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和９年度から11年度までの３年間を計画期間とします。

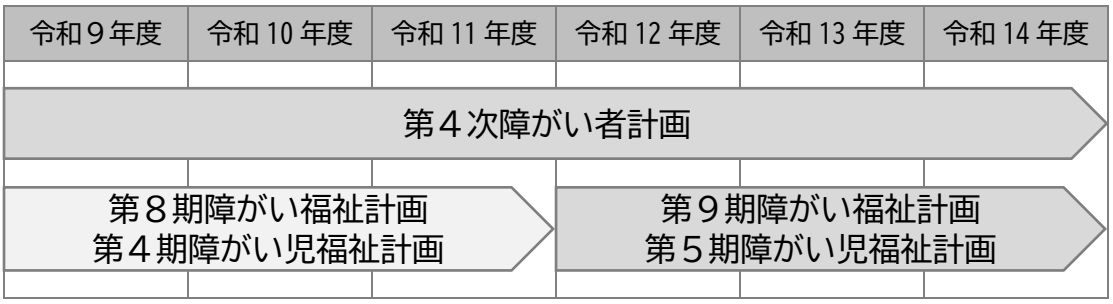

６　計画の策定体制

本計画は、障がい者団体、障害福祉サービス事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、学識経験者、公募町民、教育・保健・福祉関係機関並びに町関係各課において構成する「大磯町障がい者福祉計画策定委員会」において、専門的かつ幅広い視点から審議を行います。

また、障がいのある人やその家族等を対象にアンケート調査及びパブリックコメントを実施し、広く意見を聴取するとともに、庁内関係部署との連携を図りながら、多様な意見を反映した実効性のある計画を策定します。

7　計画策定の考え方

（１）障害者基本計画（第５次）の考え

大磯町においては、令和６年３月に第３次障がい者計画を策定し、障がい福祉施策を推進してきました。

国においては令和５年３月に新たに「障害者基本計画（第５次）」が策定されました。

第４次障がい者計画の見直しにあたっては、「障害者基本計画（第５次）」の基本的な考えを踏まえ、大磯町が目指すべき方向性をさらに充実していく必要があります。

障害者基本計画(第5次)の基本的な考え

＜理念＞

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める。

＜基本原則＞

〇地域社会における共生等：どこで誰と生きるかを選択できる機会を確保する。
〇差別の禁止：不当な差別を禁止し、社会的障壁を除くための「合理的配慮」を提供する。
〇国際的協調：国際社会と密接に連携しながら、共生社会を実現する。

＜各分野に共通する横断的視点＞

〇条約の理念の尊重及び整合性の確保
〇共生社会の実現に資する取組の推進
〇当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
〇障害特性等に配慮したきめ細かい支援
〇障害のある女性、こども及び高齢者の複合的困難に配慮した取組の推進
〇ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

（２）障がい福祉計画・障がい児福祉計画の考え

障がい福祉計画・障がい児福祉計画においては、令和８年３月31日告示の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正を踏まえ、具体的なサービス供給計画や目標を定めます。



計画の基本的な考え方

1　基本理念

本町の総合計画に掲げる将来像の実現に向け、障がいのある人もない人も、一人ひとりの個性や多様性が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。そのため、障がいのある人の権利と尊厳を尊重し、本人の意思決定を支援するとともに、一人ひとりの希望や状況に応じた相談支援や福祉サービスの充実を図ります。

また、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域生活への移行や継続を支える体制を整備し、就労や文化芸術、スポーツ、地域活動などへの参加を促進するとともに、地域住民や関係機関、事業者等が連携し、障がいへの理解を深め、互いに支え合う地域共生社会の実現を目指します。

本計画については、これまでの障がい者福祉計画の基本理念を引き継ぎ、「障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」を掲げ、障がいのあるなしに関わらず全ての人々が社会の一員としてお互いに関心を持ち、尊重し支えあい、人としての尊厳をもちながらいきいきと暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指します。

【　基　本　理　念　】

障がいのある人も障がいのない人も
地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり

２　基本目標

（１）住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち

障がいのある人が、本人の意思や希望が尊重されながら、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、相談支援や福祉サービスの充実を図ります。

また、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、こどもから大人まで、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を進めるとともに、地域生活への移行や継続を支える体制、緊急時にも対応できる支援体制の整備を推進します。

（２）いきいきと社会参加できるまち

障がいのある人が、就労、学び、スポーツ、文化芸術、地域活動など、さまざまな場面で自分らしく活動し、社会の一員として活躍できる環境づくりを進めます。

また、一人ひとりの希望や能力に応じた就労支援や社会参加の機会を充実させるとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに交流し、地域とのつながりを持てるまちづくりを推進します。

（３）支え合い、共に生きるまち

障がいや障がいのある人への理解を深め、差別の解消や合理的配慮の提供を促進するとともに、本人の意思決定を支える仕組みや権利擁護の取組を充実させます。

また、地域住民、福祉サービス事業者、関係機関、行政等が連携し、互いに支え合う地域づくりを進めます。

さらに、災害などの緊急時に障がいのある人が安全に避難し、必要な支援を受けられるよう、避難行動要支援者への登録の促進を図ります。

3　計画の体系

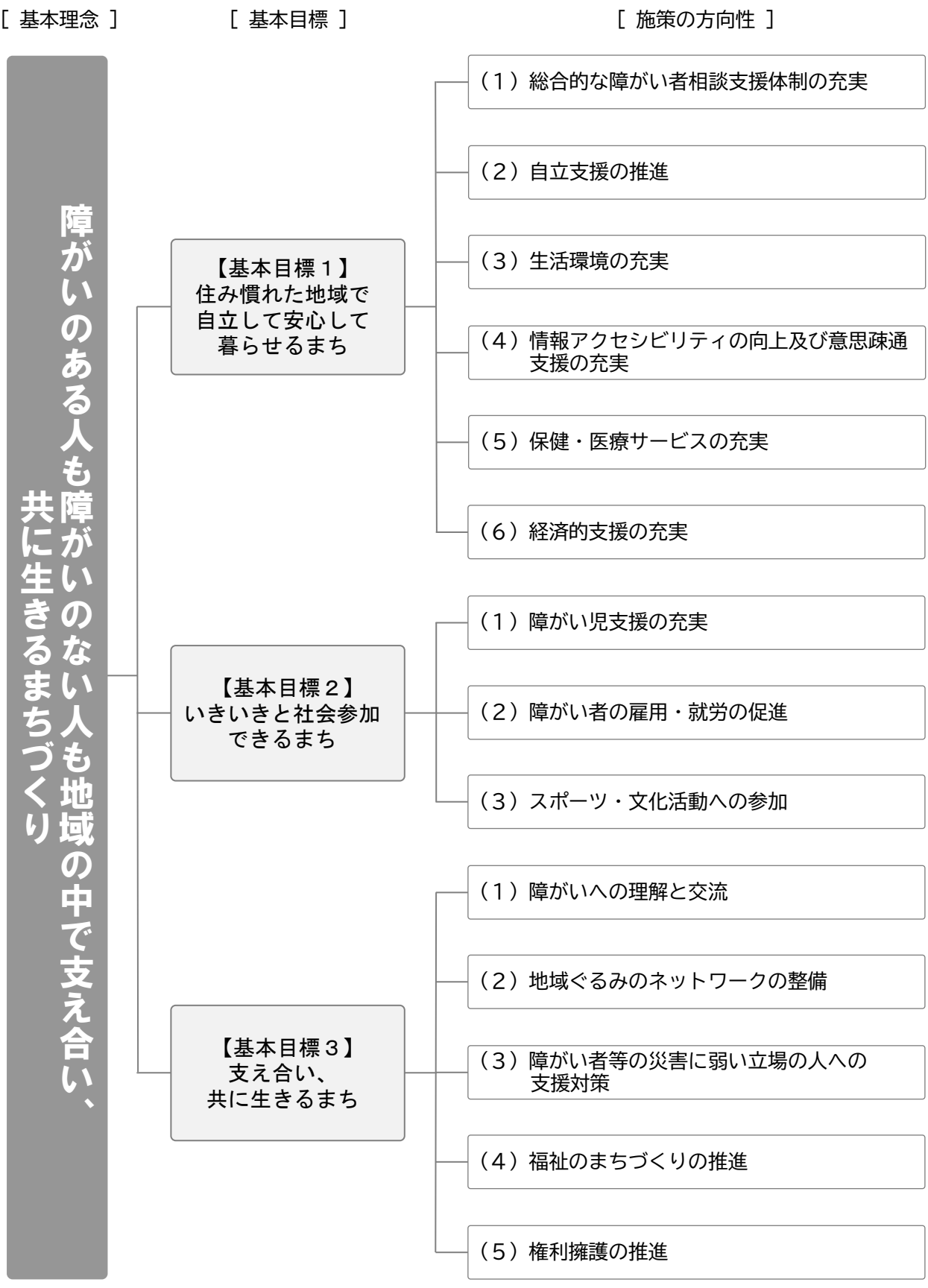
［ 基本理念 ］
［ 基本目標 ］
［ 施策の方向性 ］
障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり
【基本目標１】住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち
（１）総合的な障がい者相談支援体制の充実
（２）自立支援の推進
（３）生活環境の充実
（４）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
（５）保健・医療サービスの充実
（６）経済的支援の充実
【基本目標２】いきいきと社会参加できるまち
（１）障がい児支援の充実
（２）障がい者の雇用・就労の促進
（３）スポーツ・文化活動への参加
【基本目標３】支え合い、共に生きるまち
（１）障がいへの理解と交流
（２）地域ぐるみのネットワークの整備
（３）障がい者等の災害に弱い立場の人への支援対策
（４）福祉のまちづくりの推進
（５）権利擁護の推進

第3章 施策の展開

重点施策　障がい福祉人材の確保・定着・育成

～三本の矢による持続可能な人材基盤の構築～

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、障がい福祉サービスや相談支援等を安定的に提供できる人材の確保と、支援の質を高める人材の育成が重要です。

一方、障がい福祉分野では、人材不足や職員の確保・定着、専門性の向上が課題となっており、今後も多様化・複雑化する支援ニーズに対応するためには、福祉人材を安定的に確保し、安心して働き続けられる環境を整備するとともに、継続的な人材育成を進める必要があります。

また、人材の確保だけでなく、採用した職員が定着し、必要な知識や技術を身に付けながら成長できる仕組みを整えることが重要です。事業者や関係機関との連携を強化するとともに、就職や継続勤務、資格取得を後押しする支援制度を検討し、人材の確保・定着・育成を一体的に推進することが求められています。

施策の方向性

本町では、障がい福祉サービス等の提供体制を支える人材基盤の安定化を図るため、「人材確保」「人材定着」「人材育成」の三つを柱とする重点施策を展開します。

福祉の仕事の魅力発信や就職機会の充実に加え、就職お祝い金や就労継続お祝い金などによる就職・継続勤務への支援、資格取得補助金による専門性の向上を図る制度を検討します。これらの取組を相互に連動させ、障がい福祉を担う人材の確保・定着・育成を一体的に促進するとともに、サービスの質の向上につなげます。

三本の矢による具体的な取組

① 福祉人材の確保支援

事業者や関係機関と連携し、障がい福祉の仕事の魅力ややりがいを発信するとともに、合同説明会、職場見学、体験機会等を通じて、福祉分野への就職を促進します。

また、新たな人材の就職を後押しするため、町内の障がい福祉分野で就職された方に対し、就職お祝い金制度等の導入を検討します。

② 福祉人材の定着支援

職員が安心して働き続けられるよう、事業者による働きやすい職場環境づくりや相談体制の充実、研修機会の確保等を促進します。

また、一定期間の継続勤務を後押しするため、就労継続お祝い金制度等の導入を検討します。

③ 福祉人材の育成支援

職員の経験や役割に応じた研修、専門的な知識・技術の習得を支援するとともに、多職種・関係機関の連携を促進し、支援の専門性と実践力の向上を図ります。

また、社会福祉士、介護福祉士等の資格取得を促進するため、資格取得補助金制度等の導入を検討します。

施策の推進と効果検証

本施策は、障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者、関係機関等と連携して推進します。就職お祝い金、就労継続お祝い金、資格取得補助金については、既存制度との重複や対象者の範囲、予算規模、支援効果等を検証しながら制度設計を進めます。

また、取組の実施状況や採用者数、職員の定着状況、研修受講者数、資格取得者数等を把握・検証し、その結果を踏まえて必要な見直しを行い、持続可能な人材基盤の構築と障害福祉サービスの質の向上につなげます。

大磯町で働く魅力と今後の展望

大磯町は、豊かな自然や歴史、地域のつながりを身近に感じながら、一人ひとりの暮らしに寄り添う仕事ができるまちです。障がい福祉の現場では、利用者やご家族の安心を支え、地域の中で共に暮らすまちづくりに直接貢献することができます。

働き始める人を支え、働き続ける人の成長を応援する環境を整えることで、大磯町で働くこと、大磯町で働き続けることの魅力を高め、誇りとやりがいを持って福祉の仕事に携わる人材の確保・定着・育成につなげていきます。

基本目標１　住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち

現状と課題

〇相談支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らすためには、身近に相談でき、必要な支援につながる体制が重要です。アンケート調査では、相談機能の充実について、「ひとつの窓口で用件が済むような総合的な窓口を設置する」が 56.4%、「相談からサービス利用まで一貫した支援体制を充実する」が 47.3%となっています。（P106）

このため相談窓口の周知や機能の充実、関係機関の連携強化により、本人のニーズに応じた切れ目のない相談支援体制を整備していくことが必要です。

〇地域を支えるサービスの充実

将来の暮らし方については「自宅で家族と暮らしたい」が 59.5%と最も高く、地域で自立した生活を送るための条件として「生活費の保障」が 37.5%、「支援をしてくれる家族」が 28.4%となっています。（P107）

本人の自立と家族の負担・不安の軽減に向け、障がい特性や生活状況に応じた福祉サービス、居住支援、移動支援等の充実と周知を図る必要があります。

〇情報提供・医療・経済的支援の充実

福祉サービス等の情報の入手先は「広報など」が 48.1%と最も高く、知りたい情報については、知的障がいのある人で「各種障害福祉サービスの利用に関すること」が 36.0%、身体障がいのある人で「医療に関すること」が 14.7%、精神障がいのある人で「悩みが相談できる人や団体、機関について」が 19.4%となっています。（P99～101）

また、現在困っていることや不安に思っていることについては、「健康・医療」が 41.7%、「経済的なこと」が 33.0%となっています。（P102,103）

このため、必要な情報を適切に提供するとともに、医療・福祉・教育等の関係機関の連携を強化し、地域生活支援拠点の整備や年金・手当等の周知を進め、安心して暮らせる環境を整える必要があります。

（１）総合的な障がい者相談支援体制の充実

障がいのある人一人ひとりが、障がいの程度や生活状況、本人の希望や意向に応じて必要な支援を適切に選択・利用し、地域で安心して生活できるよう、本人の意思を尊重した相談支援の充実を図ります。

また、相談内容の複雑化・多様化に対応するため関係機関との連携を強化し、ライフステージや生活環境の変化に応じた切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
総合的な障がい者福祉の拠点整備 【拡充】	総合的な障がい者福祉の拠点として、『大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター』（以下「障害福祉センター」という。）を設置し、運営します。障がい福祉に関するサービスの手続きを行う行政窓口としての機能のほか、町民参加による協働の障がい福祉活動の場として、障がい者と地域の方が交流する場として、町内の福祉事業所等と連携した更なる有効活用を図ります。	福祉課
相談支援事業の充実	総合的な障がい者相談支援体制の充実を図るため、障がい者やその家族からの様々な相談に応じ、保健・医療・福祉サービスなどの情報を提供するほか、必要に応じた関係機関との調整を行います。 また、医療的ケア児など対応が専門的な個別事例への対応や、複雑化・多様化する相談支援など、基幹相談支援センター中心に関係機関との連携を図り、地域における相談支援事業所の連携や相談支援の推進を図ります。	福祉課
専門的な相談事業の実施 【拡充】	発達に心配な乳幼児などを対象とした療育相談については、「大磯町こども家庭センター」と連携し、基幹相談支援センターと共に相談支援を実施します。職員の経験や人材不足を委託相談支援事業所との連携により補いつつ、事例検討会などの研修を実施し、相談支援の経験やスキルアップを図ります。	福祉課 子育て支援課
福祉施設から地域生活への移行促進及び生活支援	関係機関と連携を図るなど、多方面あるいは専門的な意見を基に、モニタリング等を行い、障がい者の地域生活への移行促進及び移行後の安定した生活に向けた支援に取組ます。施設入所支援においては、本人の意向を確認するだけでなく、本人を取り巻く環境においても確認や調整を行い、移行に向けたグループホーム等の資源の活用を諮り、体験等を実施します。	福祉課

事業名	事業概要	主担当課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 【拡充】	保健・医療・福祉関係者による協議の場において、関係機関と連携を図るなど、多方面あるいは専門的な意見を基に、精神障がい者への地域移行に向けた支援や地域で安心した暮らしができるための支援のあり方を検討していきます。地域ケア会議を協議の場として設置していますが、地域自立支援協議会においても協議の場と設定していくなど、精神障がいのある人の地域移行や地域定着における支援について、保健福祉事務所とも連携し、支援体制を構築します。	福祉課
「地域自立支援協議会」の運営	障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らせるよう、地域の関係機関と連携し課題を話し合い、支援体制を構築していきます。 また、相談支援等のネットワークを構築し、地域のニーズや実情に沿った課題の解決に向け協議し、障がい者等の福祉の増進を図ります。地域の課題について、事業所の人材不足や人材育成に関する課題が多くあり、福祉の担い手が少ないことの課題が見受けられたことにより、地域の福祉人材の確保・定着・育成の支援を行います。	福祉課
計画・相談の連携強化、研修の充実 【重点】	障がい者やその家族からの相談に応じ、個々の心身の状況や家族の状況を踏まえ課題の整理を行い、適切な支援やサービスにつながるよう、関係機関と調整し、利用者の意向や希望に応じた支援の充実を図ります。 また、人材不足や人材育成に時間が掛かることや事業所内だけでの相談体制の構築が不十分という課題があるため、定期的に事例検討会などの研修を実施し、相談機能の強化に努めます。	福祉課
関係機関・団体等との協議及び連携	障がい者の地域生活を支援する機関の連携を密にして地域の課題を共有化します。 また、自殺対策庁内連絡調整会議により、自殺予防を協議します。	福祉課 スポーツ健康課
自主グループ、ボランティアグループの支援	障がい者やその家族の自主グループやボランティアグループに対する支援及び育成を図ります。	福祉課 町社会福祉協議会

（2）自立支援の推進

① 在宅生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けられるよう、複雑化・多様化するニーズに対応した相談支援やサービスの充実を図ります。また、本人の意思や希望を尊重した支援を進めるとともに、家族等の負担や不安の軽減を図り関係機関が連携して地域生活を支える支援体制の充実を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
３障がい共通の制度の適正な運営	神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例及びガイドラインの基本理念や目的を念頭に在宅支援の充実を図ります。サービス等利用計画をもとに、障がい者本人などの意向を踏まえながら、障がい特性等に応じたサービスの利用を支援し、福祉サービス調整や支援を関係機関との連携のもと実施します。	福祉課
障害支援区分等認定審査会の運営	障害福祉サービス（入所・通所サービス含む。）の必要性や支給決定手続きの透明化・公平化を図ること、サービスの種類や量等を決定するための判断材料のひとつとして、「障害支援区分」の判定等を行う障害支援区分等認定審査会を運営します。	福祉課
訪問系サービスの充実	障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある障がい者や難病患者の家庭にホームヘルパー等を派遣し、日常生活の援助（身体の介助、家事の援助、通院等の介助など）を行います。	福祉課
日中活動系サービスの充実	在宅で生活している障がい者の自立の促進、生活改善、身体機能の維持向上等を図るため、日中活動の機会と場を確保し、就労支援、社会適応訓練、創作活動等の各種のサービスを提供します。 また、「生活介護」「就労継続支援」などの各事業を充実させ、日中活動の場を確保します。	福祉課
短期入所の充実	在宅で生活してる障がいのある人が、家族の休息や家族からの介護が困難なときに一時的に障がい者施設などに宿泊し、入浴、排せつなどの生活支援を受ける支給決定を行います。	福祉課
障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業及び緊急時受入・対応事業 【拡充】	湘南西部障害保健福祉圏域を中心とした地域連携をもとに支援体制づくりを行うことで、支援が必要な方や緊急的な短期入所の支援が必要な方が、地域で安心して暮らすためのサービスを実施します。 また、新たに重度障がい者や常時医療的ケアが必要な方の緊急時の受入れ先の確保ができるよう、看護師の配置を行い、地域で安心して暮らすための体制を整備します。	福祉課

事業名	事業概要	主担当課
補装具及び日常生活用具の給付等の充実	身体上の障がいを補い社会生活を容易にする補装具の交付・修理の充実を図り、制度の周知に努めます。 また、障がいのある人、難病患者の日常生活が円滑に送れるよう日常生活用具の給付・貸与について充実を図り、制度の周知に努めます。	福祉課
訪問入浴サービスの充実	家庭において入浴が困難な常時寝たきり又はそれに準じる状態の重度身体障がい者を対象に、移動入浴車による入浴サービスを提供します。	福祉課
ふれあい収集事業の実施 【拡充】	高齢者・障がい者世帯で自らごみ集積場所にごみを出すことが困難で、地域や親族等の協力が得られない世帯に対し、声掛けを行いながらごみを収集し、安否確認をかねて在宅での生活の支援を図ります。 また、支援者の確保や山間部の一部地域におけるごみ出し支援が困難となっていることから、支援者確保に努めます。	福祉課
福祉人材の確保 【重点】	障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、関係機関と連携するとともに、ボランティア育成事業を支援します。 また、地域自立支援協議会における地域の課題について、事業所の人材不足や人材育成に関する課題が多くあり、福祉の担い手が少ないことの課題が見受けられたことにより、地域の福祉人材の確保・定着・育成の支援を行います。	福祉課

② 地域生活を支える社会資源の活用

障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域で自分らしい生活を送るための基盤として、入所施設から地域生活への意向を促進するとともに、町内の障害福祉サービス事業所や社会福祉施設等を地域生活を支える社会資源として活用します。

また、関係機関との連携を強化し、地域生活の継続や緊急時の支援等につながる体制の充実を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
社会福祉施設等の活用	地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、障がい者本人の意向を踏まえながら、障がい特性や環境等に応じた社会福祉施設等の活用を行い、自立支援の促進を図ります。 また、地域生活支援拠点の整備・充実を図るため町内の事業所との連携構築を促進します。	福祉課
障がい者の緊急支援	基幹相談支援センターと連携し、緊急性のある方の相談支援を行います。 また、病院や施設等の協力により、緊急時の障がいのある人への対応を行います。さらに、障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業及び緊急時受入・対応事業の活用を図ります。	福祉課
地域生活支援拠点等の整備	障がい者やその家族からの緊急時の相談や受入れなどの機能を持つ「地域生活支援拠点」等を整備し、機能の充実を図ります。 また、地域生活支援拠点の更なる整備に向け事業所等と協議を行い、充実を図ります。	福祉課

（3）生活環境の充実

① 住まいの確保・整備

障がいの特性に応じた住宅設備の改良など、障がいのある人の住まいの確保や体制の整備に努めます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
障害者住宅整備改良費助成	在宅の重度障がい者又はその保護者が住宅設備をその障がい者に適するように改良する経費を補助します。	福祉課
公営住宅の利用支援	町営住宅や県営住宅への入居について、申込基準や家賃の減免などについて周知し、活用を図ります。	福祉課
障がい者グループホーム等の運営等支援	就労あるいは福祉施設等へ通所している障がい者が、世話人付きで共同生活をおくるグループホームの運営等について市町村障害者福祉事業推進補助金を活用し、運営費を支援します。	福祉課
障がい者グループホームの家賃助成	グループホームの事業者へ入居に係る家賃の一部を助成し、利用者の経済的な負担を軽減することで、障がい者の自立を支援します。	福祉課

② 移動支援の充実

外出の際の移動などの支援により、障がいのある人が社会活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
障がい者施設通所交通費助成	地域活動支援センターや就労支援施設等へ通所している人に、通所に要した運賃等を交通費として全額助成します。	福祉課
「移動支援事業」の充実	地域生活支援等事業にある「移動支援事業」の充実を図り、障がいのある人のためのガイドヘルプサービスを推進します。	福祉課
障がい児者の通学等支援	移動支援事業の利用において、通学等の目的で個人契約による自費サービスを利用した場合の費用の一部助成を行います。	福祉課
車椅子貸出	家庭において歩行困難な人の移動手段や介護支援のため、車椅子の貸出しを行います。	福祉課 町社会福祉協議会
福祉車両購入費助成	重度身体障がい者に対し、福祉車両の購入費用の一部助成を行います。	福祉課
福祉タクシー利用助成	障がいにより移動に困難な在宅で生活している重度障がい者に対し、タクシー利用の一部助成を行います。	福祉課
神奈川県福祉バスの活用の促進	障がい者のレクリエーション等の団体活動に利用できる神奈川県福祉バス「ともしび号」について、ホームページ等を活用するなど周知等の取組を図ります。	福祉課
公共交通空白地対策【拡充】	補助路線バス事業者の申し出により、令和８年８月末に町の補助路線バスが終了したため、富士見地区の住民に意見聴取し、代替措置としてタクシー助成を行います。	都市計画課

（４）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

① コミュニケーション支援の充実

障がいのある人が地域で生活していく上で円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実を図り、様々なイベント等の地域交流や活動に参加しやすい環境を整えます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障がい者が病院、公的機関等へ出向く場合、町主催の行事を開催する場合等、必要な意思疎通を円滑に行えるよう手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	福祉課
手話によるコミュニケーションの普及と手話ボランティアの養成	町民と聴覚障がい者のコミュニケーションを活発にすることで、聴覚障がいに関する理解を広げるとともに、手話ボランティアの育成を図ることを目的に手話講習会を開催します。	福祉課 町社会福祉協議会
ＩＴ（情報通信技術）の活用支援	障がい者のＩＴ利用を支援する支援技術者やＩＴボランティアの確保に努めます。	福祉課

② 情報提供の充実

障がいのある人が、障がいの特性や生活状況に応じた情報を迅速かつ確実に取得し、自律的にサービスを選択・利用できるよう、情報保証の環境整備と提供体制の強化を図ります。

また、関係機関と地域社会との連携を強化し、障がいのある人を起点とした切れ目のない一体的な支援を推進します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
視覚障がい者への情報提供の充実 【拡充】	町内のボランティアグループの協力のもと町広報紙を音声媒体に録音し、情報提供の充実に努めます。デジタル機器等を利用し、音声等による視覚障がい者への情報提供の充実に努めます。 また、必要に応じ「音声コード」などを活用します。	政策課 福祉課
点訳ボランティア及び録音ボランティアの養成	視覚障がい者への情報提供の充実のため、点訳ボランティアや録音ボランティアの養成に努めます。	町社会福祉協議会
福祉情報の充実 【拡充】	『大磯町障がい福祉のしおり』など障害福祉サービスの利用に役立つ資料を作成し、情報提供の充実に努めます。 また、ホームページや SNS などを活用し、積極的な情報発信に努めます。	福祉課
障がい者の社会参加に役立つ各種の情報提供の充実	ホームページや広報などを活用し、行事やイベント、障がいに関する情報等の提供に努めます。 また、団体や関係機関からの広報掲載の依頼を受け情報発信するとともに、毎年障害者週間に合わせた障がいに関する特集記事を掲載し情報発信に努めます。	福祉課
障害福祉センター情報コーナーの充実	障害福祉センターの情報コーナーを活用して、福祉情報や障がい者の社会参加に役立つ各種の情報を提供します。 また、パンフレットの設置等を行い、関係機関の周知に努めます。	福祉課
インターネットを活用した情報提供の充実	町のホームページや SNS による情報提供の充実に努め、高齢者や障がい者などホームページ等の利用に不慣れな方へ音声ガイドなどを活用した情報提供に努めます。	政策課 福祉課
年金制度等の周知	障害基礎年金をはじめとする各種年金・手当、貸付金などの経済的支援制度について周知に努めます。	町民課 福祉課

（５）保健・医療サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、本人の意思決定を尊重し、サービスを選択・利用できる体制を整えます。障害福祉サービスと医療機関等との連携を強化し、障がい特性やライフステージに応じた切れ目のない保健・医療・福祉サービスを総合的に提供します。

また、障がいの予防や重症化防止に向けた健康管理を促進するとともに、医療費助成等の経済的支援を適切に実施します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
保健サービスの充実	病気の予防と早期発見のため、乳幼児から高齢者まで受診しやすい健康診査の実施や健康相談体制の充実を図るとともに、生活習慣病の予防に役立つ健康づくりに取組ます。 また、「こころといのちのサポート事業」を推進し、こころの健康づくり、精神疾患の予防、併せて自殺予防に取組ます。	子育て支援課 スポーツ健康課 福祉課
障がい者に利用可能な医療機関の確保	平塚市・二宮町と協定を結び、平塚市休日急患・障がい者歯科診療所の運営確保を行い、障がい者が医療サービスを受診しやすい体制づくりに努めます。	福祉課
精神疾患の救急医療体制の周知	精神疾患について、夜間・休日の病状の急変に対応できる精神科夜間救急医療体制の周知を図ります。	福祉課
自立支援医療制度等の周知と利用の支援	「自立支援医療制度（更生、育成、精神通院）」について、周知と利用の支援を図ります。 また、障害者総合支援法の対象となる難病について周知を図ります。	福祉課
精神障害者通院医療費助成制度の実施	精神保健福祉手帳３級を所持している人の、自立支援医療（精神通院）費の 100 分の 10 の額（一部負担金）のうち 10 分の３に相当する額を助成します。	福祉課
障害者医療費助成制度の実施	身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者で、重度・中度の障がい者を対象として、県補助対象を上回る対象者の医療費の助成を行います。	福祉課
医療的ケア児に対する支援体制の構築	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。 また、医療的ケア児や重症心身障がい児の支援体制の充実を図ります。	福祉課 学校教育課

（６）経済的支援の充実

サービスを利用する人の負担を軽減するため、経済的支援を対象とする各種給付や助成事業を実施するとともに、関係機関との連携を図り、対象者に対する十分な周知に取組ます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
特別児童扶養手当の支給	精神、知的又は身体に中程度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を養育する父母等に対し、手当を支給します。	子育て支援課
特別障害者手当・障害児等手当の支給	日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がい者等に対し、経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため、手当が神奈川県より支給されます。	福祉課
利用者負担の軽減措置	障害福祉サービス、障害児通所支援及び補装具の利用者負担について、世帯の所得状況等に応じた負担上限月額を設定し、経済的負担の軽減を図ることで、必要なサービスを安心して利用できる環境を整備します。	福祉課

基本目標２　いきいきと社会参加できるまち

現状と課題

〇保育・療育・教育の切れ目のない支援

アンケート調査では、障がい福祉施策の充実に向けて、「保育・療育・教育サービスの充実」を求める声がみられます。（P111）

障がいのあるこどもが、それぞれの発達の段階や特性に応じた支援を受け、地域で健やかに成長できるよう保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を充実させる必要があります。

〇就労機会の確保と働き続けられる環境づくり

アンケート調査では、障がい福祉施策の充実に向けて、「働く場、機会の充実」が 23.9%と上位になっています。（P111）

障がいのある人が社会の一員として自分らしく働き、社会参加を実現できるよう、就労機会の確保と働き続けられる環境づくりが重要です。

また、障がいのある人が働くために必要なこととして、「企業、上司、同僚の理解」が最も高く、次いで「就業の日数や時間、場所などについて多様な就労の形が認められていること」と障がい特性に配慮した職場環境の整備が挙げられています。（P85）

一般就労の促進と福祉的就労の充実に向けて、事業者への理解促進や合理的配慮の提供、働きやすい職場環境の整備を進める必要があります。

〇スポーツ・文化芸術活動等を通じた社会参加の促進

スポーツや文化芸術活動等への参加や、障がいの有無を超えた交流は、健康の維持、生活の質の向上、相互理解の促進につながります。アンケート調査では、体調を維持するために気を配っていることとして、36.0%が「スポーツ・運動（リハビリを含む）」を挙げています。（P86）

誰もが身近な地域で継続的にスポーツや文化芸術活動、余暇活動に参加できる機会を充実させるとともに、交流を通じた障がいの理解促進と共通意識の醸成を図る必要があります。

（１）障がい児支援の充実

① 障がい児療育の充実

障がいのあるこどもへの療育・保育・教育の実施に当たっては、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応し、ライフステージを通じた切れ目のない支援が行える体制の整備を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
障がい児支援体制の整備	障がい児支援の利用実態及びニーズの把握を行い、障がい児支援の種別ごとに必要量を見込むとともに、「大磯町こども計画」と整合を図り、支援体制づくりの強化に積極的に取組ます。 また、児童発達支援センターを利用できる体制の確保や児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所で重症心身障がい児を支援する体制の確保など、障がい児へのサービスの提供体制の整備に取組ます。	福祉課
母子保健事業の推進	母子保健コーディネーターによる妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や乳幼児健康診査の充実を図り、併せて、臨床心理士による「こども発達相談」を行います。 また、発達について見守りが必要なこどもや、育児支援が必要と思われる保護者とこどもを対象として健診フォロー教室を開催し、発達を促し、良い親子関係が築けるように支援します。 さらに、保健・医療・福祉・教育との連携を図り、切れ目のない支援を目指します。	子育て支援課
障がい児療育の充実	発達上心配のあるこどもに対し、小集団による支援プログラムを通じた支援や臨床心理士による保護者の個別相談を行う「療育相談事業」を実施します。 また、成長や発達状況を記録する「はぐくみサポートファイル」の活用し、関係機関との情報共有・連携による切れ目のない支援を推進します。 さらに、町立幼稚園・保育園に教育支援員・加配保育士を配置するとともに、臨床心理士が町内各幼稚園・保育園等を巡回し、支援を必要とするこどもに関わる職員に対し、助言を行うことによって、こどもの発達促進を支援します。児童発達支援等の利用促進や、「５歳児すこやかアンケート」を通じた相談支援、学校との連携により、就学への円滑な移行を図ります。	子育て支援課 福祉課

事業名	事業概要	主担当課
障がい児支援のネットワークの強化	基幹相談支援センターと連携し、障がい児とその保護者等を対象とした相談支援を行う。未就学児を対象とした児童発達支援、就学児を対象とした放課後等デイサービスの支給決定を行い、継続的な支援を行うことで障がい児の将来の生活力の向上、その子らしい自立と社会参加を図ります。 また、医療的ケアが必要な障がい児への支援のため医療的ケア児者のコーディネーターを中心に関係機関等の連携を図ります。	福祉課
障がい児者の相談窓口の設置	基幹相談支援センターと連携し、障がい児の家族からのサービス等に関する相談支援を行います。 また、緊急性や専門性を必要とする相談内容の場合は、児童相談所や保健所等の相談支援機関と連携します。	福祉課
「ペアレント・トレーニング」の実施	発達の遅れや障がいのある可能性が認められたこどもの保護者同士が悩みや不安を共有する場として、「ペアレント・トレーニング」を開催し、こどもとの「かかわり方」を学び、子育てのストレス軽減等を図ります。	子育て支援課

② 特別支援教育及びインクルーシブ教育の充実

個別の教育的ニーズのある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを進めていきます。

また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保するとともに、インクルーシブ教育の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
すべてのこどもが学びやすい環境の整備	各学校におけるインクルーシブ教育の充実や学校施設のバリアフリー化、教育支援員の配置など、すべてのこどもが学びやすい環境づくりを推進し、教育支援員の専門性を高める研修と人数の適切な配置を目指します。	学校教育課
障がい児への指導内容の充実	共生社会の形成に向けた国および県の教育方針を踏まえ、個別の指導計画に基づく支援を統合的に推進し、障がいのある児童生徒の自立と社会参加に必要な力の育成を図ります。	学校教育課
インクルーシブ教育の推進 【拡充】	県のインクルーシブ教育の方針を踏まえ、すべてのこどもが共に学びあう教育を推進し、学校全体で分け隔てのない学習活動を実施する運営体制を整備・実践していきます。	学校教育課
教職員の資質の向上及び教育支援員等の配置	特別支援学級担当教員を始めとした教職員及び教育支援員への研修を実施し、一層の資質向上と各学校への教育支援員等の配置と人材育成を図ります。	学校教育課
臨床心理士による巡回相談の実施	発達障がい等に関する相談が増えていることから、臨床心理士による巡回相談を実施し、幼稚園や保育園等での就学に向けての支援相談事業の充実を図ります。 また、各種専門職間での情報共有の機会を定期的に設け、支援方針の共有、社会資源の把握などに努めます。	子育て支援課 学校教育課
関係機関との連携強化	特別支援学校、教育相談センター等との連携を深め、相談・指導体制の充実に努めます。 また、特別支援学校のセンター的機能を活用し、巡回相談による環境改善を実施していきます。	学校教育課
交流教育の推進	通常の学級と特別支援学級や特別支援学校との交流教育のほか、総合的な学習の時間等を利用しての福祉に関する学習等の実施を推進します。	学校教育課
放課後児童対策の推進	放課後等デイサービスにおいて放課後の小中高生の支援を行うとともに、放課後の障がい児の保育の場として、学童保育での受入れに努めます。	福祉課 子育て支援課

（２）障がい者の雇用・就労の促進

障がいのある人が、社会の一員として意欲と能力に応じた就労の機会を得て、地域で自立し、充実した社会生活を送ることができるよう、一般就労の促進及び就労先への定着に向けた切れ目ない支援を実施します。

また、障がいの特性やニーズに応じた多様な働き方を実現するため、就労支援施設等における支援を通じ、就労・生産活動の機会確保と環境整備を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
福祉ショップの支援及び地域との交流	障がい者の就労機会の拡充と就労継続支援施設などの製品の販売促進等のため、障害福祉センターの食堂部分を活用し、福祉ショップの運営支援を行います。 また、地域の障害福祉サービス事業所と連携し、障がい者の理解と普及啓発に向けた交流促進に向け、定期的に委託内容を評価していきます。	福祉課
就労移行支援事業所との連携、福祉施設から一般就労への移行促進及び定着支援 【拡充】	就労移行支援事業所と連携を図り、障がいのある人の就労を促進・支援します。 また、就労相談員を配置し、障がい者の就業機会の確保に努めます。一般就労への移行後は、就労定着支援事業の利用促進を図り、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。	福祉課
障がい者雇用に関する各種援助事業の周知	職業安定所等で実施している障がい者雇用に関する各種の援助事業について、周知するとともに、商工会と連携し、障がい者雇用の促進を図ります。	福祉課 産業観光課
雇用主に対する理解促進	障がい者団体や商工関係団体等と連携し、町内の企業、商店、事業所等に対し、障がい者の雇用を促進するとともに、差別解消法の改正により、事業者も合理的配慮が義務づけられたことから、周知をしていきます。	福祉課 産業観光課
障害者優先調達推進法の促進	公的機関等において、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進していきます。	福祉課

（3）スポーツ・文化活動への参加

障がいのある人が社会の様々なスポーツや文化活動などに参加していくため、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。

安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を推進します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
障がい者スポーツの普及啓発	障がい分野または特性に応じた幅広い競技種目の振興や障がい者スポーツに関する情報発信、パラリンピック、デフリンピックの周知など、障がい者スポーツの普及啓発に取組ます。 また、大磯チャレンジフェスタにおけるパラスポーツ体験会などを通し、障がい者スポーツの周知に取組みます。	福祉課 スポーツ健康課
スポーツ大会の普及啓発	スポーツ活動の振興を図るため、身体障がい者、知的障がい者などのスポーツ大会への参加しやすいよう情報提供や参加者募集の普及活動に取組ます。	福祉課
日中活動や交流の場の確保	障がい者が、生きがいを持って生活できるよう日中活動の支援や交流の場の確保、インクルーシブ（社会的包摂）であることを考慮した「横溝記念まつり」などの開催を図ります。 また、日中活動や交流の場として、『大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター』の会議室やデイルーム等を活動のために貸し出しを行い、福祉ショップを通じて、障がい者と地域の方との交流の場としていきます。	福祉課
スポーツ、文化施設のバリアフリー化	障がい者が利用しやすいよう、町内のスポーツ、文化施設や公園などのバリアフリー化に努めます。	公共施設所管課
障がい者スポーツ指導員の養成に必要な普及啓発	障がい者が身近な場所でスポーツに親しむため、各関係団体と連携し、障がい者スポーツの指導員の養成について HP 等を活用し、普及啓発活動に努めます。	福祉課
スポーツ施設の利用促進	障がい者等が体育・スポーツ施設を利用しやすいよう環境整備を行い、設備の維持管理に努めます。	公共施設所管課

基本目標３　支え合い、共に生きるまち

現状と課題

○障がいへの理解促進と差別の解消

　障がいの有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し、ともに支え合う地域づくりが重要です。しかし、アンケート調査では、「障害者差別解消法」を知らない人が 66.7%、「合理的配慮」を知らない人が 61.0%となっています。（P95）

　障がいへの理解を深め、差別の解消や合理的配慮の提供に向けた啓発を推進するとともに、交流や福祉教育を通じて、誰もが尊重される地域社会の実現を目指す必要があります。

○地域で支え合う体制の充実

　世帯構成や価値観の変化等により地域のつながりが希薄化する中、身近な生活課題を地域全体で支える仕組みが求められています。アンケート調査では、地域との関わりについて、「いざという時のためにご近所との付き合いを大切にしたい」が 57.6%と最も高くなっています。（P88）

　障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域住民や関係機関が連携し、日常生活から緊急時まで地域全体で支える体制を充実させる必要があります。

○災害時の支援体制の強化

　災害時の備えについては、避難先での医療体制、障がい特性に応じた設備や配慮、災害情報の伝達手段の充実等が求められています。（P91、92）

　また、「避難行動要支援者登録申請」の認知度について、知らない人が 70.8%である一方、登録したい人は 65.2%となっています。（P89）

　福祉避難所の整備や地域住民が主体となった避難所の運営体制を進めるとともに、要配慮者への情報伝達や避難支援体制を強化し、避難行動要支援者の登録促進と地域における防災対策の充実を図る必要があります。

○権利擁護と安心して暮らせる環境の整備

　アンケート調査では、成年後見制度について、知らない人が 29.5%となっており、活用したいと思わない人は 23.5%となっています。（P97）

　本人の意思や権利を尊重しながら、必要な人が適切な支援を受けられるよう、成年後見制度の等の周知と利用促進を図る必要があります。

　また、公共施設や道路等のユニバーサルデザイン化等を推進し、誰もが安全・安心に暮らせる環境を整備する必要があります。

（１）障がいへの理解と交流

障がいを理由とする差別や偏見の解消に向け、社会的な障壁や理解不足を解消していく取組を進めるとともに、様々な合理的配慮に向けた取組を進めます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
インクルーシブ教育の推進 【再掲】	県のインクルーシブ教育の方針を踏まえ、すべてのこどもが共に学びあう教育を推進し、学校全体で分け隔てのない学習活動を実施する運営体制を整備・実践していきます。	学校教育課
障がい者と町民の理解と交流の促進	障害福祉センターで、障がい者が主体となる活動を積極的に支援します。 また、障がい者と地域住民、ボランティア等が日常的に交流する場として、「大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター」の会議室やデイルーム等を貸し出し、福祉ショップを通じて、障がい者と地域の方との交流の場としていきます。	福祉課
町民参加による普及啓発事業の実施	「横溝記念まつり」等の普及啓発事業を町社会福祉協議会、障がい者団体等と連携して実施します。 また、「障害者週間（12 月３日～９日）」を中心に障がいに関する啓発活動を実施します。	福祉課 町社会福祉協議会
障がい者福祉研修会等の開催	地域自立支援協議会の取組より、地域における障がいをお持ちの方の課題等を話題とした講習の開催や町新任職員研修や民生委員・児童委員などの研修を行います。	福祉課

（2）地域ぐるみのネットワークの整備

年齢や障がいの有無等にかかわらず、互いに理解と信頼を深め、共に助け合いながら暮らしていく地域共生社会の実現を目指し、障がいのある人がいきいきと生活できるネットワークづくりを推進します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
地域共生社会の実現に向けた取組	地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、障がい者及びその世帯が抱える複合的な課題を把握し、引き続き適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携を図ります。	福祉課
重層的支援体制に向けた連携強化	福祉課内や他課との連携を通し、多様化・複雑化する課題解決に向け、各分野を超えた連携体制を強化するために必要な支援体制の構築を進めます。	福祉課
地域ぐるみのネットワークの整備	地域共生社会の実現に向け、分野を超えた連携体制を強化するため、高齢分野の地域ケア会議に基幹相談支援センター、障がい福祉及び地域福祉の職員が参加し、複雑化・多様化した課題について協議し、地域とのつながりや各分野を超えた連携体制を強化するために必要なネットワークの整備を進めます。	福祉課 町社会福祉協議会
民生委員・児童委員との連携	地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員との連携強化に努めます。	福祉課
障がい者団体の活動促進	町内に在住する障がい児者を対象に、障がい者団体が行う様々な障がい者福祉活動への支援を行い、障がい者と町民の理解と交流の場として、「大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター」の会議室やデイルーム等の貸し出しを行い、活動を支援するとともに、福祉ショップを通じて、障がい者と地域の方との交流の場としていきます。	福祉課
ボランティアや民間活動団体との連携	地域の障害福祉サービス事業所と連携し、障がい者の理解と普及啓発に向けた交流促進を行い、ボランティアや多様な民間活動との連携強化を図り、多くの事業展開に努めます。	福祉課

（３）障がい者等の災害に弱い立場の人への支援対策

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、日頃から地域団体等との連携を図り、防災対策を進めます。災害時の避難を地域で支援できるよう、個別避難計画の策定に向け必要な避難支援の情報の把握や、災害情報の提供、避難所の運営管理体制の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
町内の社会福祉施設等との防災協定の締結	災害時に、障がいの程度や病状等により、避難所等での生活が困難な要配慮者の送迎や適切な施設等で受入れができるよう協定を締結している。 また、災害が発生した際、多方面から要配慮者等のサポートができるよう、地域にある社会福祉施設等と協力関係を構築していく。	福祉課 危機管理課
災害時の障がい者などの生活環境の整備	災害時の障がい者・要介護者の受入れについて、町内の社会福祉法人と避難所等での生活が困難な要配慮者の受入れについて協定を締結している。	福祉課 危機管理課
避難行動要支援者の安否確認・支援体制の取組	避難行動要支援者情報の取扱いに配慮し、町、自治会、民生委員・児童委員及び消防団等の役割分担を明確にした上で共有を行い、地域における安否確認、避難体制の確立に努めます。 また、対象者へ適切な周知を行い、災害時に必要となる情報が記載された個別避難計画を作成し、引き続き避難行動要支援者の避難体制の確立に努めます。	危機管理課 福祉課
NET119 緊急通報システム及び 119 番 FAX 通報装置の活用 【拡充】	聴覚、音声機能、言語、そしゃく機能障がい者が利用する緊急通報システム NET119 については、登録者へテストメールの配信を行い、運用管理に努めます。FAX119 については、町のホームページで広報を行い、講習会や防災訓練等を通じ、普及啓発活動を行うよう努めます。	消防本部 福祉課
災害時の医療ケア体制の整備	災害時の医療救護活動に関し、医療関係団体等と協定を締結し、災害時の医療救護活動の協力体制の構築に努めます。	スポーツ健康課 危機管理課
啓発・広報活動の実施	民生委員・児童委員等と連携し、障がいのある人やその家族に対する防災知識の普及・啓発を行います。 また、「大磯町障がい福祉のしおり」に災害時における避難行動要支援者の登録の案内を添付するとともに、新規手帳取得者等への周知を通じて、避難行動要支援者制度の利用促進を図ります。	福祉課 危機管理課
防災情報の配信	防災行政無線の補完手段となる「おおいそ防災･行政ナビ」や防災情報メールの普及に努めます。	危機管理課

（4）福祉のまちづくりの推進

公共施設等におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進を図るとともに、障がいのある人が安心・安全に過ごせる住環境や移動環境を整え、地域社会の中で自立した日常・社会生活を営むことができる福祉的なまちづくりを推進します。

また、「大磯町バリアフリー基本構想」等の関連計画に基づき、関係課や関係機関と連携して一体的に事業を推進します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
公共施設等のユニバーサルデザイン化	町の公共施設等においては、誰もが利用しやすいトイレやスロープ等の配慮・整備を図ります。 また、インクルーシブ遊具等について整備を推進します。	公共施設所管課

（5）権利擁護の推進

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。

また、障がいのある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度の適切な利用を促進します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
人権意識の普及・啓発、障害者差別解消法の推進	障がい者を含む全ての住民の尊厳が守られる社会を目指し、人権意識の普及・啓発に努めます。また、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	福祉課
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の情報提供を行うとともに、成年後見制度の利用が困難な状況にある障がい者に対し利用の支援を図ります。	福祉課 町社会福祉協議会
日常生活自立支援事業の実施	地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、通帳や印鑑等の預かりなどの生活支援を町社会福祉協議会で実施し、普及啓発に努めます。	福祉課 町社会福祉協議会
虐待防止対策の推進	虐待防止のネットワークや相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。	福祉課 町社会福祉協議会



第８期障がい福祉計画

１　成果目標

障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和 11 年度を目標年度として設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
施設入所者数	令和 11 年度末時点での施設入所者数から５％以上削減	国の指針に準じ、施設入所者の地域生活への移行を進める。 （令和７年度末時点の施設入所者数 35 人）	33 人
地域生活移行者数	令和 11 年度末時点での施設入所者数の６％以上が地域生活に移行	国の指針に準じ、「日中活動の場」の確保に努め地域生活への移行を進める。 （令和７年度末時点の施設入所者数 35 人）	３人

目標実現に向けた取組

入所者本人の意向を尊重し、意思決定支援を行いながら、障害者支援施設、相談支援事業所、地域生活支援拠点等の関係機関が連携し、地域生活への移行を支援します。住まいの確保をはじめ、居宅介護、短期入所、日中活動の場など、地域で安心して暮らすために必要な支援体制の充実を図ります。

また、施設入所中から地域生活への移行後まで切れ目のない支援が行えるよう、相談支援専門員等による支援を進めるとともに、自立支援協議会等において地域移行に係る課題を共有し、必要な社会資源の整備・充実を図ります。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	６回	６回	６回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20 人	20 人	20 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	１回	１回	１回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	１	２	３
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	１	２	３
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	15	17	20
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	１	２	３
精神障がい者の生活訓練の利用者数	１	１	１
精神障がい者の短期入所の利用者数	１	２	３
心のサポーター数	７	７	７

目標実現に向けた取組

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉、住まい、就労等の関係機関が連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

地域ケア会議等の協議の場において、精神障害者等の地域生活における課題や支援ニーズを共有し、関係機関の役割を確認しながら、地域移行・地域定着に向けた支援について協議します。また、基幹相談支援センター等と連携し、個別の相談支援から把握した地域課題を地域全体の支援体制の充実につなげます。

さらに、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助等の活用を促進するとともに、住まいや日中活動、就労等の支援につながる体制の整備を進め、精神障害者が地域で安心して生活を継続できる環境づくりに取組ます。

（３）地域生活支援の充実

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
地域生活支援拠点等の整備	令和 11 年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。	国の指針に準じ、地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行う。	地域自立支援協議会で地域生活支援拠点等の充実に対する協議を行う。
強度行動障害への支援体制整備	令和 11 年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。	国の指針に準じ、大磯町として基幹相談支援センターと連携し現状の把握に努める。	地域自立支援協議会で強度行動障害の支援に対する協議を行う。

活動指標	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	１か所	１か所	１か所
検証及び検討の実施回数の年間の見込み数	１回	１回	１回

目標実現に向けた取組

障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点等の機能の充実・強化を図ります。

相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能について、地域の実情に応じた支援体制を構築するとともに、基幹相談支援センター等を中心に関係機関との連携を強化します。

また、自立支援協議会等において、地域生活支援拠点等の運用状況や支援実績を検証・検討し、地域の課題や支援ニーズを踏まえた機能の見直し・充実につなげます。さらに、強度行動障害のある人を含む重度障がい者の支援ニーズを把握し、基幹相談支援センター等を中心に関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
一般就労移行者数	令和 11 年度末までに、令和６年度実績の 1.31 倍以上	国の指針に準じる（令和６年度実績６人）	９人
就労移行支援における移行者	令和 11 年度末までに、令和６年度実績の 1.14 倍以上	国の指針に準じる（令和６年度実績６人）	７人
就労継続支援Ａ型における移行者	令和 11 年度末までに、令和６年度実績の 1.52 倍以上	国の指針に準じる（令和６年度実績０人）	１人
就労継続支援Ｂ型における移行者	令和 11 年度末までに、令和６年度実績の 1.67 倍以上	国の指針に準じる（令和６年度実績０人）	１人
一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労支援移行事業所の割合	令和 11 年度末において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労支援移行事業所の割合を 50%以上	国の指針に準じ、大磯町として、就労移行支援事業所と連携し、一般就労に向けた総合的な支援に努める	－
就労定着支援事業の利用者数	令和 11 年度末までに、令和６年度実績の 1.47 倍以上	国の指針に準じ、大磯町として、就労定着支援事業所と連携し、就労継続に向けた総合的な支援に努める（令和６年度実績８人）	12 人
就労定着支援事業の就労定着率	令和 11 年度末における就労定着支援による就労定着率が７割以上の事業所を全体の 25%以上	国の指針に準じ、就労定着に向けた支援の充実に努める	－
就労選択支援事業所の設置	圏域に１事業所以上設置することを基本	国の指針に準じ、圏域における就労選択支援事業所の確保を図る。	１事業所
就労選択支援事業の利用者数	令和 11 年度末における利用者の数を 82,000 人以上(全国値)	国の指針に準じ、大磯町として、地域の就労ニーズや利用見込み等を踏まえて設定	19 人

目標実現に向けた取組

障がい者一人ひとりの希望や適性、能力等に応じた就労を実現するため、就労に関する情報提供や相談支援を充実するとともに、就労選択支援等を活用し、本人に適した就労につながる支援を進めます。また、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、基幹相談支援センター、就労支援事業所等と連携し、職業訓練や職場体験、就職活動から職場定着まで切れ目のない支援を行い、一般就労への移行を促進します。

さらに、就労定着支援等の活用や企業等への障がい理解・合理的配慮の普及を通じて、一般就労後も安心して働き続けられる環境の整備を進めます。

（５）相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和 11 年度末までに、市町村又は圏域において、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置	国の指針に準じ、基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の充実を図る。	地域自立支援協議会で相談支援体制の充実・強化に対する協議を行う。

活動指標		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基幹相談支援センターの設置		有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		１件	１件	１件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		１件	１件	１件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		６回	６回	６回
個別事例の支援内容の検証の実施回数		１回	１回	１回
主任相談支援専門員の配置数		１人	１人	１人
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数	１回	１回	１回
	参加事業者	３事業者	３事業者	３事業者
	機関数	１回	１回	１回
自立支援協議会の専門部会の設置数	設置数	３	３	３
	実施回数	４回	４回	４回
のぞまないセルフプラン件数		２件	１件	０件

目標実現に向けた取組

本町では、既に設置している基幹相談支援センターを地域の相談支援の中核として、総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業所への助言・支援や人材育成、関係機関との連携強化を図り、相談支援体制の充実・強化を進めます。また、自立支援協議会と基幹相談支援センターが連携し、個別事例の検討を通じて地域の支援ニーズや課題を把握し、必要な社会資源の開発・改善につなげます。保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関との連携を強化し、切れ目のない相談支援を行います。

さらに、主任相談支援専門員等を活用した相談支援専門員の人材育成や、本人の意向を踏まえた計画相談支援の利用を促進し、本人視点の相談支援体制の充実を進めます。

（６）障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和 11 年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	国の指針に準じ、質の向上に向けた研修への参加や事業者への情報発信に努める。	研修への参加や適正な給付費の請求を促す取組を検討

活動指標	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	１人	１人	１人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	検討	検討	検討

目標実現に向けた取組

障害福祉サービス等の質の向上を図るため、町職員の研修参加を促進し、障害福祉制度や相談支援等に関する専門性の向上を図ります。また、障害者自立支援審査支払等システム等を活用した審査結果の分析・活用を進め、事業所等との情報共有を通じて、適正なサービス提供及び給付の確保に取組ます。

2　障害福祉サービスの見込量

（1）訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績			見込		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	利用者数	8	11	12	13	15	17
	延利用時間	136	260	215	241	270	311
重度訪問介護	利用者数	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用者数	3	3	4	5	7	9
	延利用時間	66	97	117	154	202	263
行動援護	利用者数	1	0	0	1	1	1
	延利用時間	10	0	0	10	10	10
重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	0	0	0	0	0	0

※各年度３月のもの（令和８年度のみ７月の実績）

② 見込量確保の方策

○ 居宅介護、同行援護等について、今後のサービス需要の増加に対応できるよう、事業所との連携を強化するとともに、サービス提供事業者の参入や人材確保に向けた情報提供・働きかけを行い、必要なサービス提供体制の確保を図ります。

○ 利用状況や障害者等のニーズ、サービスの供給状況を把握し、相談支援事業所や関係機関と連携しながら、必要なサービスにつながる体制の充実を図ります。

○ 利用者が安心して質の高いサービスを受けられるよう、事業者への情報提供や必要な助言・支援を行い、適正なサービス提供の確保を図ります。

（2）日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者又は難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者又は精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援（Ａ型）	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（Ｂ型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障がい者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援Ａ型、Ｂ型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。
福祉型短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績			見込		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	利用者数	66	67	68	70	71	73
	延利用日数	1,339	1,493	1,472	1,508	1,546	1,584
自立訓練（機能訓練）	利用者数	1	0	0	1	1	1
	延利用日数	4	0	0	10	10	10
自立訓練（生活訓練）	利用者数	1	1	0	1	1	1
	延利用日数	4	15	0	15	15	15
就労移行支援	利用者数	9	10	8	9	11	13
	延利用日数	151	189	150	177	208	246
就労継続支援（Ａ型）	利用者数	13	16	19	22	25	29
	延利用日数	236	290	350	405	469	541
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数	68	71	70	72	74	76
	延利用日数	1,192	1,329	1,312	1,350	1,390	1,431
就労定着支援	利用者数	6	8	10	12	15	18
就労選択支援	利用者数	－	0	0	6	12	19
療養介護	利用者数	3	3	3	3	3	3
福祉型短期入所	利用者数	14	12	15	17	18	20
	延利用日数	92	91	75	83	92	101
医療型短期入所	利用者数	1	1	1	1	1	1
	延利用日数	4	7	9	10	10	10

※各年度３月のもの（令和８年度のみ７月の実績）

② 見込量確保の方策

○ 今後もサービス利用者の増加が見込まれることから、地域のニーズやサービスの提供状況を把握するとともに、事業者への情報提供や関係機関との連携を通じて、多様な事業者の参入を促進し、必要なサービス提供体制の確保を図ります。

○ 就労支援については、一般就労への移行や就労後の定着を見据え、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の事業者との連携を強化するとともに、就労選択支援の活用を促進し、一人ひとりの希望や適性に応じた支援体制の確保を図ります。

○ 就労選択支援においては、就労アセスメントを活用し、本人の希望や能力、適性等を踏まえた適切なサービス選択につながるよう、相談支援事業所やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図ります。

○ 利用者が安心して質の高いサービスを受けられるよう、事業者との情報共有や必要な助言等を行い、適正なサービス提供体制の確保を図ります。

（３）居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

① 必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績			見込		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	利用者数	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	利用者数	31	31	37	35	38	40
施設入所支援	利用者数	35	35	37	36	34	33

※各年度３月のもの（令和８年度のみ７月の実績）

② 見込量確保の方策

○ 障がい者の地域での暮らしを支えるため、本人の希望や生活状況、必要な支援を把握し、共同生活援助や自立生活援助等の適切なサービスにつながるよう、相談支援事業所や関係機関との連携を強化します。

○ グループホームについて、地域のニーズや利用状況を踏まえ、事業者への情報提供や地域住民への障がい理解の促進を図るとともに、重度障がい者等の受入れを含めた必要なサービス提供体制の確保を図ります。

○ 施設入所者や家族からの地域生活への移行に関する相談に対応するとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、短期入所等を組み合わせ、グループホームや一人暮らしへの移行・定着を支援します。

（４）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

①　必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績			見込		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	利用者数	196	196	205	214	223	233
地域移行支援	利用者数	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数	0	0	0	1	1	1

※各年度３月のもの（令和８年度のみ７月の実績）

② 見込量確保の方策

○ 支援を必要とする利用者に対し、サービス利用の調整やモニタリング等の支援が適切に提供されるよう、相談支援専門員の確保・育成を図ります。

○ 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業所等に対して専門的な指導・助言、情報の収集・提供、人材育成等を行い、地域の相談支援体制の強化を図ります。

○ 計画相談支援の利用増加や、地域移行支援・地域定着支援のニーズを踏まえ、関係機関との連携を強化し、必要なサービス量が確保できる体制づくりを進めます。

3　地域生活支援事業の見込量

（1）相談支援事業

サービス	概要
相談支援事業	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

①　必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1

※令和８年度のみ７月時点の実績をもとに推計

②　見込量確保の方策

○ 基幹相談支援センターを中核として、指定特定相談支援事業所、地域生活支援拠点等、自立支援協議会等との連携を強化し、障がいの種別や年齢等を問わず、本人の希望や生活課題に応じた総合的・継続的な相談支援体制の充実を図ります。

○ 個別事例の検討を通じて地域の支援ニーズや課題を把握し、自立支援協議会等で共有・検討するとともに、相談支援専門員等の人材育成を進め、地域全体で支える相談支援体制の強化を図ります。

（２）成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	福祉サービスの利用において、自己の判断で適切に利用することが困難な知的障がいや精神障がいのある人に対し、親族がいない場合などに、成年後見制度利用の申立費用及び後見人等の報酬を助成します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	2	1	0	1	1	1

※令和８年度のみ７月時点の実績をもとに推計

② 見込量確保の方策

○ 成年後見制度の利用が必要な障がい者が適切に制度を利用できるよう、相談支援事業所、基幹相談支援センター等の関係機関や中核機関、専門職等と連携し、制度の周知及び相談支援の充実を図ります。

○ 成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な障がい者に対し、成年後見制度利用支援事業を適切に実施し、本人の意思や生活状況を踏まえた権利擁護支援につなげます。

（３）意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚等に障がいのある人の意思疎通を円滑にするために、手話通訳者の派遣及び手話による意思疎通が困難な方に要約筆記者の派遣を実施します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者派遣事業	利用者数	13	9	6	6	6	6
要約筆記派遣事業	利用者数	0	0	1	1	1	1

※令和８年度のみ７月時点の実績をもとに推計

② 見込量確保の方策

○ 手話通訳者・要約筆記者等の派遣体制を確保するとともに、利用者のニーズを把握し、支援者の確保・養成や ICT 等の活用を進めることで、障がい特性に応じた意思疎通支援体制の充実を図ります。

（４）日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）などの給付を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
介護・訓練支援用具	給付件数	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数	1	2	0	2	2	2
在宅療養等支援用具	給付件数	3	5	1	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	給付件数	0	9	1	5	5	5
排泄管理支援用具	給付件数	703	782	800	824	848	872
居宅生活動作補助用具	給付件数	1	0	1	1	1	1

※令和８年度のみ７月時点の実績をもとに推計

② 見込量確保の方策

○ 障がい者の障がい特性や生活状況に応じたニーズを把握するとともに、関係機関と連携して日常生活用具に関する情報収集・情報提供を行い、必要な人が適切な用具を利用できるよう、制度の周知及び給付体制の充実を図ります。

（５）移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	社会生活上必要な外出等、障がい者（児）の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
移動支援	利用者数	9	8	10	11	12	13
	延利用時間	855	948	525	571	621	674

※令和８年度のみ７月時点の実績をもとに推計

② 見込量確保の方策

○「大磯町移動支援事業実施ガイドライン」の周知を進めるとともに、利用者の障がい特性や生活状況、ニーズを踏まえた適切なサービス提供を行い、外出や社会参加の機会の確保を図ります。

（６）地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動、社会との交流促進、普及啓発等の機会を提供します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
地域活動支援センター事業	利用者数	7	6	6	7	8	9

※令和８年度のみ７月時点の実績をもとに推計

② 見込量確保の方策

○ 障がいのある人の社会参加や自己実現を促進するため、創作活動や生産活動、地域との交流等の機会を提供するとともに、関係機関や地域との連携を図り、地域活動支援センターの機能の充実を図ります。

（７）その他の事業

サービス	概要
日中一時支援事業	介護者が、日中介護することができないとき、障がいのある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障がい者の自宅へ巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
日中一時支援事業	利用者数	2	3	3	4	4	5
訪問入浴サービス事業	利用者数	0	0	0	1	1	1

※令和８年度のみ７月時点の実績をもとに推計

② 見込量確保の方策

○ 障がいのある人の日中活動の場を確保するとともに、家族の介護負担の軽減やレスパイトにつながるよう、利用者のニーズを把握し、関係機関や事業者と連携しながら必要なサービス提供体制の確保を図ります。

○ 入浴が困難な在宅の重度障がい者等が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、利用ニーズを把握するとともに、関係機関や事業者と連携し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

第5章 第４期障がい児福祉計画

1　成果目標

児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和 11 年度を目標年度として設定します。

（１）障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
児童発達支援センター等の中核的な支援機能の確保	令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、 (1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援 (2) 障害児通所支援事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション (3) インクルージョン推進の中核 (4) 障害児の発達支援の入口としての相談の機能 を確保することを基本	国の指針に準じ、大磯町単独での設置・確保が困難な場合には、圏域の児童発達支援センター等との連携により、中核的な支援機能を確保する。	中核的な支援機能を有する体制確保に努める。
障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進体制の構築	令和 11 年度末までに、各市町村において、教育・保育、子育て支援等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本	国の指針に準じ、地域自立支援協議会等を活用し、保育、子育て支援、教育等の関係機関と連携しながら、障がい児が地域の中で共に学び、育つことができる環境づくりを進める。	協議の場の確保に努める。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本	国の指針に準じ、児童発達支援事業所の確保に努める。	児童発達支援事業所の確保に努める。

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本	国の指針に準じ、放課後等デイサービス事業所の確保に努める。	１か所
医療的ケア児支援のための協議の場	令和 11 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	国の指針に準じ、圏域で行っている協議の場を引き続き確保する。	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和 11 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	国の指針に準じ、医療的ケア児等コーディネーターを確保する。	１名
障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保	令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、伴走的な相談支援体制を確保する。	こども家庭センター、相談支援事業所、障害児通所支援事業所、保育・教育機関等と連携し、「気付き」の段階から継続的に相談できる体制を整備する。	1 体制

活動指標	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ペアレント・トレーニングの受講者数	７人	７人	７人

目標実現に向けた取組

障がい児が身近な地域で必要な支援を受け、地域の中で安心して成長できるよう、近隣市町や圏域の障害児通所支援事業所等と連携し、障がい児支援の提供体制の充実を図ります。

障がい児とその家族が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない、伴走的な相談支援を推進します。ペアレント・トレーニング等を通じて、こどもの発達や育児に不安を抱える保護者への支援の充実を図ります。

さらに、重症心身障がい児や医療的ケア児について、医療的ケア児等コーディネーターを中心に関係機関との連携・調整を行うとともに、町単独での対応が難しい支援については、県や近隣市町等と連携し、圏域での支援体制の確保に努めます。

2　障がい児福祉サービスの見込量

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

①　必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績			見込		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	利用者数	23	22	26	28	30	33
	延利用日数	197	224	218	236	254	276
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0	1	1	1
	延利用日数	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	利用者数	89	91	104	110	115	120
	延利用日数	812	929	1,015	1,050	1,085	1,120
保育所等訪問支援	利用者数	1	5	3	4	5	5
	延利用日数	1	5	3	4	5	5
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0	0	0	1	1	1
	延利用日数	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	利用者数	116	122	130	138	147	156
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	1	1	1	1	1	1

※各年度３月のもの（令和８年度のみ７月の実績）

② 見込量確保の方策

○ 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者と連携して利用の支援を図ります。

○ 障がい児やその家族が必要とするサービスを適切に利用できるよう、利用状況やニーズを把握し、基幹相談支援センターや町内の事業所に加え、近隣市町や湘南西部圏域の事業所との連携を図りながら、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

○ 特に利用ニーズの高い児童発達支援や放課後等デイサービスについて、事業所との情報共有や連携を進め、支援の質の向上と安定したサービス提供体制の確保を図ります。

○ 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の構築に向け、県や圏域、近隣市町と連携し、専門的な助言・支援を受けられる体制の確保を図ります。

○ 医療的ケア児や重症心身障がい児等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、医療的ケア児等に関するコーディネーターや医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関と連携し、受入れ体制の確保に努めます。

○ 障がい児が地域の保育所、幼稚園、学校等で安心して生活できるよう、保育所等訪問支援等を活用し、障がい児通所支援事業所と関係機関との連携を促進します。

○ 相談支援事業所を中心に、本人・家族の意向やライフステージに応じた支援が適切につながるよう、基幹相談支援センターやその他関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

3　こどもの発達を支援する取組の展開

（1）早期発見の促進

① 関係機関の連携強化

乳幼児健診等の母子保健や保育・教育機関等との連携により、こどもの発達上の課題や支援ニーズを早期に把握し、必要な支援につなげます。

② 相談体制の強化

こども家庭センターを中心に、保健、医療、福祉、保育、教育等と連携し、こどもと保護者に寄り添った伴走的な相談支援の充実を図ります。

（2）療育支援の拡充

① 質の高い専門的な療育の提供

こどもの発達段階や障がい特性、生活環境等に応じた適切な発達支援が受けられるよう、こども家庭センター、児童発達支援事業所、児童発達支援センター、障害児相談支援事業所、医療機関、保育・教育機関等の連携を図ります。また、こども及び保護者の意向を尊重し、一人ひとりのニーズに応じた支援が提供されるよう、支援に携わる職員の専門性の向上を図るとともに、必要なサービスにつながるための相談支援体制を充実します。

② 福祉サービスの充実

発達に支援が必要なこどもが、身近な地域で必要な障害児通所支援等を利用できるよう、利用状況や支援ニーズを把握し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。また、町内の事業所だけでは対応が難しい専門的な支援については、近隣市町村や湘南西部圏域等との連携を図ります。さらに、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の各サービスが、こどもの発達段階や生活環境に応じて適切に活用されるよう、関係機関及び事業所との連携を強化します。

（３）家庭支援の充実

① 発達特性の理解の促進と充実

巡回リハビリテーションなどの専門職による発達相談等を通じて、保護者がこどもの発達特性を理解し、適切な関わり方について相談できる体制の充実を図ります。

② 相談体制の強化・促進

幼稚園、保育所、学校等におけるこどもの対応や保護者の意向、受入体制などの調整を図り、こども家庭センター、基幹相談支援センター、障害児相談支援事業所、保育・教育機関等と連携し、こどもの成長に応じた切れ目のない相談体制の強化を促進します。

③ 保護者の子育て支援

こども家庭センター、子育て支援総合センター、学校等が連携して、保護者に対して家庭訪問やペアレント・トレーニング等を実施することで、家庭でのこどもの育ちを支える力をつけられるように支援します。

（４）地域支援の構築

① 相談支援体制の充実

こどもが地域で安心して成長できるよう、こども家庭センター、児童発達支援センター、基幹相談支援センター、障害児相談支援事業所、保育・教育機関、医療機関等の関係機関が連携し、地域全体でこどもとその家族を支える重層的な支援体制の構築を図ります。

② 関係部署での連携強化

発達に支援が必要なこどもが、利用するサービスや地域の居場所は様々であり、関係機関で必要な情報共有の促進を図ることで、統一性のある支援体制の充実に努めます。

（５）教育支援の充実

① 就学相談・支援体制の充実

就学予定の支援が必要なこどもが、本人・保護者の意向を尊重し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場を選択できるよう、教育、福祉、保健、医療等の関係機関と連携し、就学相談や情報提供の充実を図ります。

② 教育相談の充実

こどもが学校生活や学習等において適切な支援をうけられるよう、教育研究所所属の臨床心理士等による相談や専門的な助言を活用し、教育相談体制の充実を図ります。

第6章　大磯町の状況

1　大磯町の現状

（1）人口等の状況

①　総人口と世帯数の推移

本町の総人口は、令和８年４月１日現在 30,358 人で、減少傾向にありますが、世帯数の推移をみると、令和８年４月１日現在 13,151 世帯で、平成 30 年以降増加傾向にあります。

総人口と世帯数の推移

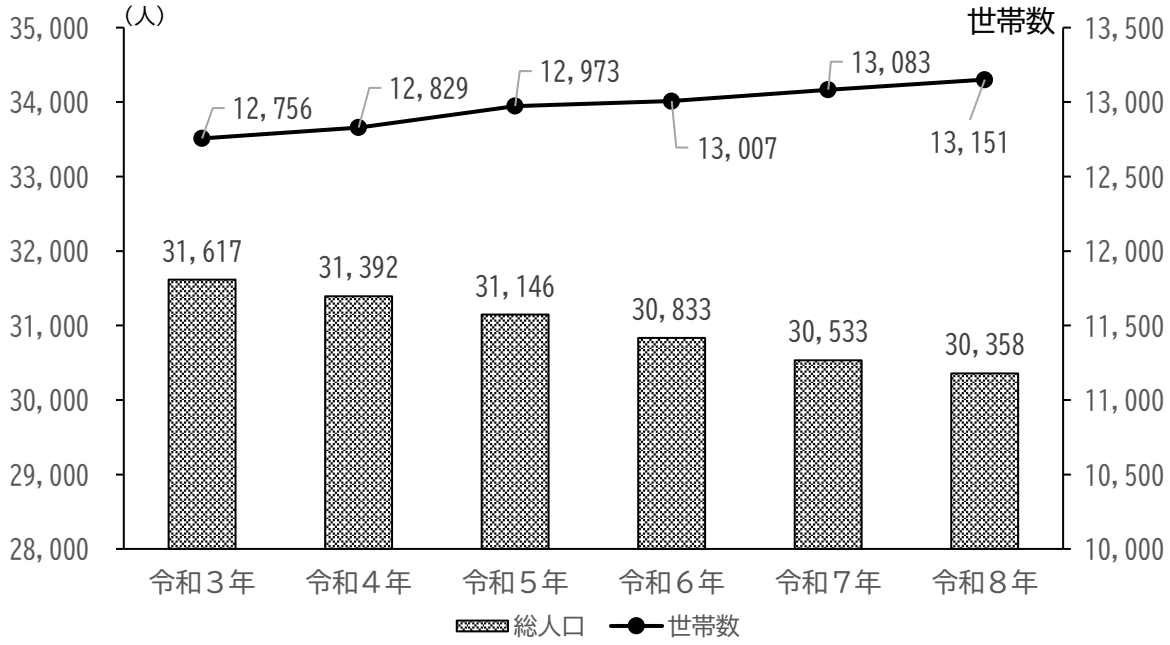

資料：神奈川県人口統計調査（各年４月１日現在）

② 人口動態の推移

転入・転出については、平成30年以降転入者数が転出者数を上回っています。

出生・死亡については、死亡数が出生数を上回るという状態が続き、その差は広がる傾向にあります。

人口動態の推移

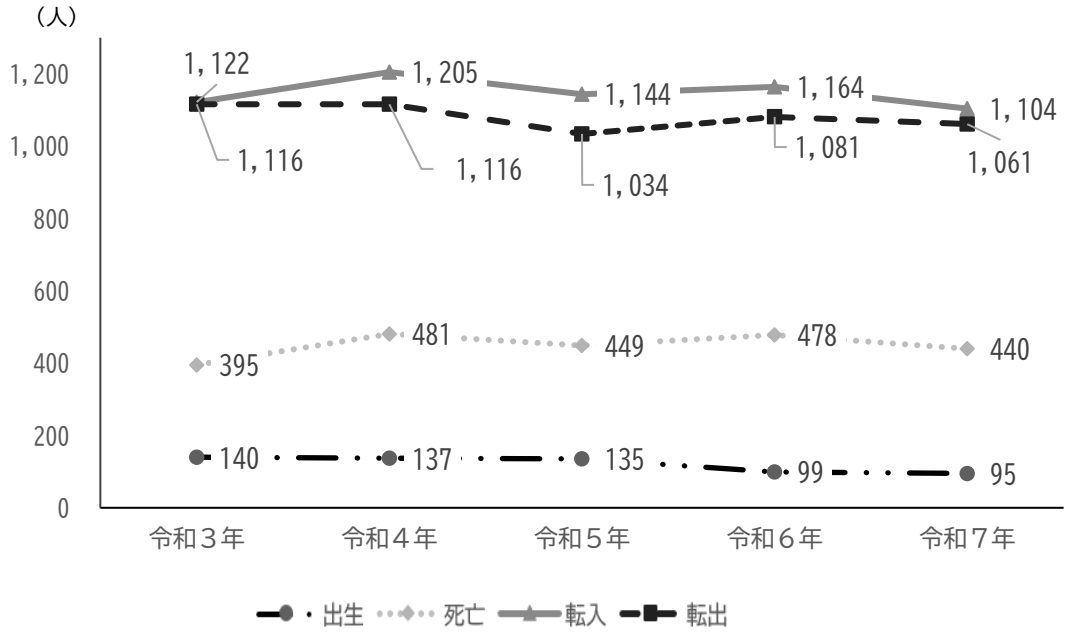

資料：大磯の統計（各年中）

③ 一般世帯の構成

世帯構成では、県平均に比べ「核家族世帯」「その他の親族世帯」の割合が高いですが、以前に比べ「その他の親族世帯」の比率は減少し、「非親族及び単独世帯」の割合が増加しています（国勢調査結果[各年10月１日現在]より）。

一般世帯の構成

単位:%

区分	大磯町		神奈川県
	令和２年	令和7年	令和7年
核家族世帯	67.5	65.0	53.7
夫婦のみ	40.3	42.2	37.6
夫婦とこども	45.2	42.5	47.1
ひとり親とこども	14.5	15.3	15.3
その他の親族世帯	9.8	3.0	1.7
非親族及び単独世帯	22.7	32.0	44.6
合 計	100.0	100.0	100.0

資料:国勢調査

④　年齢３区分別人口構成比の推移

本町においては高齢化が進み、年齢３区分別人口構成は、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、老年人口（65歳以上）の割合が増加する傾向を続けています。令和７年には、年少人口10.0%・生産年齢人口（15～64歳）53.9%・老年人口36.2%の構成となっており、老年人口比率は、県平均を10.1ポイント上回っています。

年齢３区分別人口構成比の推移

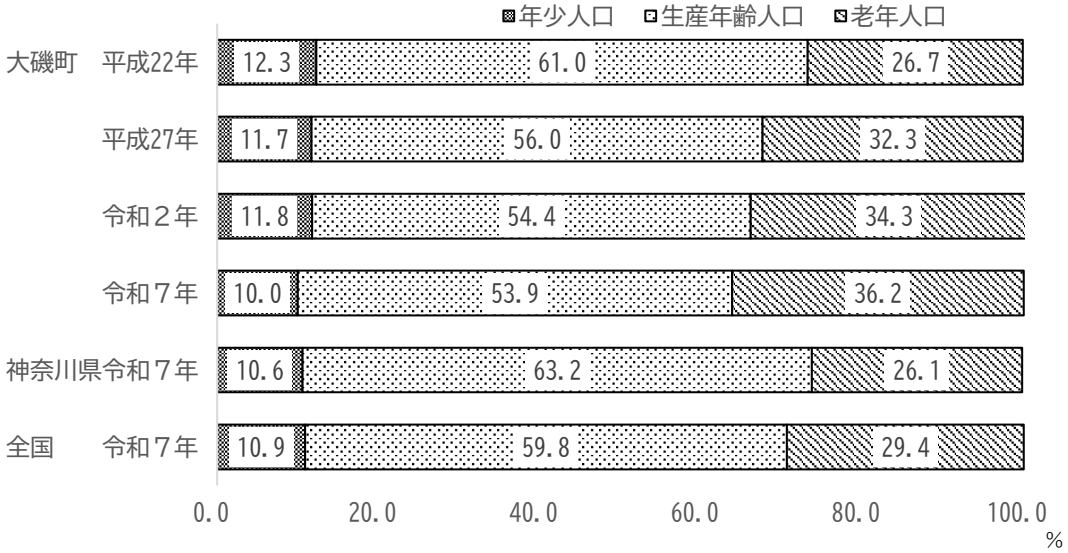

資料：国勢調査

⑤　通勤・通学流出人口の推移(令和８年 10 月 31 日現在の公表データ)

本町の町民の中で、通勤・通学で他市町村などへ通っている人のうち、「平塚市」に通っているという人が最も多く、通勤・通学流出人口全体の20%を超えています（第２、３位はそれぞれ「東京都（の区市町村)」、「横浜市」)。

通勤・通学流出人口の推移

単位：人、%

流出先	実　数		増減率	構成比	
	平成 27 年	令和２年		平成 27 年	令和２年
平塚市	2,934	2,881	-1.8	26.4	25.2
東京都	1,987	1,810	-8.9	17.9	15.8
横浜市	1,361	1,302	-4.3	12.2	11.4
小田原市	953	866	-9.1	8.6	7.6
藤沢市	663	716	8.0	6.0	6.3
茅ヶ崎市	435	457	5.1	3.9	4.0
その他	2,779	3,406	22.6	25.0	29.8
合　計	11,112	11,438	2.9	100.0	100.0

資料：国勢調査

⑥　通勤・通学流入人口の推移（令和８年 10 月 31 日現在の公表データ）

本町の町民の中で、通勤・通学で他の市町村などから通って来る人のうち、「平塚市」から、という人が最も多く、通勤・通学流入人口全体の約37%を占めています（第２、３位はそれぞれ「小田原市」、「二宮町」）。

通勤・通学流入人口の推移

単位：人、%

流入元	実　数		増減率	構成比	
	平成 27 年	令和２年		平成 27 年	令和２年
平塚市	1,675	1,560	−6.9	37.7	36.6
小田原市	551	535	−2.9	12.4	12.6
二宮町	472	468	−0.8	10.6	11.0
茅ヶ崎市	286	265	−7.3	6.4	6.2
秦野市	250	225	−10.0	5.6	5.3
藤沢市	155	173	11.6	3.5	4.1
その他	1,056	1,034	−2.1	23.8	24.3
合　計	4,445	4,260	−4.2	100.0	100.0

資料：国勢調査

（２）障がい者の状況

①　障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、令和８年４月１日現在 1,547 人で、ほぼ横ばいとなっており、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も 5.1%と令和３年以降ほぼ横ばいとなっています。

障害者手帳所持者数の推移

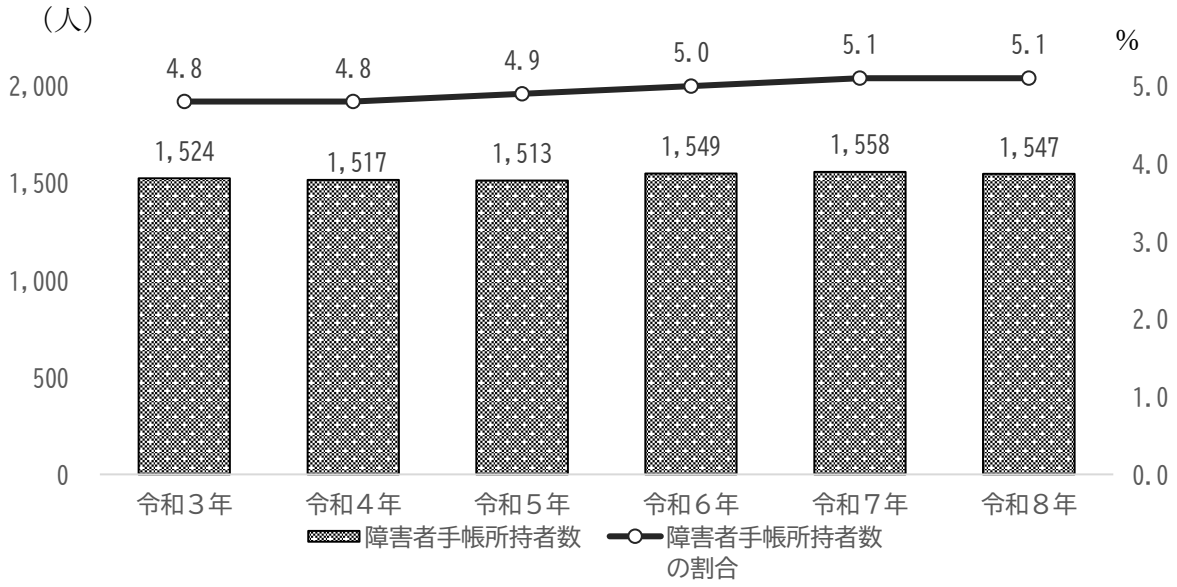

資料：人口は神奈川県人口統計調査（各年４月１日現在）
障害者手帳所持者数は身体障害者手帳、療育手帳は福祉課（各年４月１日現在）、
精神障害者保健福祉手帳は神奈川県精神保健福祉センター所報（各年 3 月 31 日現在）

② 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和８年４月１日現在 860 人となっています。

また、療育手帳所持者数は、令和８年４月１日現在 330 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和８年３月 31 日現在 357 人となっています。

障害者手帳別所持者数の推移

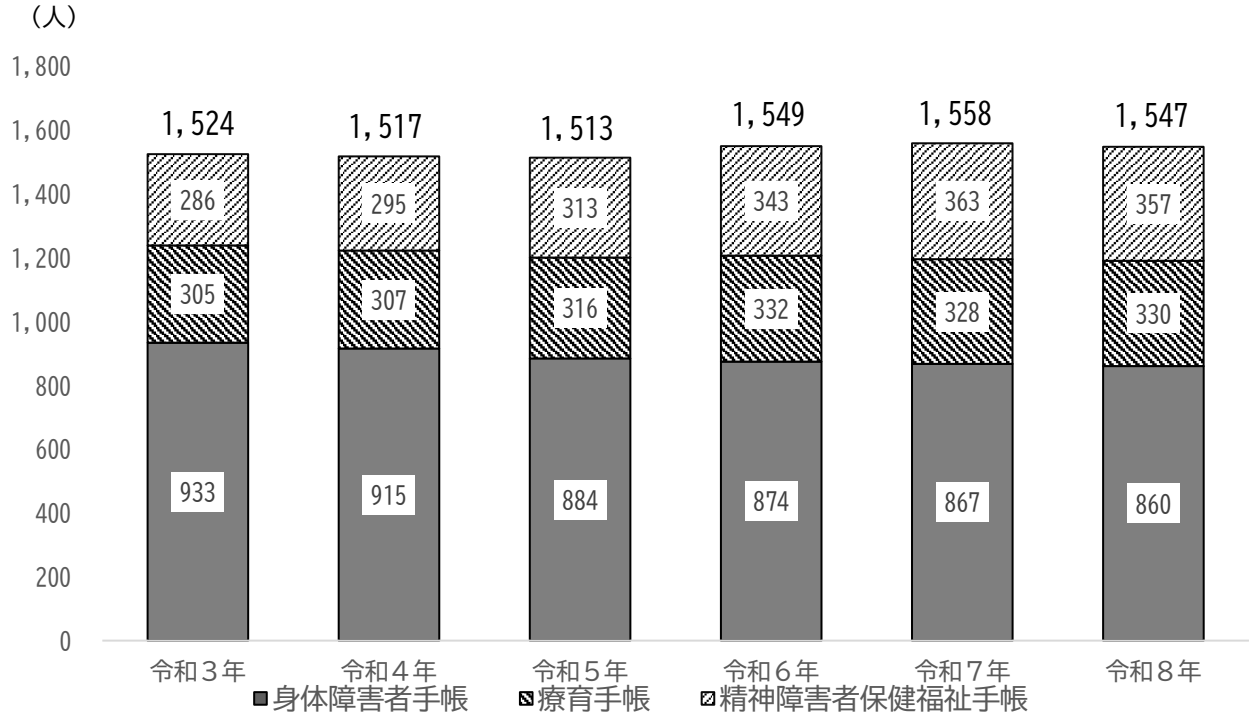

資料：障害者手帳所持者数は身体障害者手帳、療育手帳は福祉課（各年４月１日現在）
精神障害者保健福祉手帳は神奈川県精神保健福祉センター所報（各年 3 月 31 日現在）

（３）身体障害者手帳所持者の状況

①　身体障害者手帳所持者の等級別の推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和８年４月１日現在、１級の手帳所持者数が 315 人で最も多く、次いで４級の手帳所持者数が 194 人となっています。

身体障害者手帳所持者の等級別の推移

単位：人

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
１級	354	349	336	335	334	315
２級	141	136	129	121	117	127
３級	136	141	143	147	152	141
４級	210	201	194	191	188	194
５級	43	40	40	39	37	39
６級	49	48	44	41	39	44
合計	933	915	886	874	867	860

資料：福祉課（各年４月１日現在）

②　身体障害者手帳所持者の年齢別の状況

令和８年４月１日現在の身体障がい者の年齢構成をみると、65歳以上の人が662人と最も多く、全体の77%を占めており、障がい者の「高齢化」がみられます。

身体障害者手帳所持者の年齢別の状況

単位：人

区分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計	全体に占める比率
０～17 歳	4	6	6	3	2	1	22	3%
18～64 歳	61	35	28	28	11	13	176	20%
65 歳以上	250	86	107	163	26	30	662	77%
合計	315	127	141	194	39	44	860	100%

資料：福祉課（令和８年４月１日現在）

③　障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、令和８年４月１日現在、肢体不自由が354人（41.2%）と最も多く、次いで内部障がいが343人（39.9%）となっています。また、肢体不自由の手帳所持者数は年々減少しています

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	全体に占める比率
肢体不自由	436	421	396	379	364	354	41.2%
内部障がい	335	333	336	344	352	343	39.9%
聴覚・平衡機能障がい	83	82	79	77	79	92	10.7%
視覚障がい	69	69	65	65	64	63	7.3%
音声・言語	10	10	10	9	8	8	0.9%
合計	933	915	886	874	867	860	100.0%

資料：福祉課（各年４月１日現在）

（４）療育手帳所持者の状況

①　障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、等級別では、令和８年３月31日現在、Ｂ２（軽度）判定の手帳所持者数が127人で最も多く、次いでＡ２（重度）判定の手帳所持者数が76人となっています。また、Ｂ２判定の手帳所持者数は増加傾向にあります。

年齢別では、18～64歳の手帳所持者数が179人と最も多く、次いで0～17歳が131 人となっています。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

区分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
Ａ１（最重度）	60	60	61	59	61	58
Ａ２（重度）	68	64	67	73	70	76
Ｂ１（中度）	78	80	77	81	76	69
Ｂ２（軽度）	99	103	111	119	121	127
合計	305	307	316	332	328	330

資料：福祉課（各年３月 31 日現在）

障がいの程度別療育手帳所持者数の内訳（年齢別）

単位：人

区分	Ａ１	Ａ２	Ｂ１	Ｂ２	合計
0-17 歳	10	26	20	75	131
18-64 歳	41	43	43	52	179
65 歳以上	5	8	6	1	20
合計	56	77	69	128	330

資料：福祉課（令和８年３月 31 日現在）

（５）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

①　精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和８年３月 31 日現在、手帳所持者数では２級が 232 人で最も多く、次いで３級が 93 人となっています。なお、２級の手帳所持者数は令和７年までは年々増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移　　単位：人

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
１級	32	33	33	33	34	32
２級	195	210	217	224	239	232
３級	59	52	63	86	90	93
合計	286	295	313	343	363	357

資料：神奈川県精神保健福祉センター所報（各年３月 31 日現在）

②　支援医療（精神通院医療）受給者の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、令和８年３月 31 日現在 514 人で、年々増加しています。

自立支援医療受給者の推移

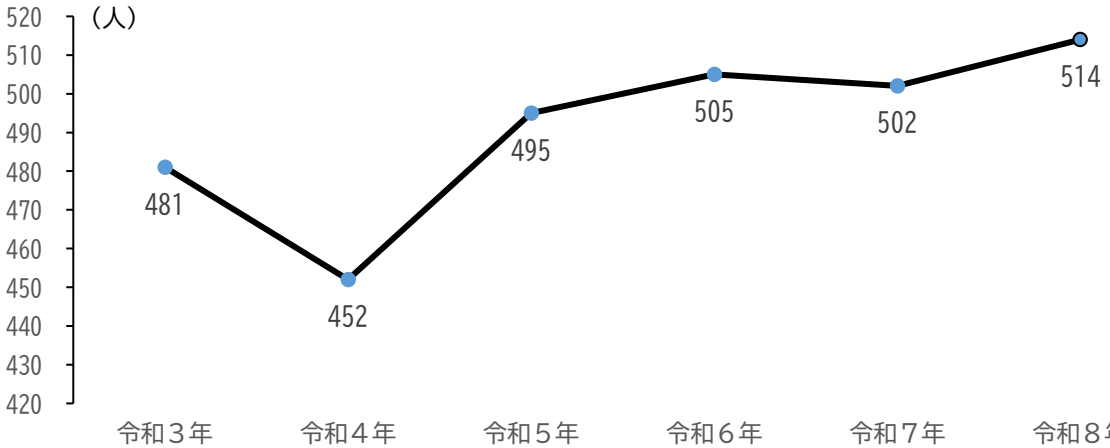

資料：神奈川県精神保健福祉センター所報（各年 3 月 31 日現在）

（６）特定医療費（指定難病）受給者の状況

①　難病医療費等助成受給者の推移

難病医療費等助成受給者の推移をみると、令和８年３月 31 日現在 274 人で、令和４年以降増加しています。

難病医療費等助成受給者の推移

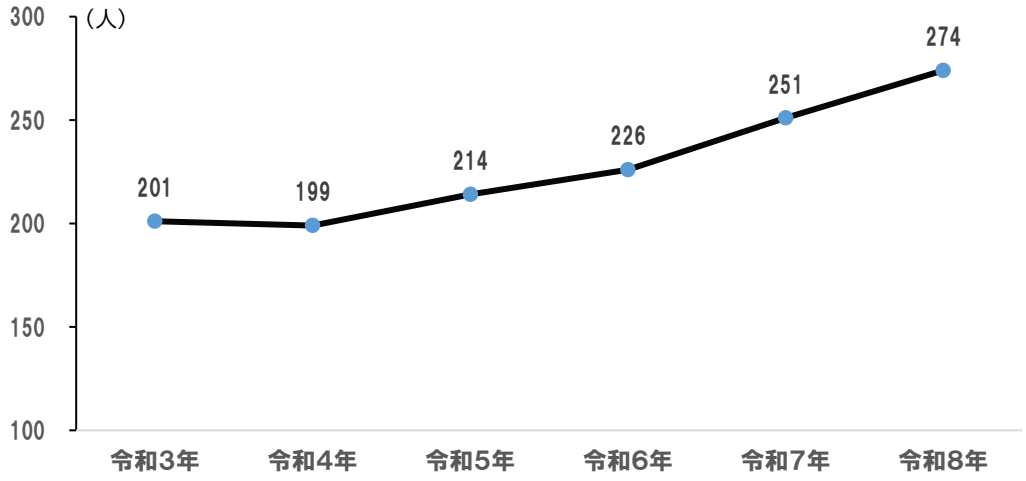

資料：平塚保健福祉事務所（各年３月 31 日現在）

②　特定医療費受給者が１人以上いる対象疾患の数

特定医療費受給者が１人以上いる対象疾患の数は、令和８年では55種となっており、増加傾向となっています。また、平塚市に比べ、種類が半分程度となっています。

難病医療費等助成受給者の推移

単位：人

区分	令和６年	令和７年	令和８年
大磯町	51	53	55
参考：管内全体	120	121	129
平塚市	115	115	117
二宮町	50	53	57

資料：平塚保健福祉事務所（令和８年４月１日現在）

（７）特別支援学級在籍児童・生徒の状況

①　特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和８年４月１日現在 57 人で、令和７年まで年々増加していましたが、令和７年から減少しています。また、中学校の生徒数では、令和８年４月１日現在 29 人で、令和７年から令和８年にかけて減少しています。

特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

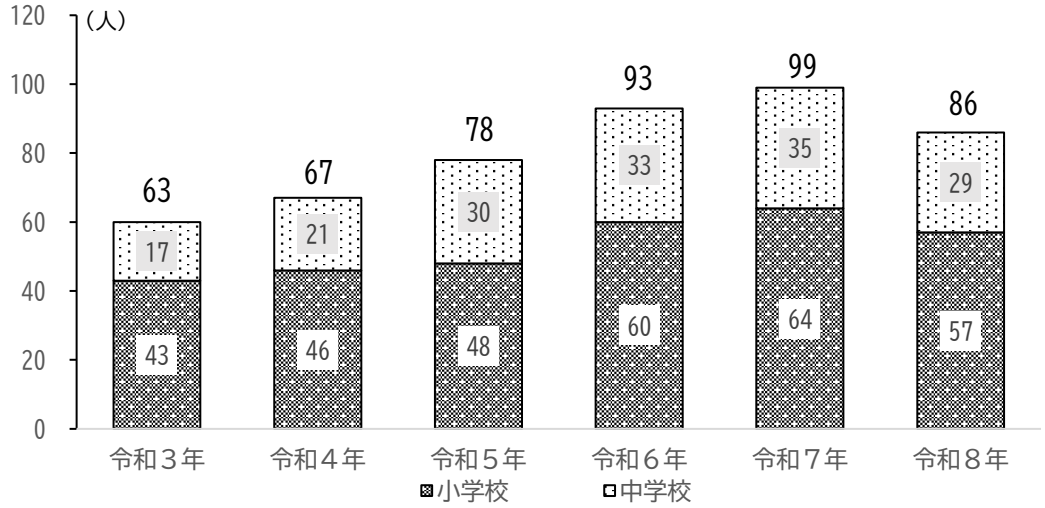

資料：学校教育課（各年４月１日現在）

（８）特別支援学校在籍者の状況

①　特別支援学校在籍者の推移

特別支援学校在籍者の推移をみると、小学生・中学生ともに令和８年４月１日現在５人で微増。そして、高校生は令和８年４月１日現在 17 人で前年から増加しています。

特別支援学校在籍者

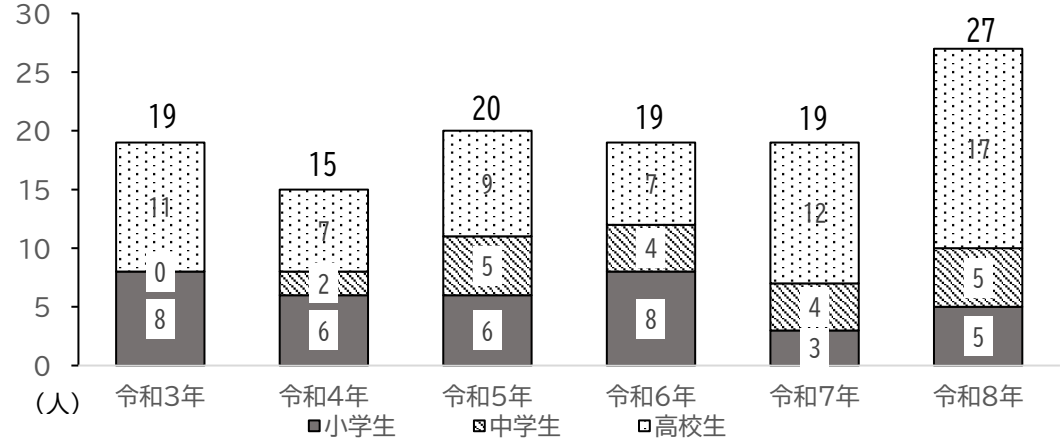

資料：学校教育課（各年４月１日現在）

（９）障害支援区分認定者の状況

①　障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和８年４月１日現在、区分６が42人で最も多く、次いで区分４が35人となっています。

障害支援区分認定者数の推移

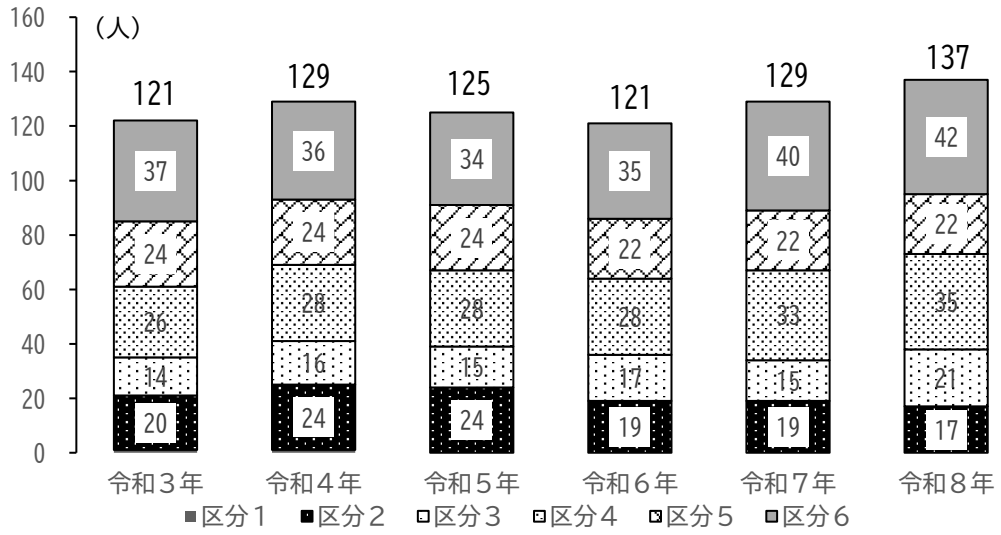

資料：福祉課（各年４月１日現在）

（10）生活の状況

①　就労・雇用状況

障がい者が安定した職業を持つことは、地域で自立した生活を支えるとともに、社会参加を進める視点からも大変重要なことであり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用率制度などにより障がい者の雇用が推進されています。しかし、昨今の経済・雇用情勢のため、いまだに雇用率を達成していない事業所が多数みられるのが現状です。

平塚公共職業安定所管内（平塚市、伊勢原市、大磯町、二宮町）における障がい者の就労・雇用状況は、次のとおりです。

○　就労状況

障がい者の職業紹介状況で、令和８年３月現在における障がい者の登録者数は、63,969 人で、就職件数は 332 件となっています。

障がい者就職紹介状況

単位：人、件

	合　計
新規求職申込件数	730
身体障害者以外	554
月間有効求職者数	18,044
身体障害者以外	12,921
紹介件数	1,516
身体障害者以外	1,096
就職件数	332
身体障害者以外	271
登録者数	63,969
身体障害者以外	41,405

資料：平塚公共職業安定所 令和７年度（令和８年３月現在）管内業務統計

○　雇用状況

障がい者の法定雇用率は、一般の民間企業は、常用労働者数 43.5 人以上が対象でしたが、令和６年４月から 40.0 人以上に拡大され 2.5%となり、令和８年７月から 37.5 人以上に段階的に引き上げられ 2.7%となりました。

特殊法人等（常用労働者数 37.0 人以上規模の法人）は 3.0%、国・地方公共団体は 3.0%、都道府県教育委員会は 2.9%の法定雇用率が令和８年７月より適用されます

障がい者雇用状況集計表（神奈川県内）　　単位：人、%

区分	①　企業数（企業）	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（人）	②　障害者の数						⑤法定雇用率達成企業の数（企業）	⑥法定雇用率達成企業の割合（%）
			A．重度身体障害者及び重度知的障害者（人）	B．重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者（人）	C．重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（人）	D．重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（人）	E．計A×２＋B＋C＋D×0.5（人）	F．うち新規雇用分（人）	E÷②×100（%）	
計	5,727	1,324,268	5,830	3,639	15,143	2142	968	31,997	242	2,430	43.5

資料：神奈川労働局職業安定部職業対策課

②　施設の利用状況

令和８年４月１日現在の障害者福祉施設の利用状況は次のとおりです。

○　入所施設の利用状況

単位：人

施設の種類	利用者数	町内	町外
障害者支援施設	37	12	25
重症心身障害者施設（療養介護）	3	0	3
合　計	40	12	28

資料：福祉課（令和８年４月１日現在）

○　通所施設の利用状況

単位：人

施設の種類	利用者数	町内	町外
生活介護	67	28	39
就労移行支援	9	0	9
就労継続支援Ａ型	17	0	17
就労継続支援Ｂ型	73	26	47
合　計	166	54	112

資料：福祉課（令和８年４月１日現在）

○　生活施設（グループホーム）の利用状況

単位：人

施設の種類	障がい種別	利用者数	町内	町外
共同生活援助	身体	4	0	4
	知的	17	5	12
	精神	13	0	13
合　計		34	5	29

資料：福祉課（令和８年４月１日現在）

③　地域活動支援センターの利用状況

令和７年度に町内在住の方が地域活動支援センターを利用した状況は、次のとおりです。

単位：人

障がい種別	町内	町外
身体障がい者	0	0
知的障がい者	0	2
精神障がい者	0	4
合　計	0	6

資料：福祉課（令和８年３月 31 日現在）

（11）生活支援サービスの状況

①　総合相談窓口の設置（対象：身体・知的・精神）

障がい児者及び介護者に福祉サービスを適切に提供するための総合相談として、障がい者福祉に関する各種の相談を電話、面接、訪問等により応じています。

○　総合相談窓口　相談件数（令和７年度の状況　福祉行政報告例より）

単位：人、件

区分	実人数	身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	その他
障がい者	418	88	16	198	127	69	16	8
障がい児	134	14	9	74	19	76	5	11
合計	552	102	25	272	146	145	21	19

○　相談・支援形態別状況（令和７年度の状況　福祉行政報告例より）

単位：件

区分	訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他
件数	312	191	92	3,893	86	208	249	28

○　総合相談窓口の主な相談の内容

福祉サービス関係	生活支援、各種情報の提供
・手帳の交付等に関すること。 ・障がい福祉サービスに関すること。 ・福祉用具に関すること。 ・住宅改修に関すること。 ・その他制度に関すること。	・障がい者全般の相談に関すること。 ・権利擁護、成年後見制度に関すること。 ・障がい者団体に関すること。 ・障がいの理解促進に関すること。 ・障がい者虐待に関係すること。 ・障がい差別関係に関すること。

② 補装具・日常生活用具の給付（対象：身体・知的）

身体障がいや知的障がいに伴う生活の障がいを除去・軽減し、日常生活の利便を図るため各種用具（盲人安全つえ、補聴器、車椅子、義肢、頭部保護帽など）を給付しています。

○ 補装具の交付・修理（令和７年度の状況　福祉行政報告例より）

単位：件

	義肢	装具	座位保持装置	盲人安全つえ	補聴器	車椅子	眼鏡	歩行器	合計
交付	1	16	2	1	14	3	2	0	39
修理	0	2	3	0	7	7	0	1	20
合計	1	18	5	1	21	10	2	1	59

資料：福祉課

○ 日常生活用具の給付（令和７年度の状況）

単位：件

自立支援用具		在宅療養等支援用具			情報・意思疎通支援用具					排泄管理支援用具		合計
T字状・棒状のつえ	頭部保護帽	ネブライザー（吸入器）	盲人用体重計	動脈血中酸素飽和濃度測定器	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害者用拡大読書器	盲人用時計（音声・触読）	盲人用体温計	ストーマ装具	紙おむつ等	
1	1	2	1	1	1	3	2	3	1	628	131	775

資料：福祉課

※ストーマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、１か月分を１件としています。

③ 医療費助成（対象：身体・知的・精神）

自立支援医療制度により障がいの軽減や機能の回復のために、更生医療（18歳以上）・育成医療（18歳未満）の給付を行っています。また、医療費助成制度として、身体、知的及び精神障がい者の医療費負担を軽減するため、保険適用医療費の自己負担額に対する助成を行っています。この医療費助成制度については、今後も維持継続していきたいことから、条例改正を行い、平成26年4月から、65歳以上で新規に障がい者手帳を取得した方、及び新規に身体障害者手帳４級を取得した方を医療費助成の対象外とし、また、同年10月から所得制限を実施しました。そのほかに、自立支援医療制度（精神通院）医療費の一部負担に係る助成として、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳３級及び自立支援医療受給者証所持者）の通院医療費の助成を行っています。

○ 更生医療（過去３年間における状況）

単位：人、円

年度	利用者数	助成額
令和５年度	59	41,256,388
令和６年度	50	29,530,207
令和７年度	52	27,698,580

資料：福祉課

○ 育成医療（過去３年間における状況）

単位：人、円

年度	利用者数	助成額
令和５年度	4	91,370
令和６年度	2	5,778
令和７年度	1	50,182

資料：福祉課

○ 重度障害者医療費助成（過去３年間における状況）

単位：人、円

年度	対象者数	助成額
令和５年度	876	102,765,236
令和６年度	850	97,810,792
令和７年度	851	98,764,490

資料：福祉課

○ 精神障がい者通院医療費助成（過去３年間における状況）

単位：人、円

年度	利用者数	助成額
令和５年度	6	21,687
令和６年度	7	35,853
令和７年度	10	37,806

資料：福祉課

④　入浴サービス（対象：身体）

家庭での入浴が困難な重度身体障がい者に、移動入浴車による訪問入浴サービスを行っています。

入浴サービス（対象：身体）

単位：人、円

年度	利用者数	助成額
令和５年度	0	0
令和６年度	0	0
令和７年度	0	0

資料：福祉課

※利用対象となる方がいないため実績がありません。

⑤　住宅改良への助成（対象：身体・知的）

重度障がい者に対し、既存住宅の浴室、便所、台所などの住宅設備を改良・改善する費用を助成しています（上限80万円）。

住宅改良への助成（対象：身体・知的）

単位：件、円

年度	利用件数	事業費
令和５年度	1	400,000
令和６年度	2	831,400
令和７年度	1	296,100

資料：福祉課

⑥　福祉車両購入費の助成（対象：身体）

重度身体障がい者に対し、福祉車両の購入費用の一部を助成しています（上限20万円）。

福祉車両購入費の助成（対象：身体）

単位：件、円

年度	利用件数	事業費
令和５年度	0	0
令和６年度	0	0
令和７年度	1	200,000

資料：福祉課

⑦　ホームヘルパーの派遣(過去3年間における状況)居宅介護（対象：身体・知的・精神）

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ホームヘルパーを派遣します。

単位：人、時間

	身体	知的	精神	児童	合計
令和５年度　利用者数	40	12	6	0	58
派遣時間数	837	48	41	0	926
令和６年度　利用者数	63	12	0	0	75
派遣時間数	1,288	68	0	0	1,356
令和７年度　利用者数	80	12	24	0	116
派遣時間数	1,755	94	147	0	1,996

資料:福祉課

⑧ ガイドヘルパーの派遣(過去3年間における状況)移動支援（対象：身体・知的・精神）

外出時にはガイドヘルパーを派遣し、社会参加や外出の機会を確保します。

単位：人、時間

	身体	知的	精神	児童	合計
令和５年度利用者数	10	57	10	19	96
派遣時間数	9	458	73	196	736
令和６年度利用者数	7	66	12	22	107
派遣時間数	4	619	50	182	855
令和７年度利用者数	17	66	23	32	138
派遣時間数	31	545	114	258	948

資料:福祉課

⑨ 手話通訳者・要約筆記者の派遣（対象：身体）

聴覚障がい者が、病院、学校、公的機関等に出向く場合、コミュニケーションを円滑にするために手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

単位：人、円

年度	利用件数	事業費
令和５年度	53	687,136
令和６年度	44	457,556
令和７年度	49	496,149

資料：福祉課

⑩ 障害者タクシー等利用助成金（対象：身体・知的・精神）

在宅の身体障がい者等に対して、生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金の助成があります。

障害者タクシー等利用助成金

単位：人、枚

年度	利用件数	利用枚数
令和５年度	141	2,727
令和６年度	135	2,596
令和７年度	233	2,450

資料：福祉課

⑪ 障害者地域作業所等交通費助成（対象：身体・知的・精神）

障がい者が通所施設、地域作業所、地域活動支援センターなどに通っている場合、交通費を助成する制度があります。【令和５年度より全額支給】

障害者地域作業所等交通費助成

単位：人、円

年度	利用件数	助成額
令和５年度	66	4,217,178
令和６年度	78	4,495,625
令和７年度	81	4,406,686

資料：福祉課

⑫ 一時的な施設利用短期入所 （対象：身体・知的・精神）

自宅で生活している障がいのある人が、施設やグループホームなどに短期間滞在して日常生活の支援や介護を受けるサービスです。

一時的な施設利用短期入所

単位：人、日数

障がい種別	利用人数	利用日数
身体障がい者	2	26
知的障がい者	9	59
精神障がい者	0	0
障がい児	0	0

資料：福祉課

（12）地域の社会資源の状況

①　地域の障害福祉サービス等事業所

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、各種障害福祉サービスを提供する事業所が整備されていますが、サービスの種類や地域によって事業所数に差があります。

単位：件

	事業所数					
	平塚市	秦野市	伊勢原市	大磯町	二宮町	合　計
居宅介護（ホームヘルプ）	28	19	14	1	3	65
重度訪問介護	24	19	11	0	1	55
同行援護	8	6	4	0	2	20
行動援護	0	5	1	0	0	6
短期入所（ショートステイ）	21	18	5	2	1	47
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
療養介護	0	1	0	0	0	1
生活介護	28	25	6	3	2	64
施設入所支援	6	7	1	1	0	15
自立訓練（機能訓練）	0	1	0	0	0	1
自立訓練（生活訓練）	1	2	0	0	0	3
宿泊型自立訓練	0	1	0	0	0	1
就労移行支援	11	3	1	0	1	16
就労選択支援	1	1	0	0	0	2
就労継続支援Ａ型	4	1	3	1	1	10
就労継続支援Ｂ型	32	25	15	3	3	78
共同生活援助（グループホーム）	39	31	17	2	4	93
計画相談支援	30	25	24	2	3	84
地域移行支援	3	5	1	0	0	9
地域定着支援	1	4	0	0	0	5
障害児相談支援	23	17	12	1	2	55
児童発達支援	22	19	14	1	2	58
放課後等デイサービス	42	23	16	1	3	85
保育所等訪問支援	5	8	5	1	1	20
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	2	2	0	0	0	4
医療型障害児入所施設	0	1	0	0	0	1
合　計	331	269	150	19	29	798

資料：(社)かながわ福祉サービス振興会【障害者福祉情報サービスかながわ】（令和８年８月現在）

2　アンケート調査結果からみた現状

（1）アンケートの概要

① 調査の目的

本調査は、現在町で取り組んでいる次期「大磯町障がい者福祉計画」策定に向けて、町民の皆さんの現在の状況や御意見を次期計画に反映させることを目的に実施したものです。

② 調査対象

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの大磯町民

③ 調査期間

令和７年９月２日～令和７年９月24日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式、WEB回収方式

④　回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
600 通	264 通 （紙：193、WEB：71）	44.0% （紙:32.2%、WEB:11.8%）

（2）アンケート調査結果

①　日常生活の状況、就労状況について

ア　現在の住まい

全体では、「持ち家（家族・親戚の持ち家も含む）」が 85.2%と、前回の 76.4%よりも高くなっています。

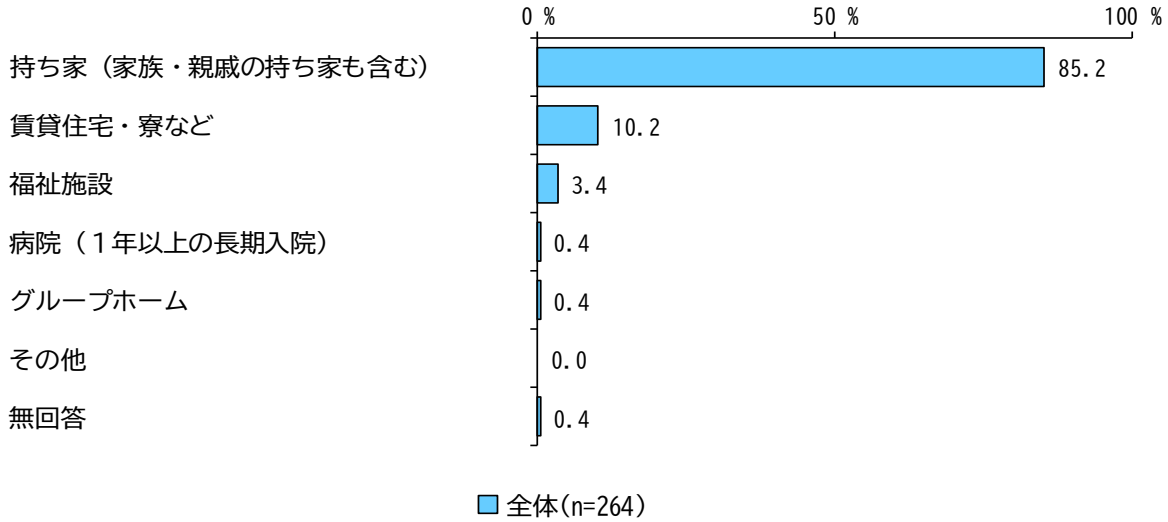

イ　介護・支援が必要な項目

全体では、「通院」71.0%が最も多く、以下「買い物」65.9%、「外出」63.8%、「洗濯・掃除」58.0%、「食事」46.4%、「薬の服用」46.4%となっています。

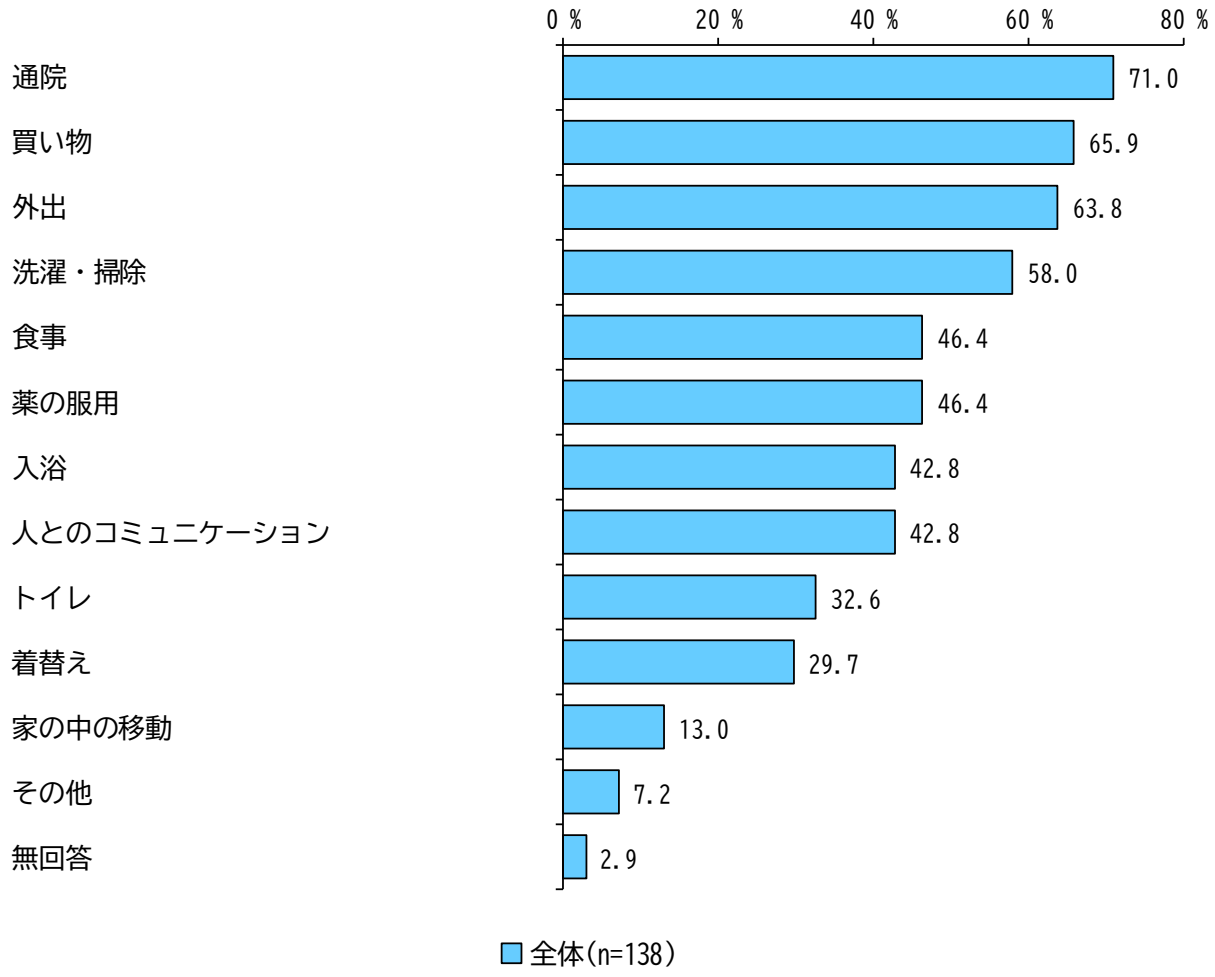

【手帳の種類別】

全ての手帳で、「通院」が多くなっています。『療育手帳』は、「薬の服用」63.8%と「人とのコミュニケーション」69.0%が他の手帳と比較して多くなっています。

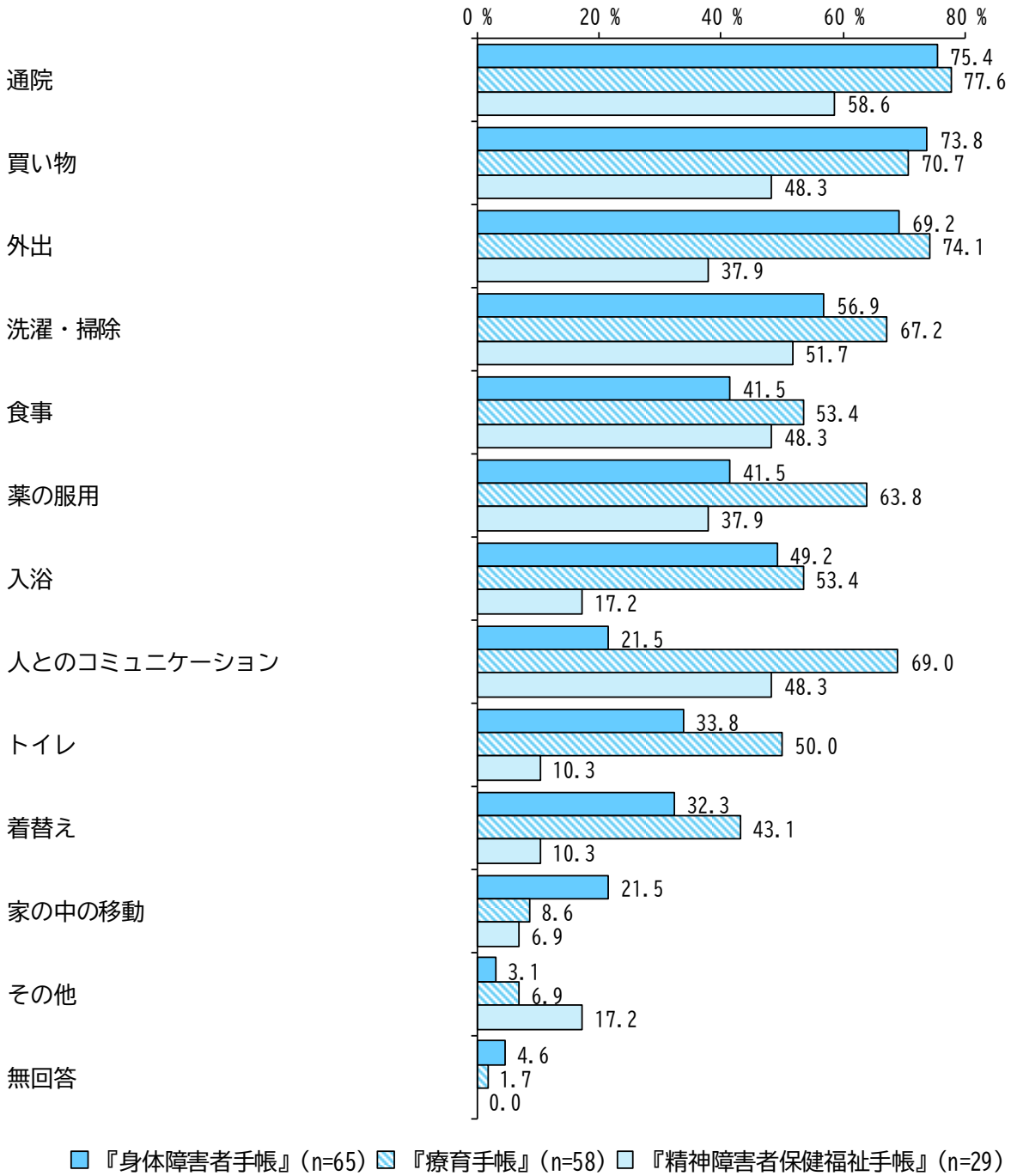

ウ　生活を支える収入

全体では、「年金・特別障害者手当など」が 62.1%と最も多く、次いで「家族の収入・親戚などの援助」45.8%、「勤め先の給料・賃金」17.4%、「自己資金」14.4%となっています。

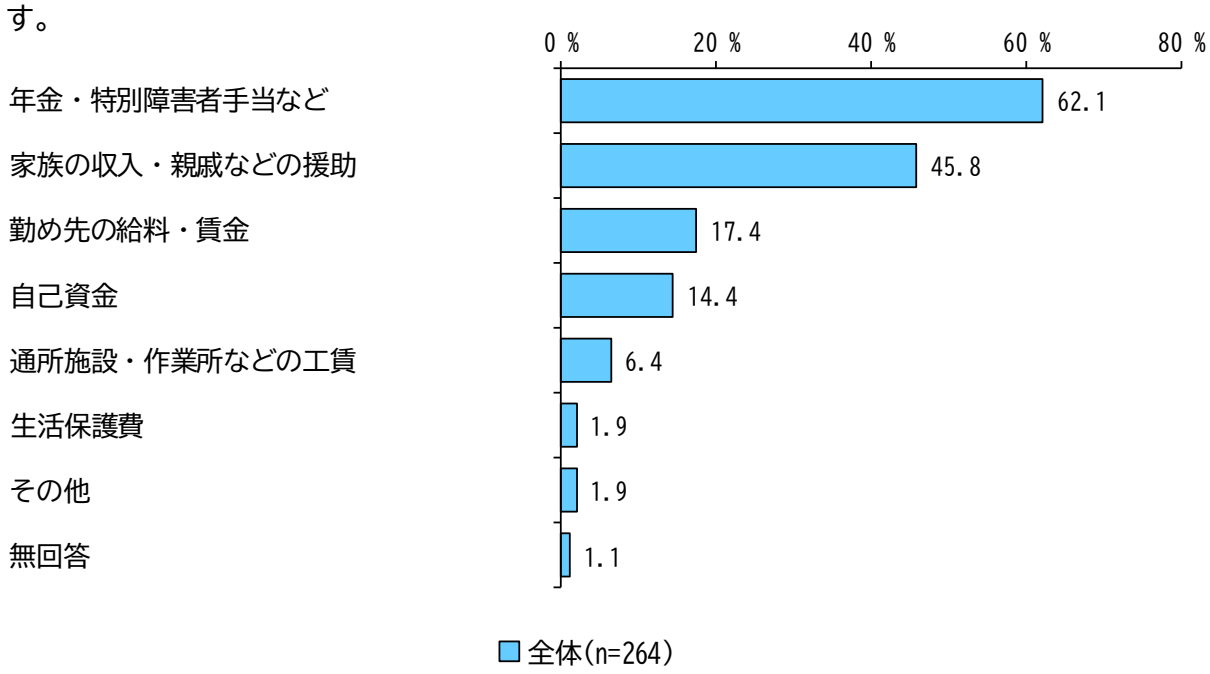

エ　働いていない理由

全体では、「高齢のため」が 39.3%と最も高く、次いで「就学中または働ける年齢でないため」が 25.1%、「心身の状況により働けない」が 18.3%となっています。

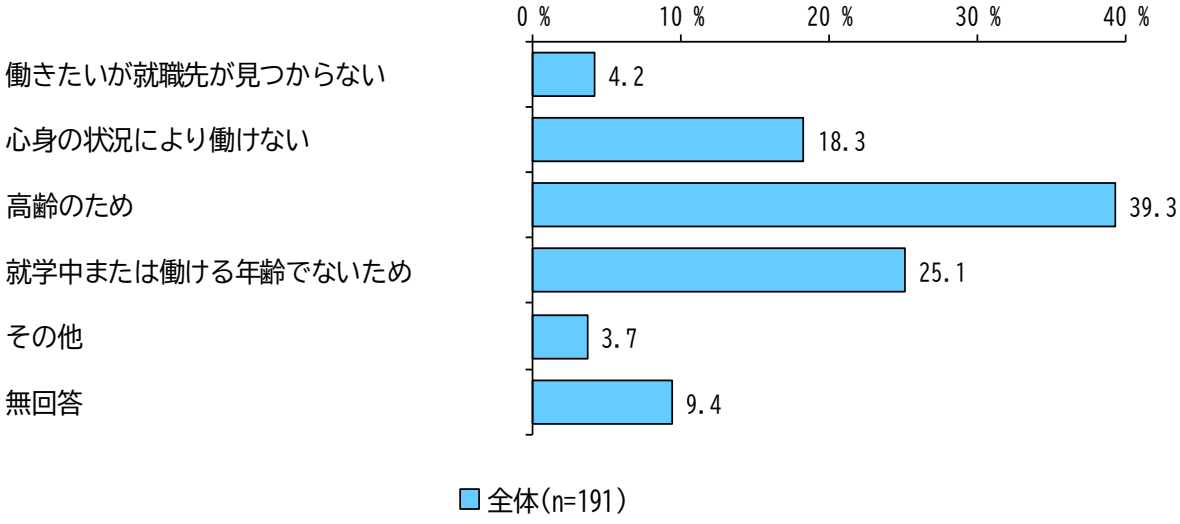

オ　障がい者が働くために必要なこと

全体では、「企業、上司、同僚の理解」が 49.6%と最も多く、次いで「就業の日数や時間、場所などについて多様な就労の形が認められていること」が 43.9%、「障がい特性に配慮した職場環境の整備（介助や援助、バリアフリー等）」が 43.2%、「就職に向けた相談」が 38.6%、「就職に必要な知識・技術等の習得」が 37.5%となっています。

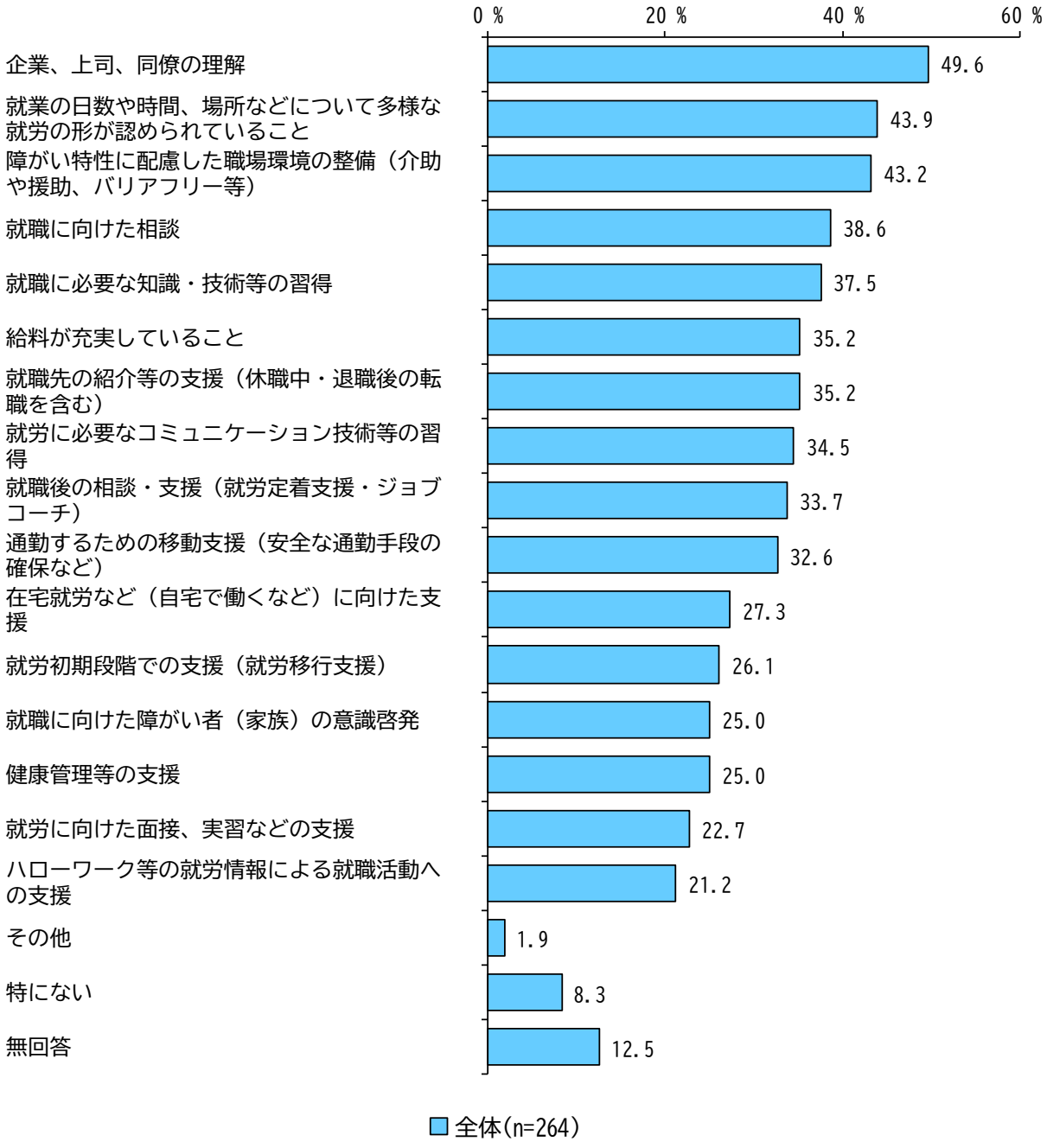

②　健康管理や医療について

ア　体調の維持

全体では、「食事（栄養バランスなど）に気をつけている」が 69.3%と最も多く、次いで「定期的に受診（健診）し、必要であれば服薬している」が 60.2%、「睡眠を十分取っている」が 52.7%、「スポーツ・運動（リハビリを含む）をしている」が 36.0%、「趣味・レクリエーションでストレスを解消している」が 32.2%となっています。

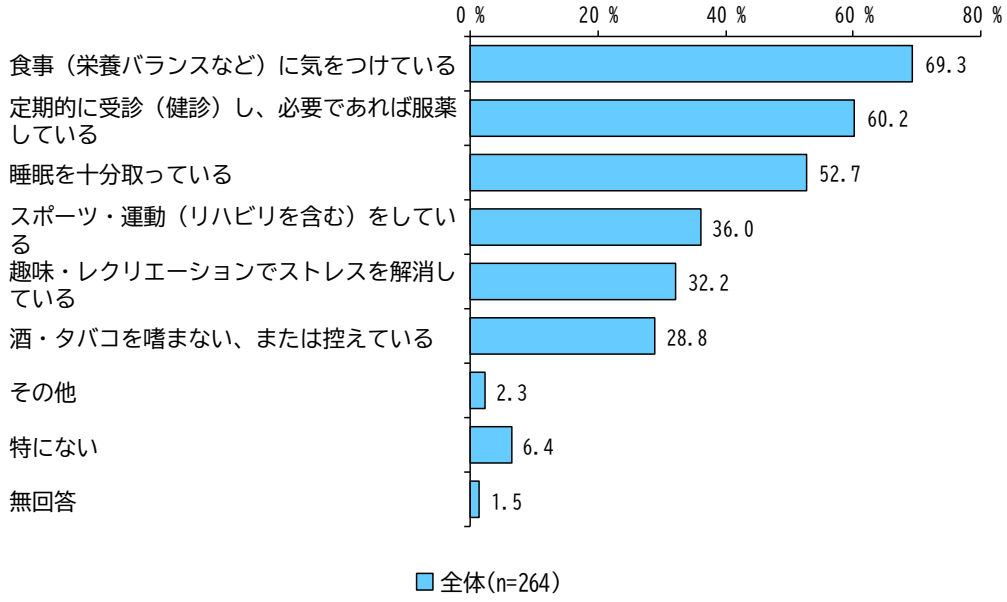

イ　医療を受ける上で困っていること

全体では、「通院（病院までの移動）が困難である」が18.9%と最も多く、次いで「通院費（交通費）の負担が大きい」が15.5%、「意思の疎通が難しい（手話などが必要な場合を含む）」が14.8%、「専門的な治療をする病院が近くにいない」が13.6%となっています。一方で、「特にない」34.5%となっています。

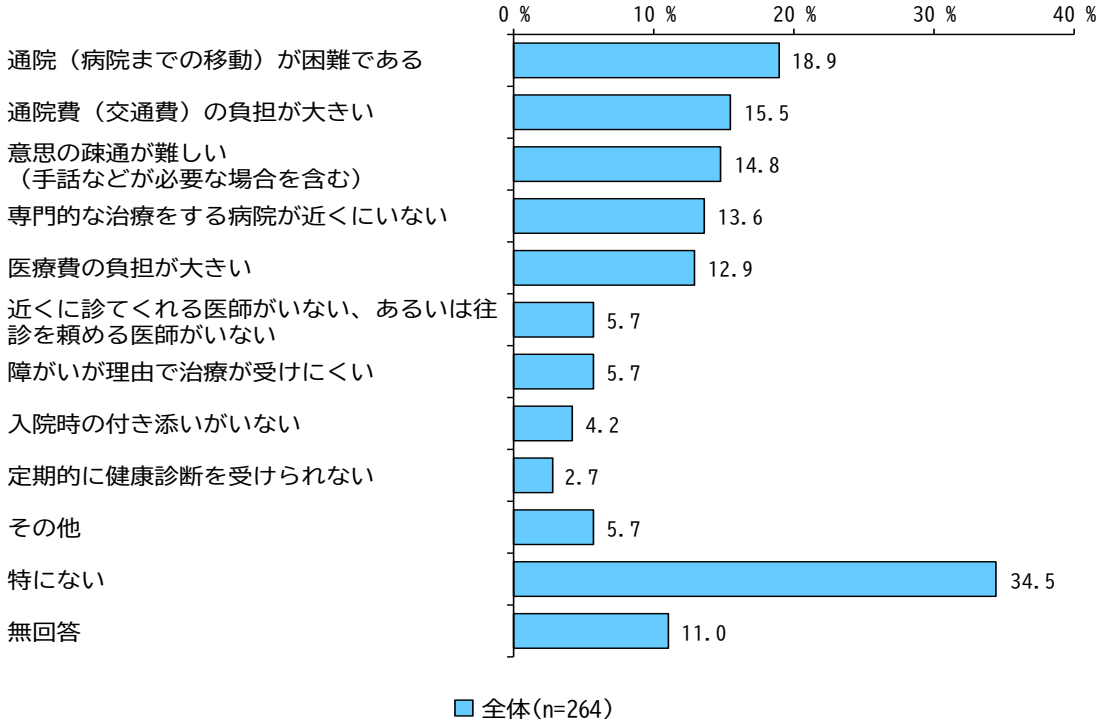

③　余暇や地域活動について

ア　地域での行事や活動への参加

全体では、「近所の人と挨拶・会話をしている」が 55.3%、「地域のお祭り・イベントに参加している」が 12.1%となっています。一方で、「地域とのつながりをもっていない」が 27.7%となっています。

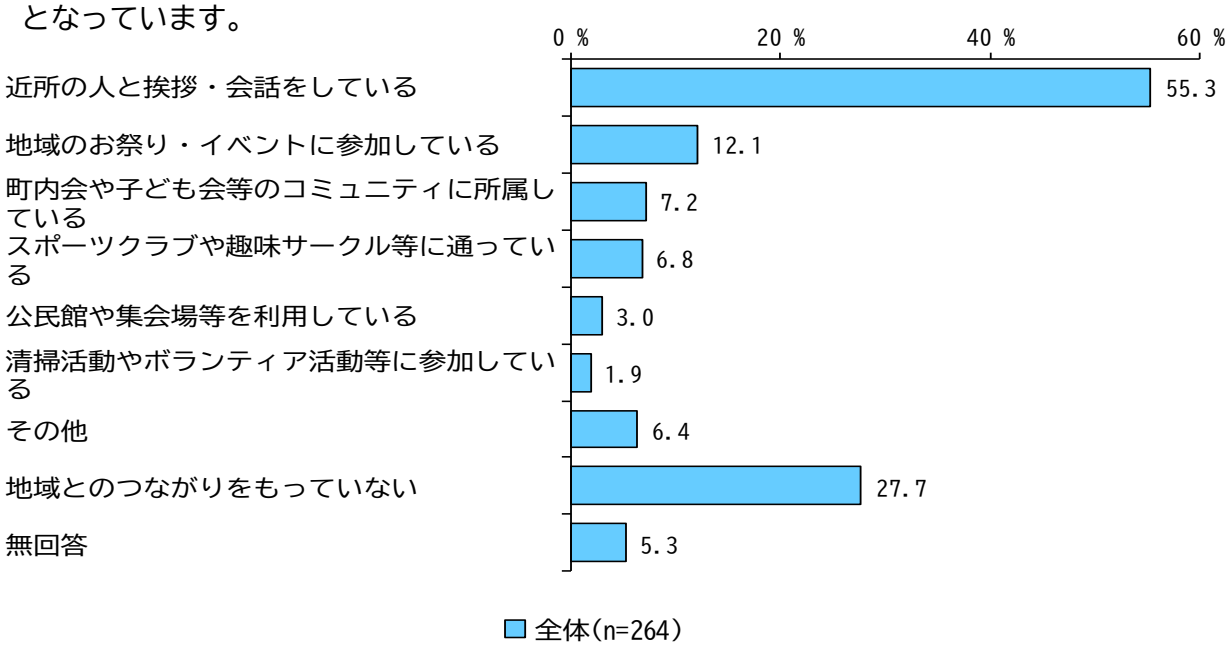

【手帳の種類別】

全ての手帳で、「近所の人と挨拶・会話をしている」が多くなっています。『療育手帳』は、「地域のお祭り・イベントに参加している」20.9%が他の手帳と比較して多くなっています。

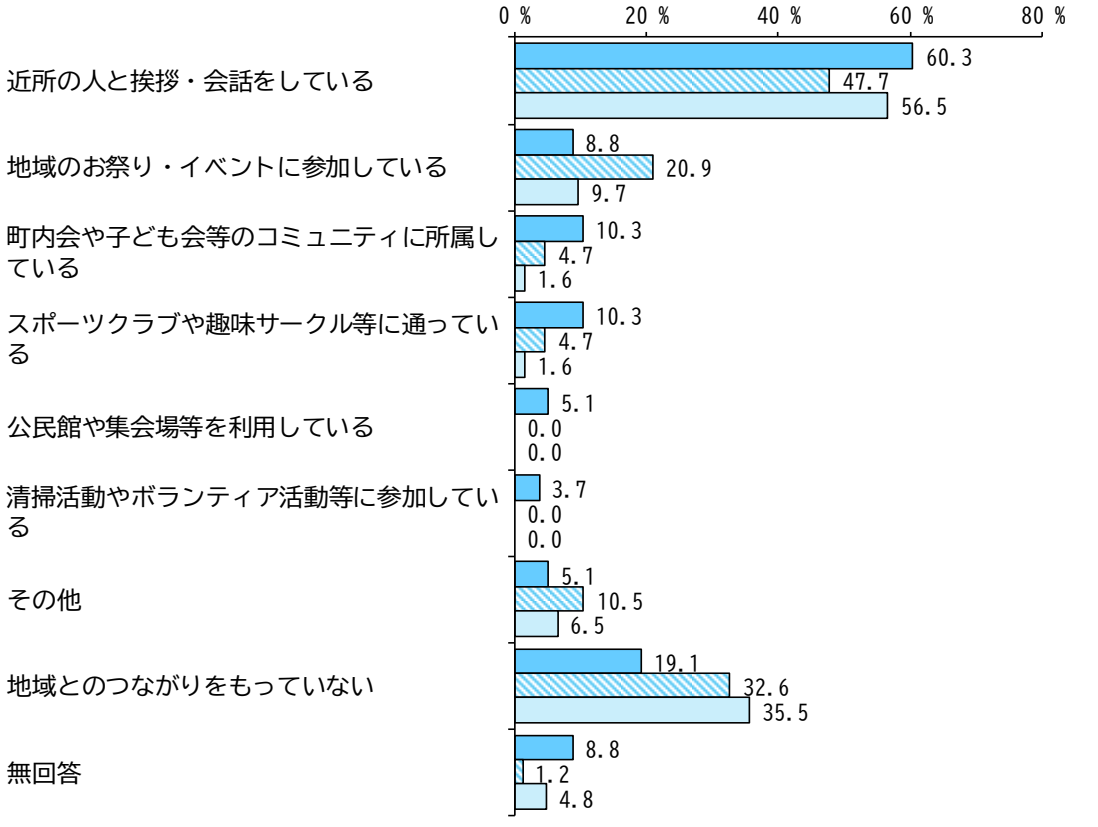

イ　地域との関わり

全体では、「いざという時のためにご近所との付き合いを大切にしたい」の割合が 57.6%と最も高く、以下「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」23.5%、「ご近所の協力はあてにせず、自分のことは自分でする」18.9%となっています。

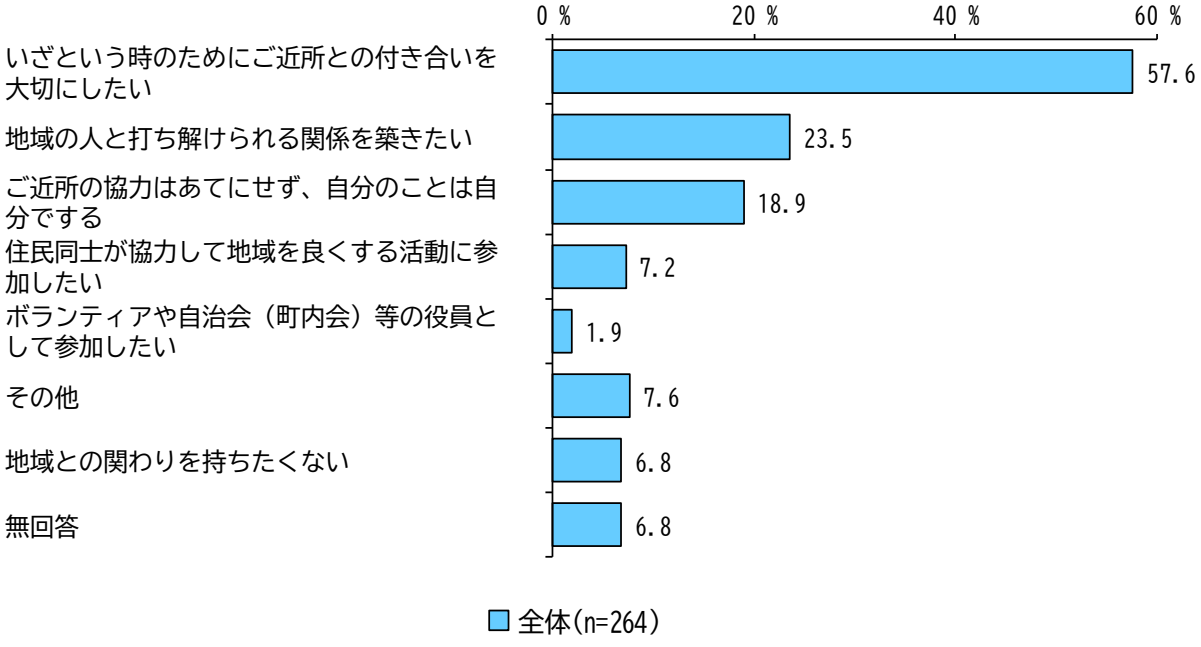

【手帳の種類別】

全ての手帳で、「いざという時のためにご近所との付き合いを大切にしたい」が多くなっています。

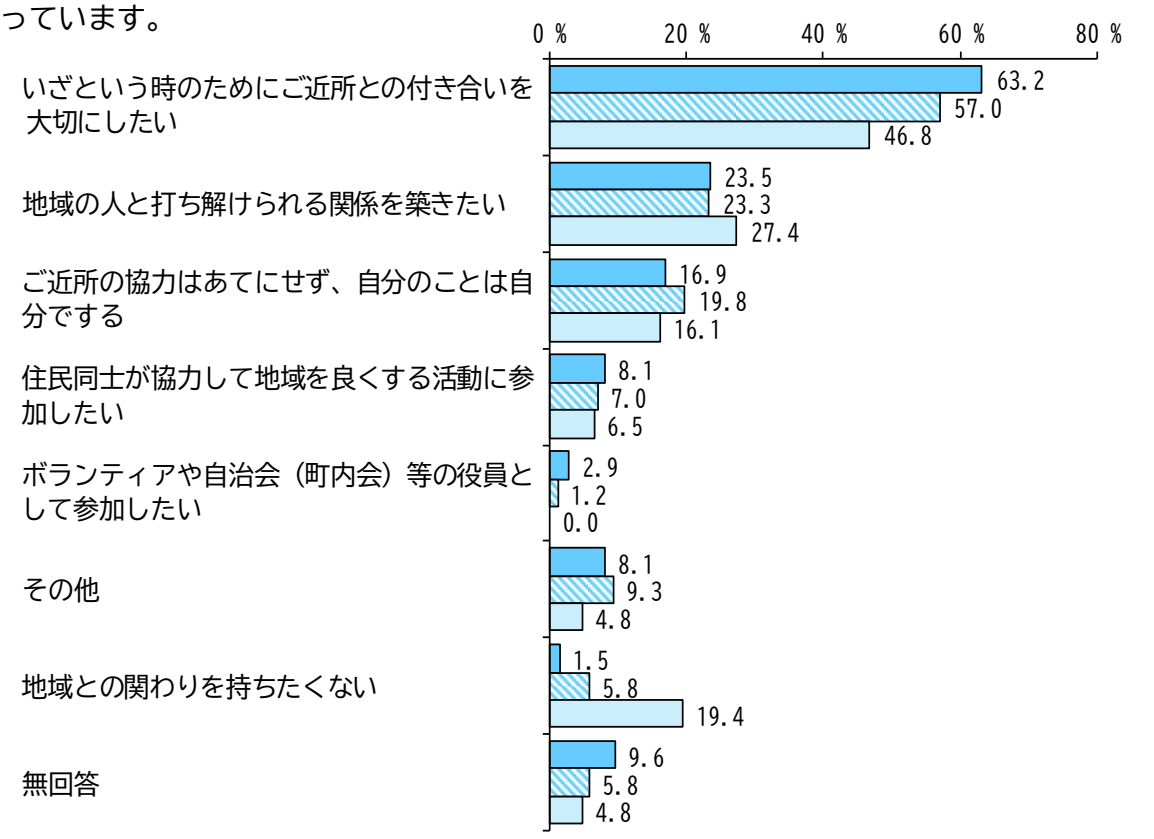

④　災害対策等について

ア　「避難行動要支援者登録申請」の認知度

全体では、「知らない」が70.8%、「知っている」が25.4%となっています。

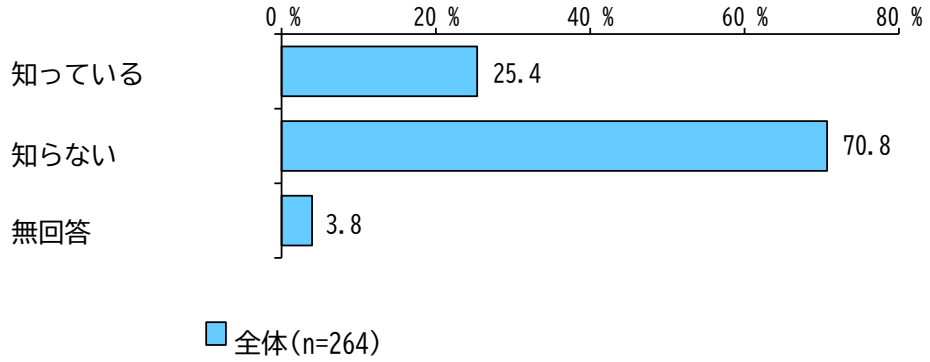

【手帳の種類別】

『精神障害者保健福祉手帳』は、「知らない」が 83.9%で、他の手帳と比較して多くなっています。

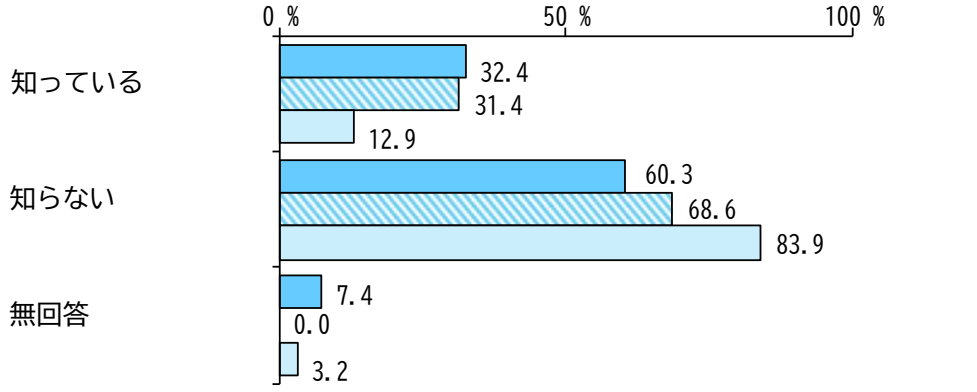

イ　「避難行動要支援者」への登録

全体では、「現在は登録していない・わからないが今後は登録したい」が 65.2%、「今後も登録したくない」が 22.0%となっています。

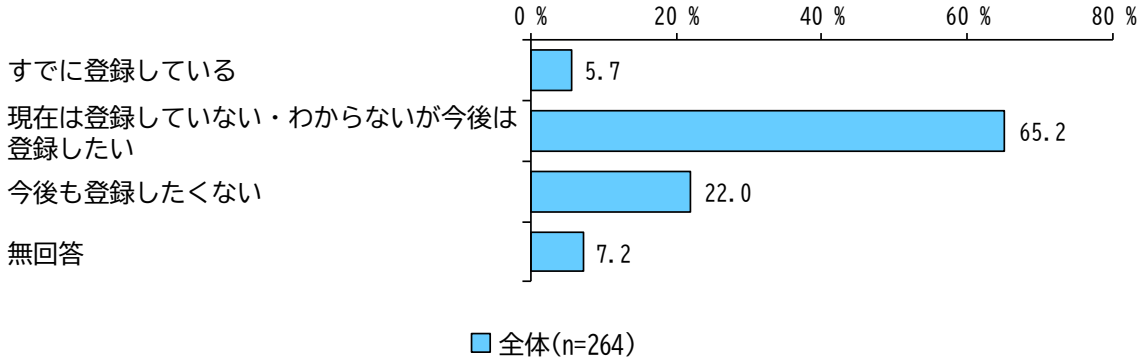

【手帳の種類別】

全ての手帳で、「現在は登録していない・わからないが今後は登録したい」が多くなっています。『精神障害者保健福祉手帳』は、「今後も登録したくない」37.1%が他の手帳と比較して多くなっています。

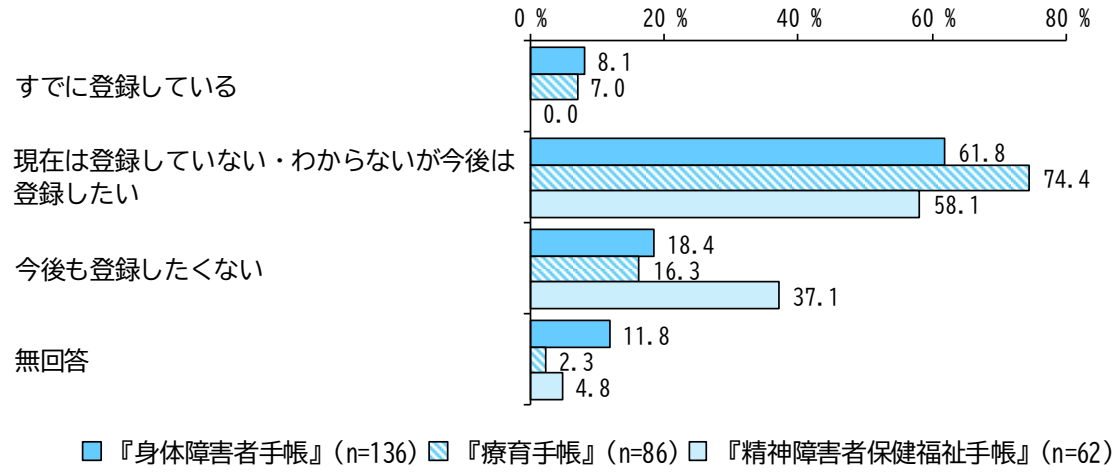

ウ　災害時への備えで力を入れてほしいこと

全体では、「避難先での医療・治療体制の整備」が 30.7%が最も多く、次いで「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」が 30.3%、「病気・障がいのある人に配慮した災害情報などの伝達手段の充実」が 21.2%、「避難先で安心して過ごせる仲間づくりの工夫」が 20.8%、「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」が 15.9%となっています。

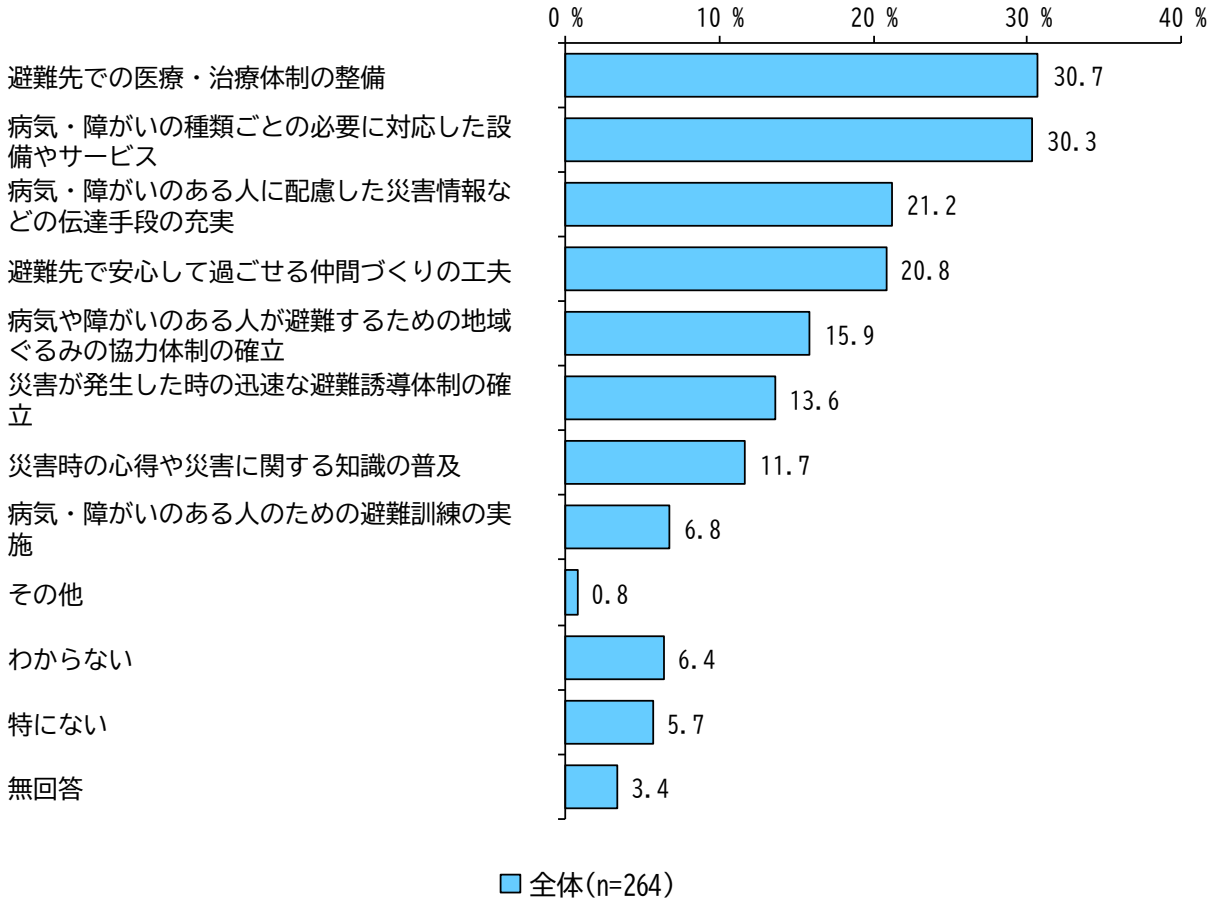

【手帳の種類別】

『精神障害者保健福祉手帳』は、「避難先での医療・治療体制の整備」が41.9%と他の手帳と比較して多くなっています。『療育手帳』は、「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」41.9%が他の手帳と比較して多くなっています。

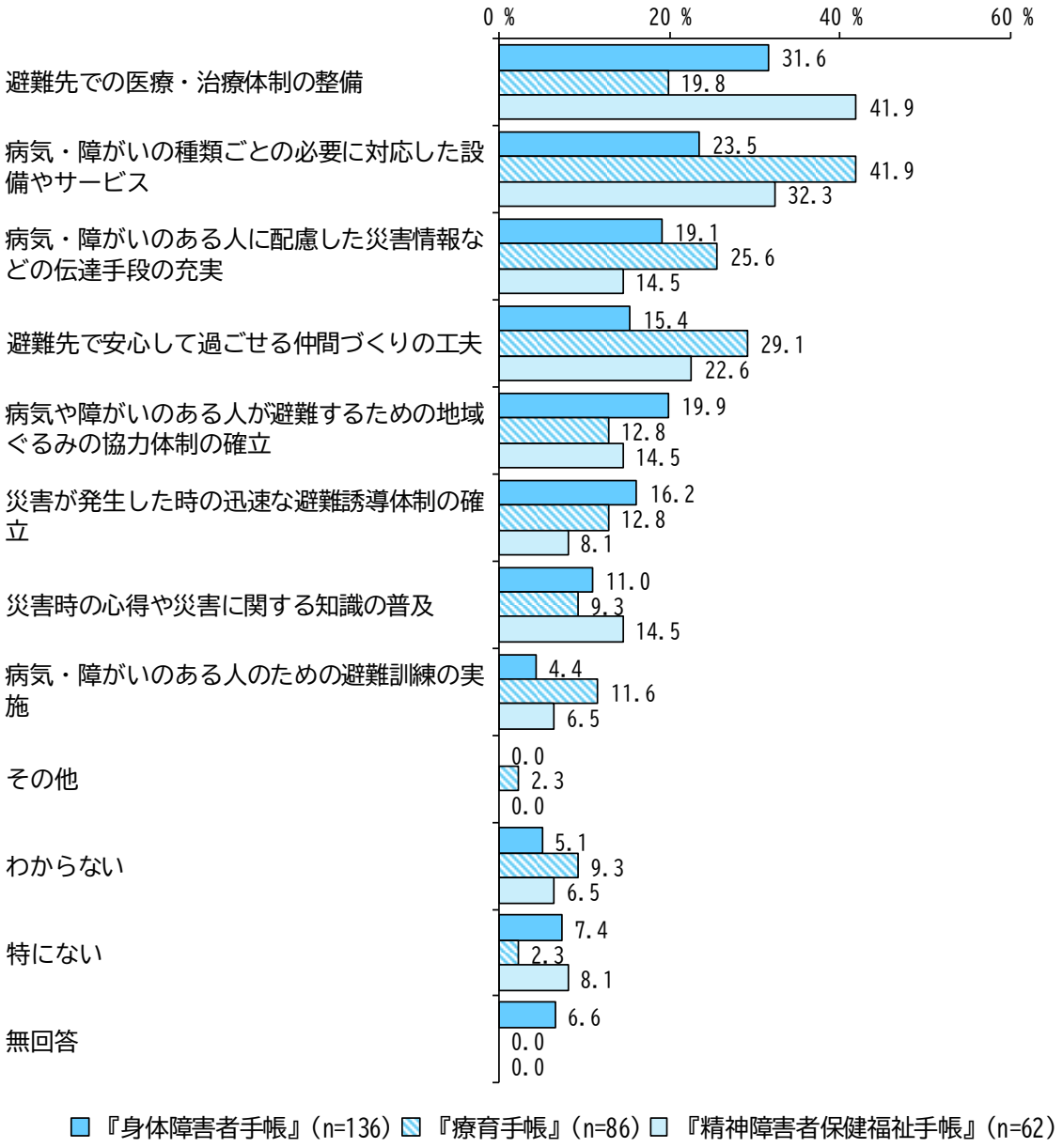

エ　家族の支援が受けられなくなった場合の対処

全体では、「親族に相談」が 43.9%と最も多く、次いで「役所（場）に相談」が 37.1%、「福祉施設等の通所先に相談」が 36.4%、「病院に相談」が 18.6%、「近所の人に相談」が 11.0%となっています。

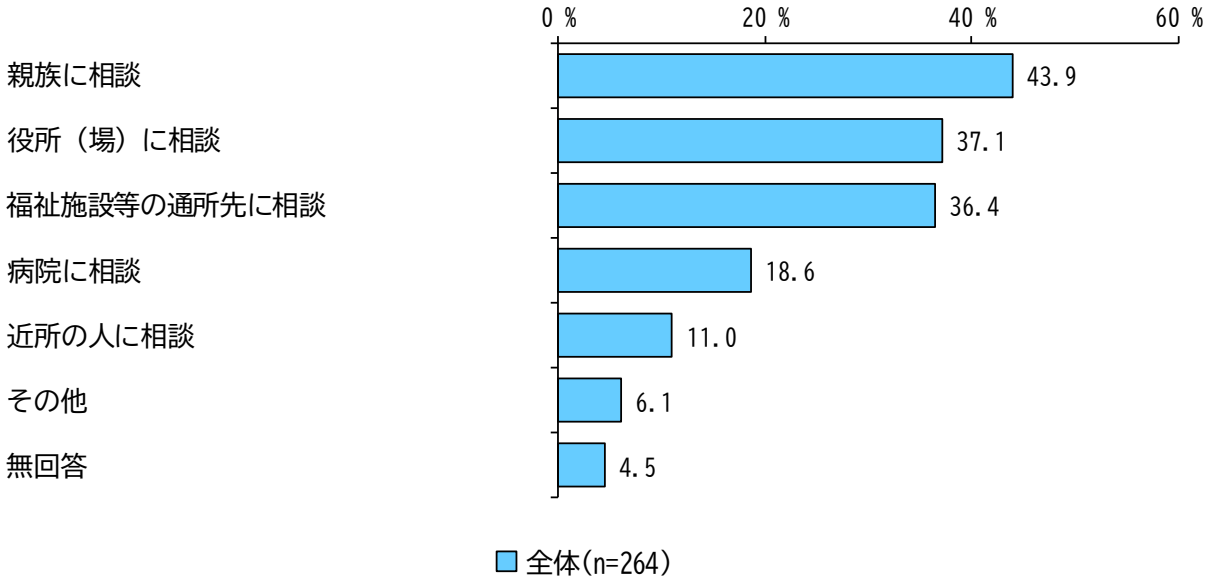

【手帳の種類別】

『療育手帳』は、「福祉施設等の通所先に相談」が 58.1%と他の手帳と比較して多くなっています。『精神障害者保健福祉手帳』は、「役所（場）に相談」が他の手帳と比較して多くなっています。

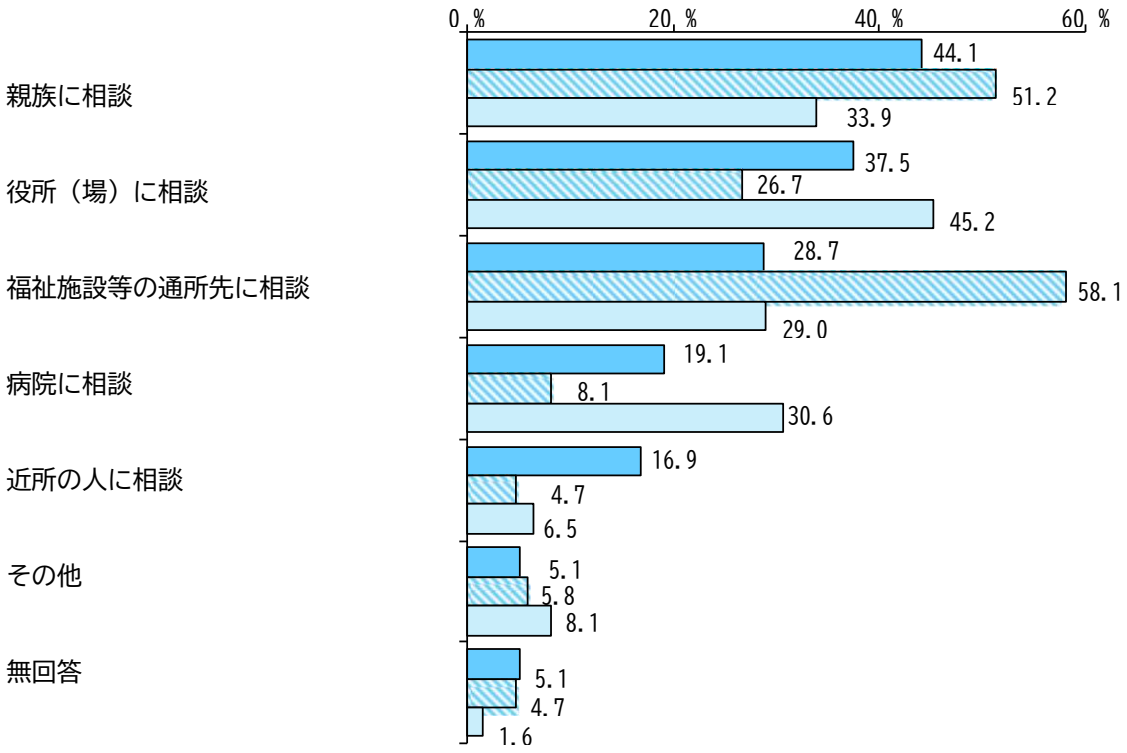

オ 災害など緊急事態に行政にしてほしいこと

全体では、「適切な情報提供」が 52.7%と最も多く、次いで「障がいに関する医療や薬の提供」が 43.9%、「障がい児・者対応の避難所の設置」が 35.2%、「避難時の介助」が 30.7%、「避難所への誘導」が 30.7%となっています。

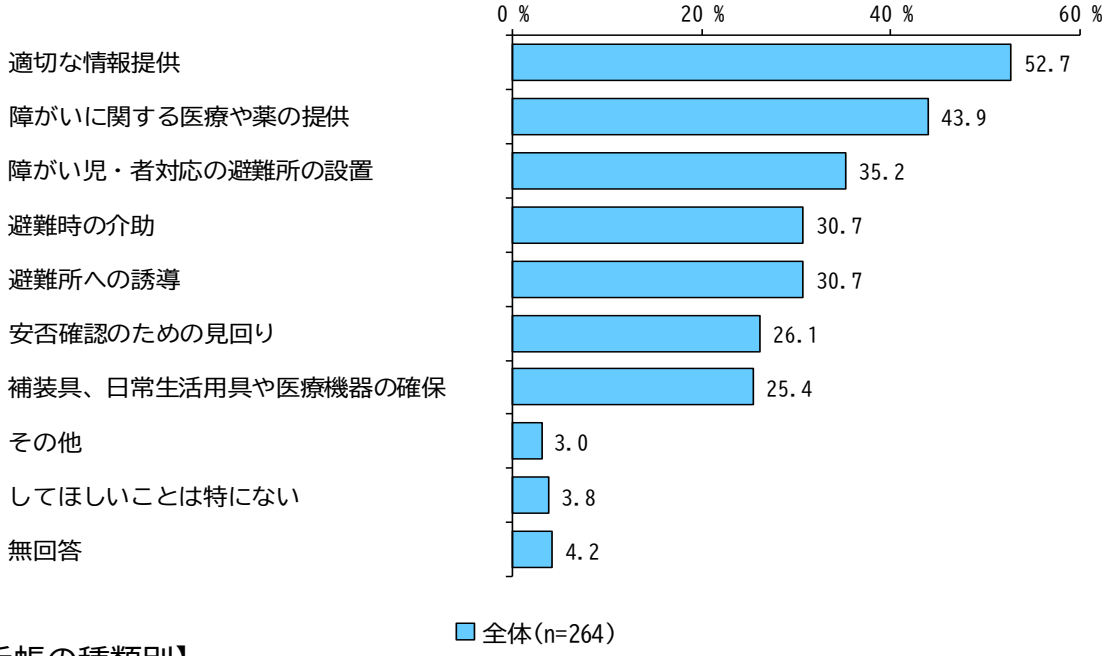

【手帳の種類別】

『身体障害者手帳』は、「補装具、日常生活用具や医療機器の確保」が36.0%と他の手帳と比較して多くなっています。『療育手帳』は、「障がい児・者対応の避難所の設置」が59.3%と他の手帳と比較して多くなっています。『精神障害者保健福祉手帳』は、「障がいに関する医療や薬の提供」が58.1%と他の手帳と比較して多くなっています。

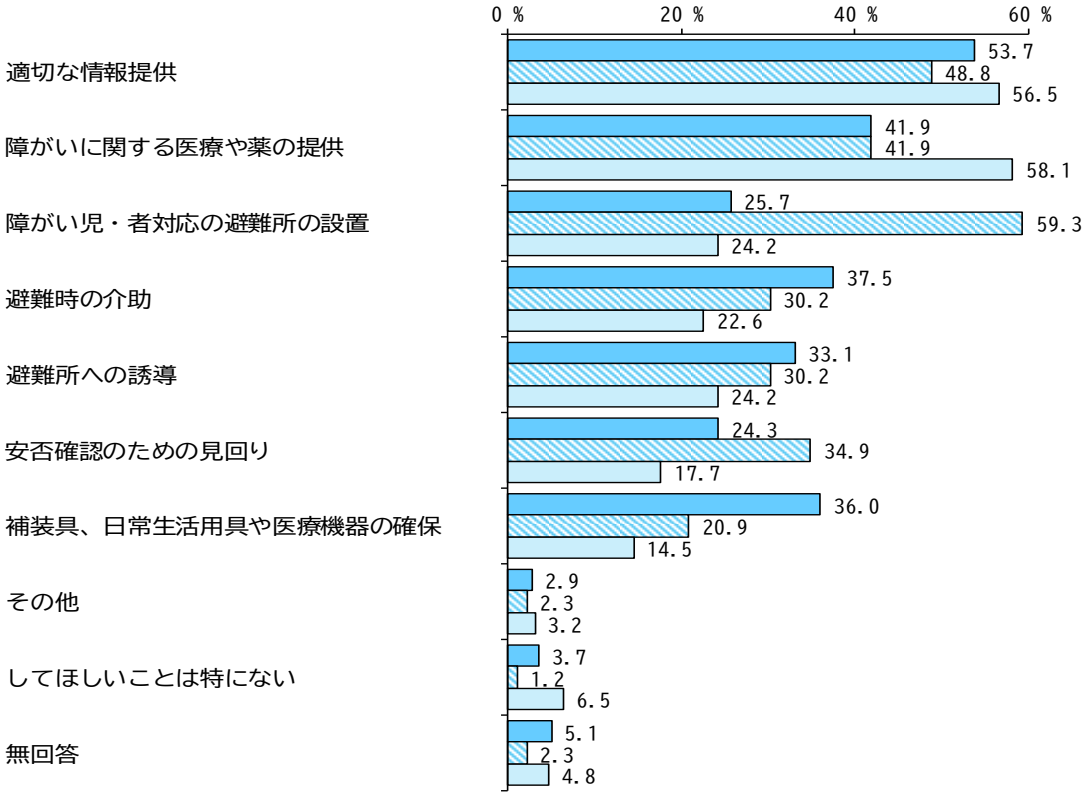

⑤　障がいのある人の権利擁護について

ア　「障害者差別解消法」の認知度

全体では、「知らない」が66.7%と最も多く、次いで「聞いたことがある」が17.8%、「知っている」が10.2%となっています。前回アンケート（令和４年度）では、「知っている」が11.2%、「聞いたことがある」が21.0%「知らない」が64.4%、「無回答」が3.4%で、ほとんど変化していない。

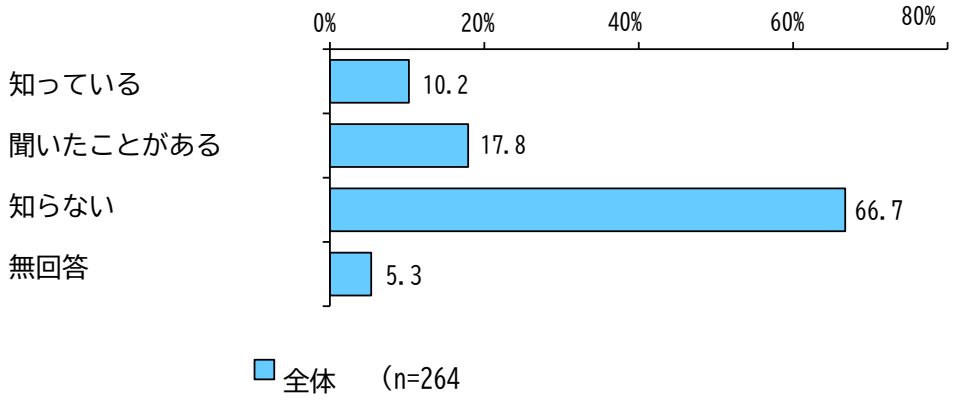

【手帳の種類別】

全ての手帳で、「知らない」が多くなっています。

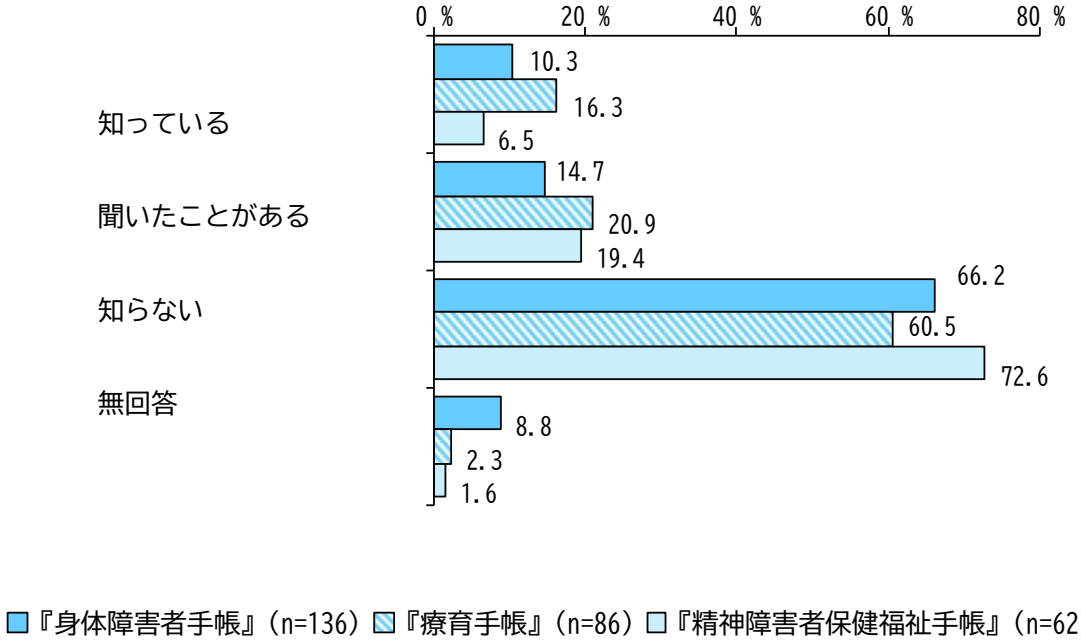

イ「合理的配慮」の認知度

全体では、「知らない」が 61.0%と最も多く、次いで「知っている」が 17.4%、「聞いたことがある」が 15.2%となっています。前回アンケート（令和４年度）では、「知っている」が 8.6%、「聞いたことがある」が 16.9%、「知らない」が 71.9%と認知度が増しています。

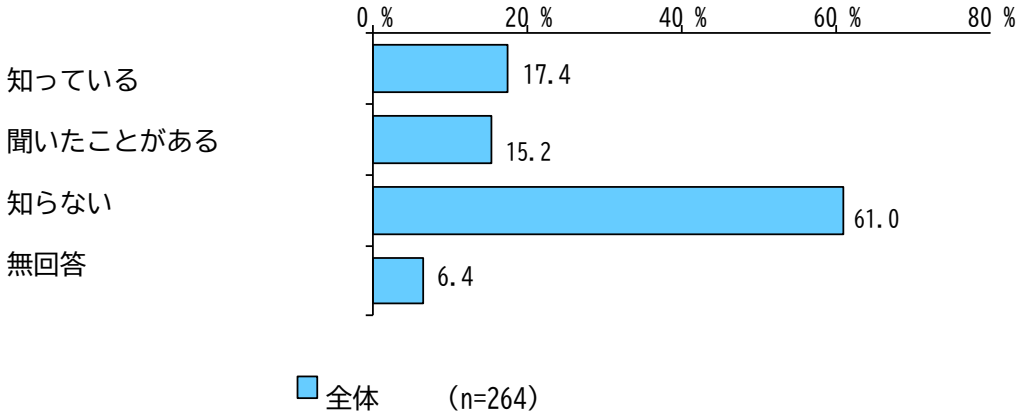

【手帳の種類別】

全ての手帳で、「知らない」が多くなっています。『身体障害者手帳』は、「知っている」が 9.6%他の手帳と比較して少なくなっています。

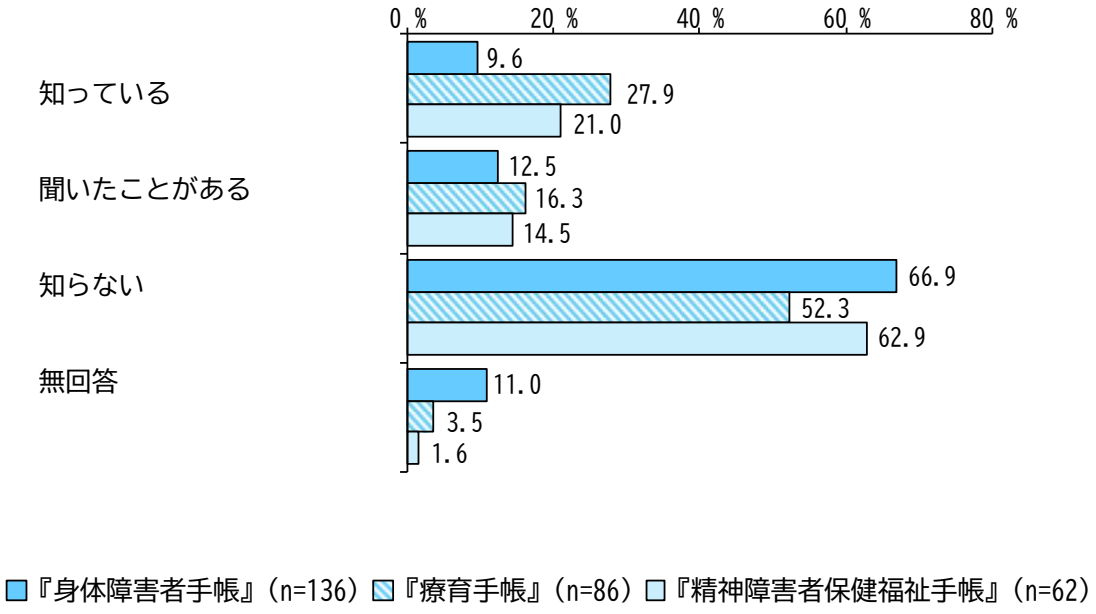

ウ　「成年後見制度」の認知度

全体では、「知っている」が40.9%と最も多く、次いで「知らない」が29.5%、「聞いたことがある」が24.2%となっています。前回アンケート（令和４年度）では、「知っている」が44.2%、「聞いたことがある」が25.5%、「知らない」が29.2%、「無回答」が1.1%でほとんど変化していません。

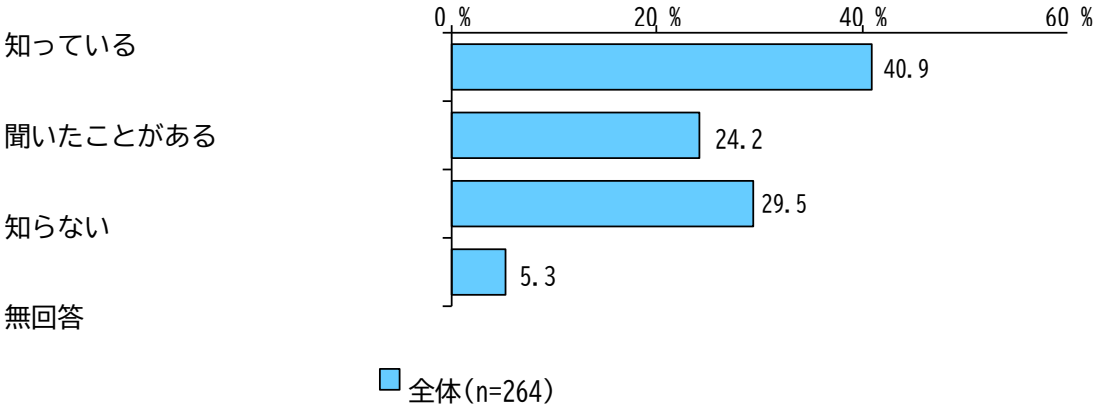

エ　「成年後見制度」の活用

全体では、「わからない」が 51.1%と最も多く、次いで「現在も今後も活用したいと思わない」23.5%、「現在は活用していないが、今後活用したい」19.7%となっています。

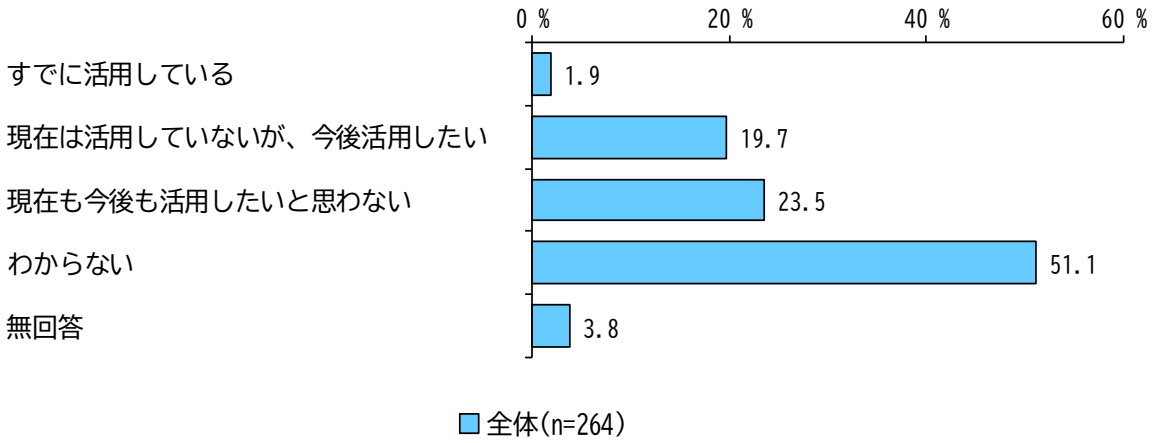

オ　「成年後見制度」を活用しない理由

全体では、「親族や自分でなんとかしたい」が 45.7%と最も多く、次いで「利用方法がわからない」が 31.0%、「相談先がわからない」が 23.4%、「制度の利用に不安があるから」が 21.3%、「必要としないため」が 21.3%となっています。

＊前回アンケート（令和４年度）と比べて、「利用方法がわからない」（6.9%→31.0%）、「相談先がわからない」（6.9%→23.4%）、が大きく増えています。

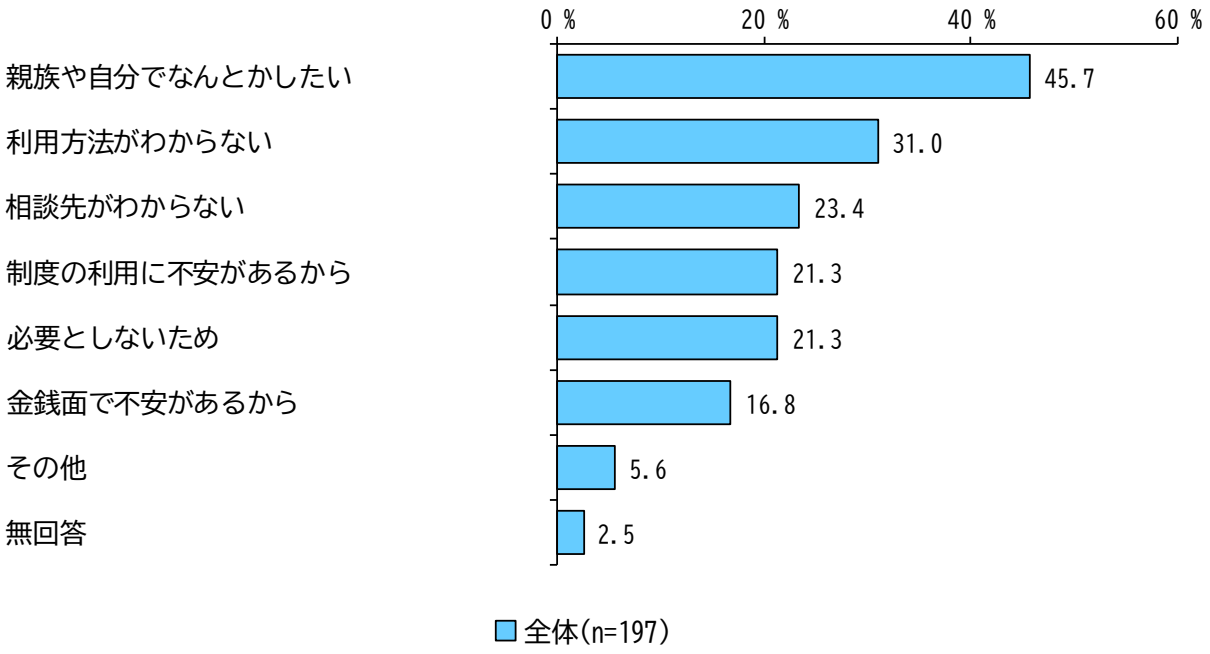

⑥　情報・相談等について

ア　福祉サービス等の情報の入手

全体では、「広報など」48.1%が最も多く、以下「家族・親族」24.2%、「支援センター等の相談窓口」23.5%、「ホームページ」23.1%、「施設の職員」22.7%となっています。

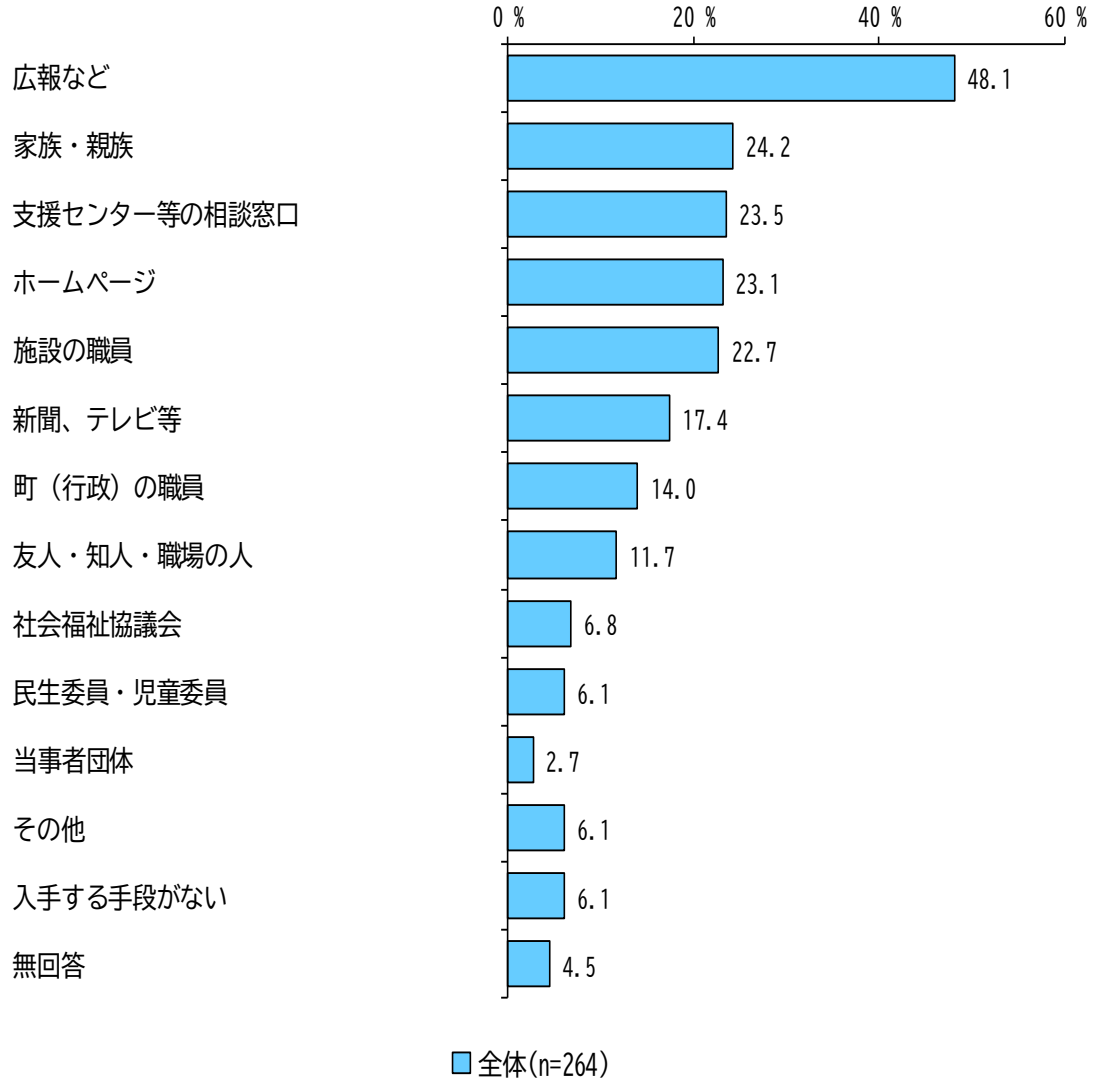

【手帳の種類別】

『身体障害者手帳』は、「広報など」56.6%が他の手帳と比較して多くなっています。『療育手帳』は、「施設の職員」37.2%が他の手帳と比較して多くなっています。『精神障害者保健福祉手帳』は、「ホームページ」35.5%が他の手帳と比較して多くなっています。

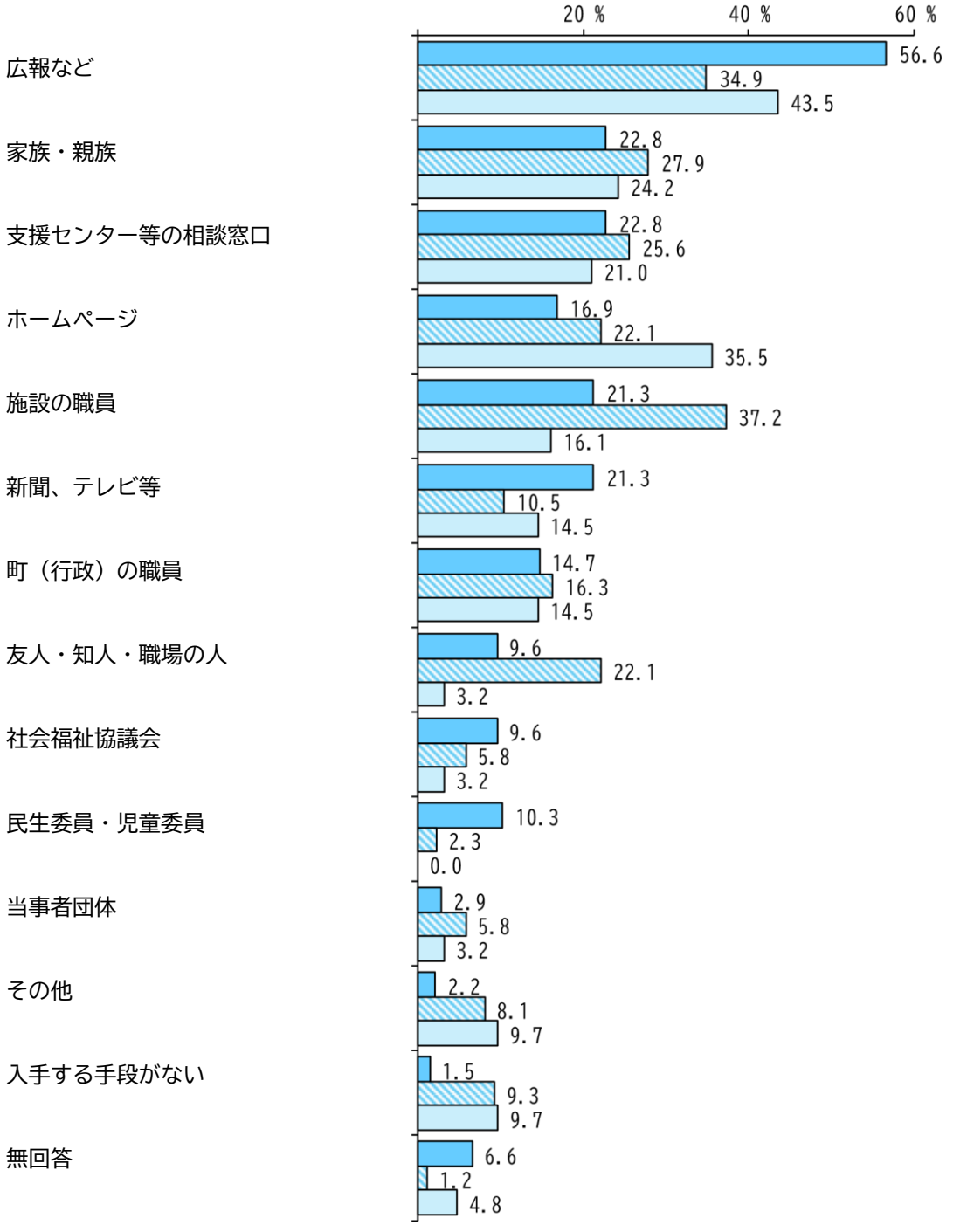

イ　知りたい情報

全体では、「各種障がい福祉サービスの利用に関すること」が 27.7%、「悩みが相談できる人や団体、機関について」が 3.3%などとなっています。一方で、「特にない」が 24.6%となっています。

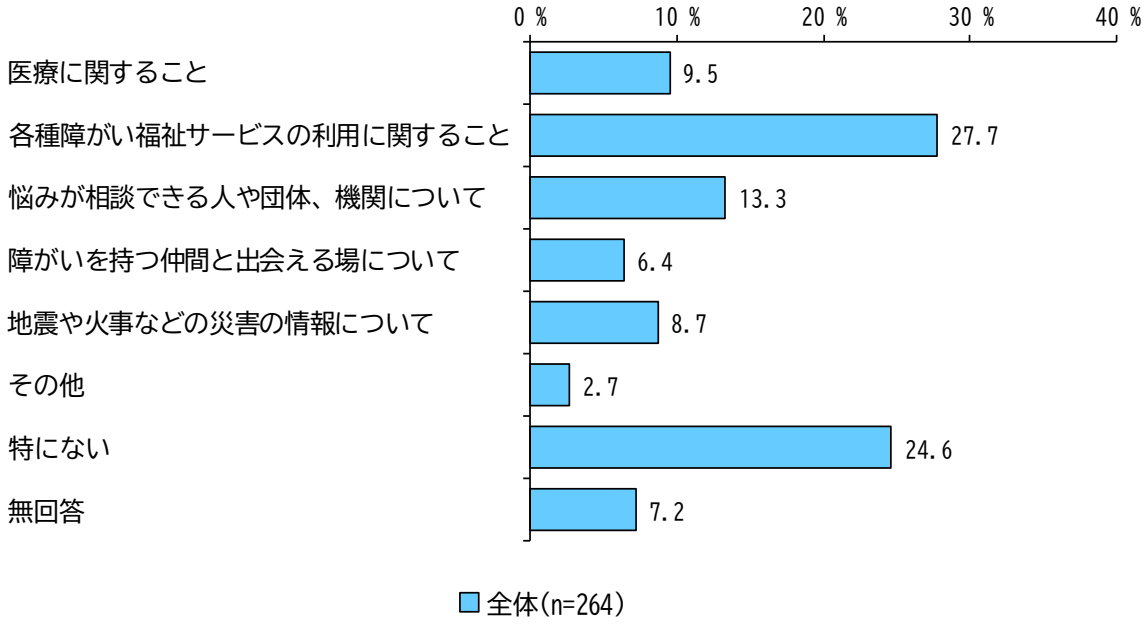

【手帳の種類別】

『療育手帳』は、「各種障がい福祉サービスの利用に関すること」が 36.0%と他の手帳と比較して多くなっています。

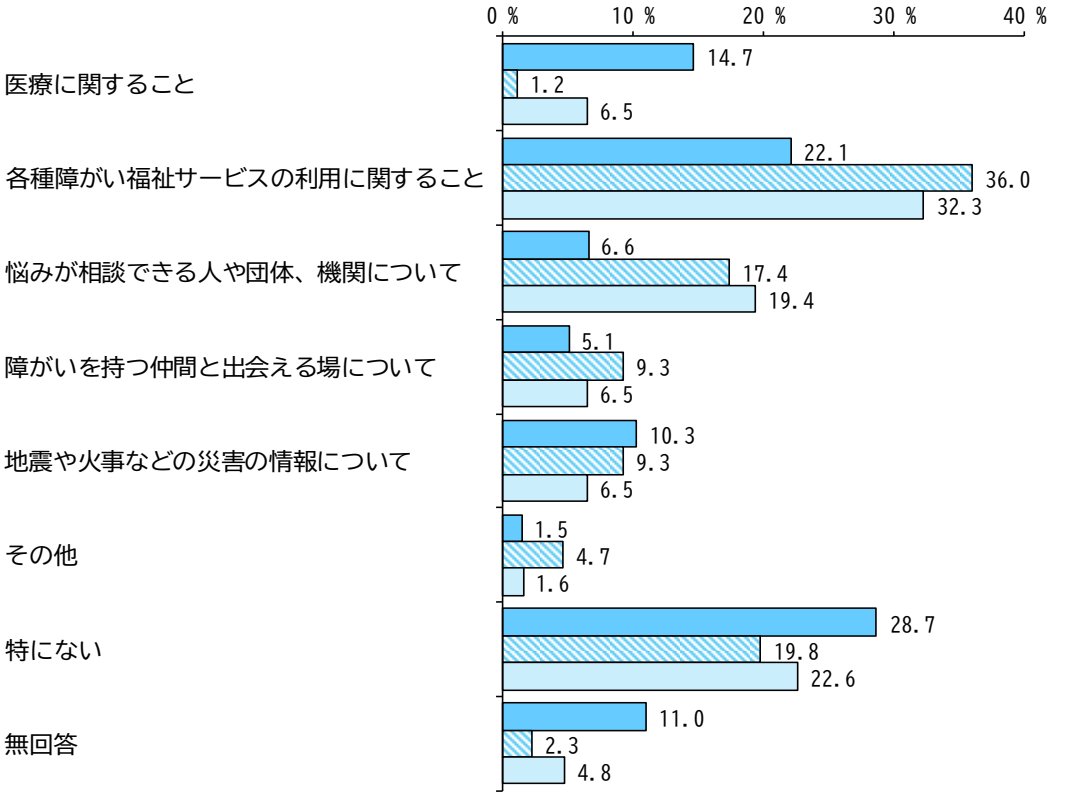

ウ　現在、困ったり、不安に思っていること

全体では、「健康・医療」が 41.7%と最も多く、次いで「経済的なこと」が 33.0%、「就職や仕事」が 29.2%、「家族のこと」が 23.9%、「防災や防犯」が 22.3%となっています。
＊前回アンケート（令和４年度）と比較して、「防災や防犯」が、前回 11.2%→今回 22.3%と大きく増えています。

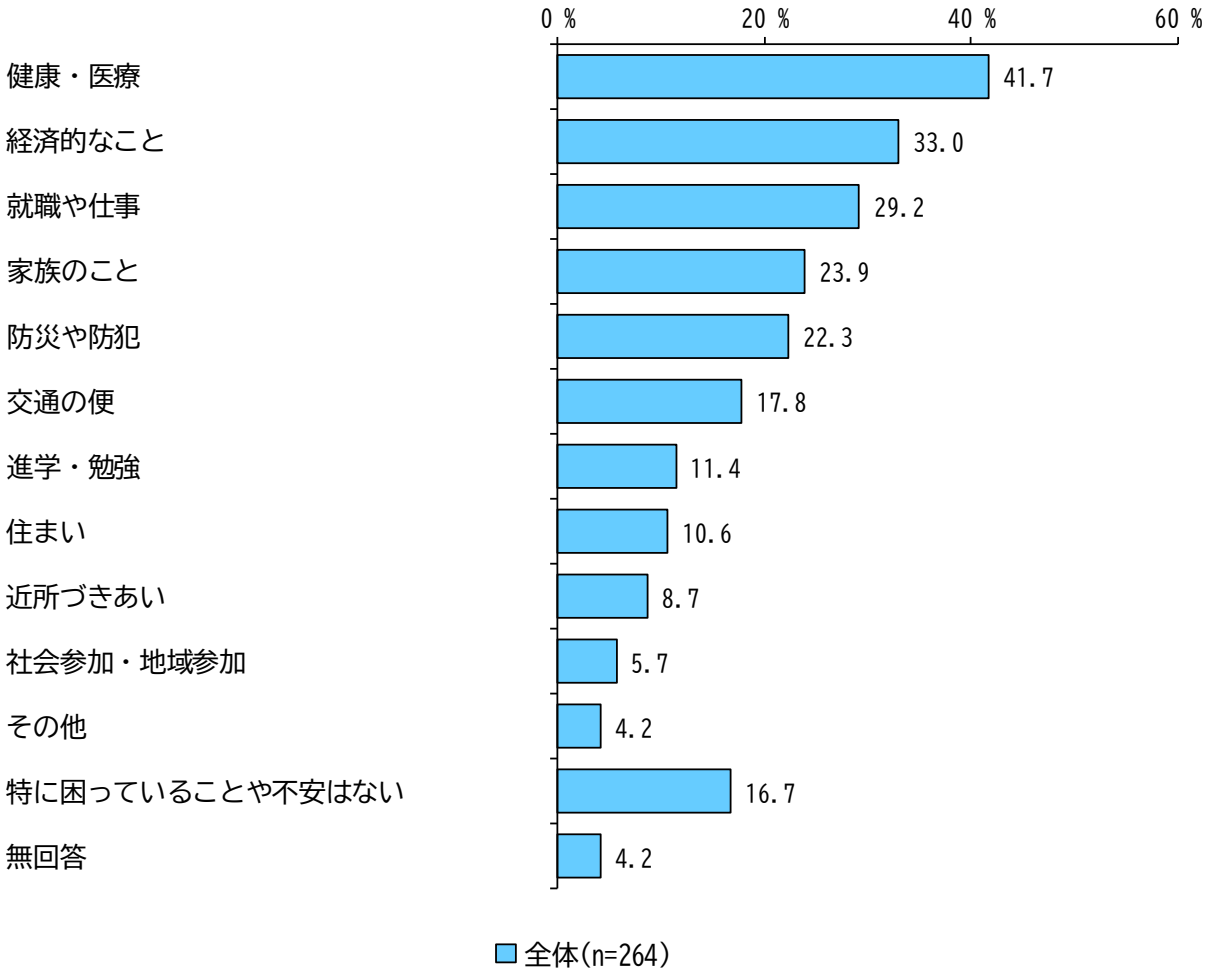

【手帳の種類別】

『療育手帳』は、「進学・勉強」が 31.4%と他の手帳と比較して多くなっています。『精神障害者保健福祉手帳』は、「経済的なこと」が 61.3%、「家族のこと」が 38.7%と他の手帳と比較して多くなっています。

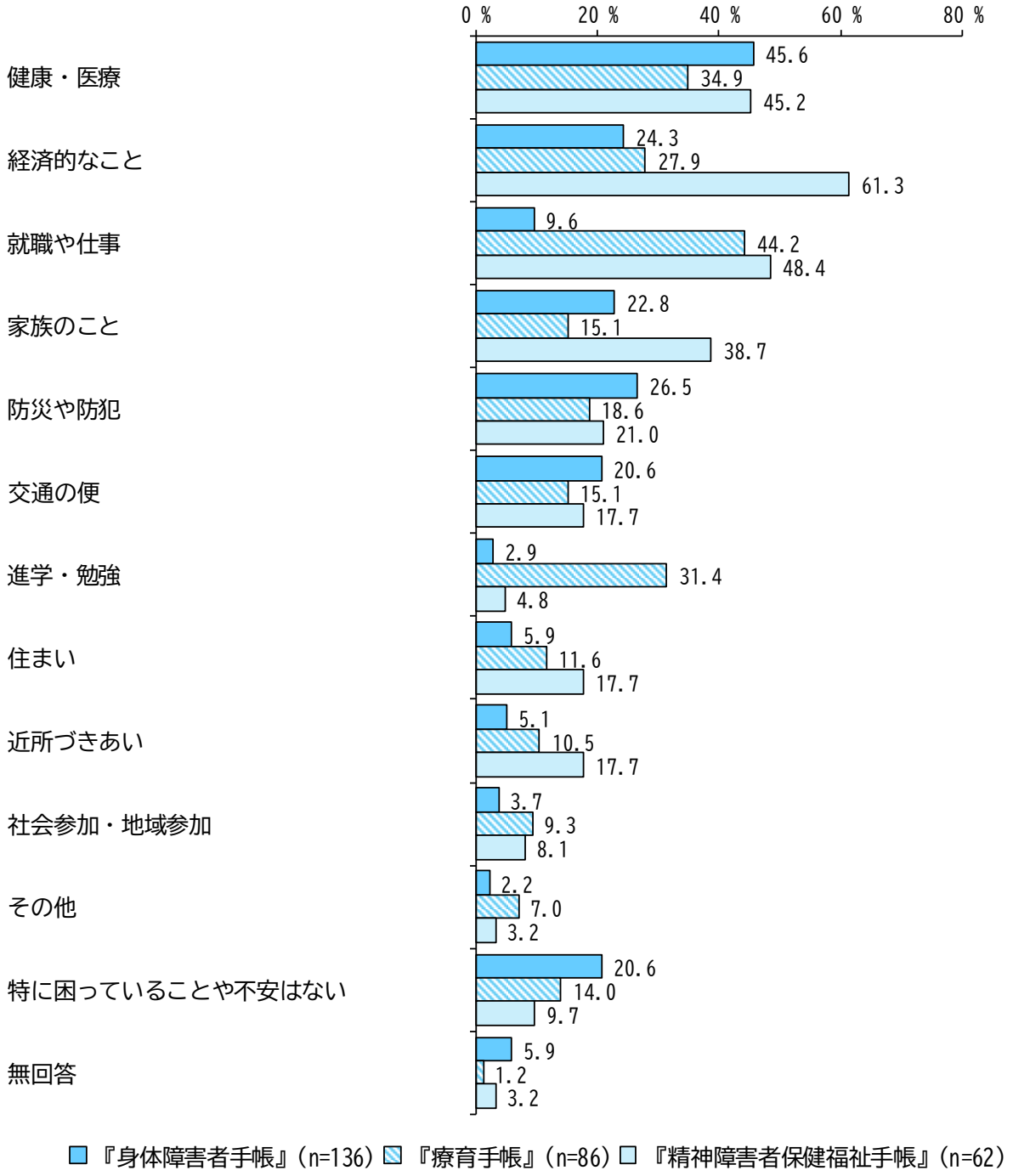

エ　相談相手

全体では、「家族や親戚」が 78.4%と最も多く、次いで「友人・知人」が 25.8%、「通所施設・入所施設等の職員」が 23.1%、「病院など医療機関の職員」が 23.1%、「町福祉課の職員」が 10.2%となっています。

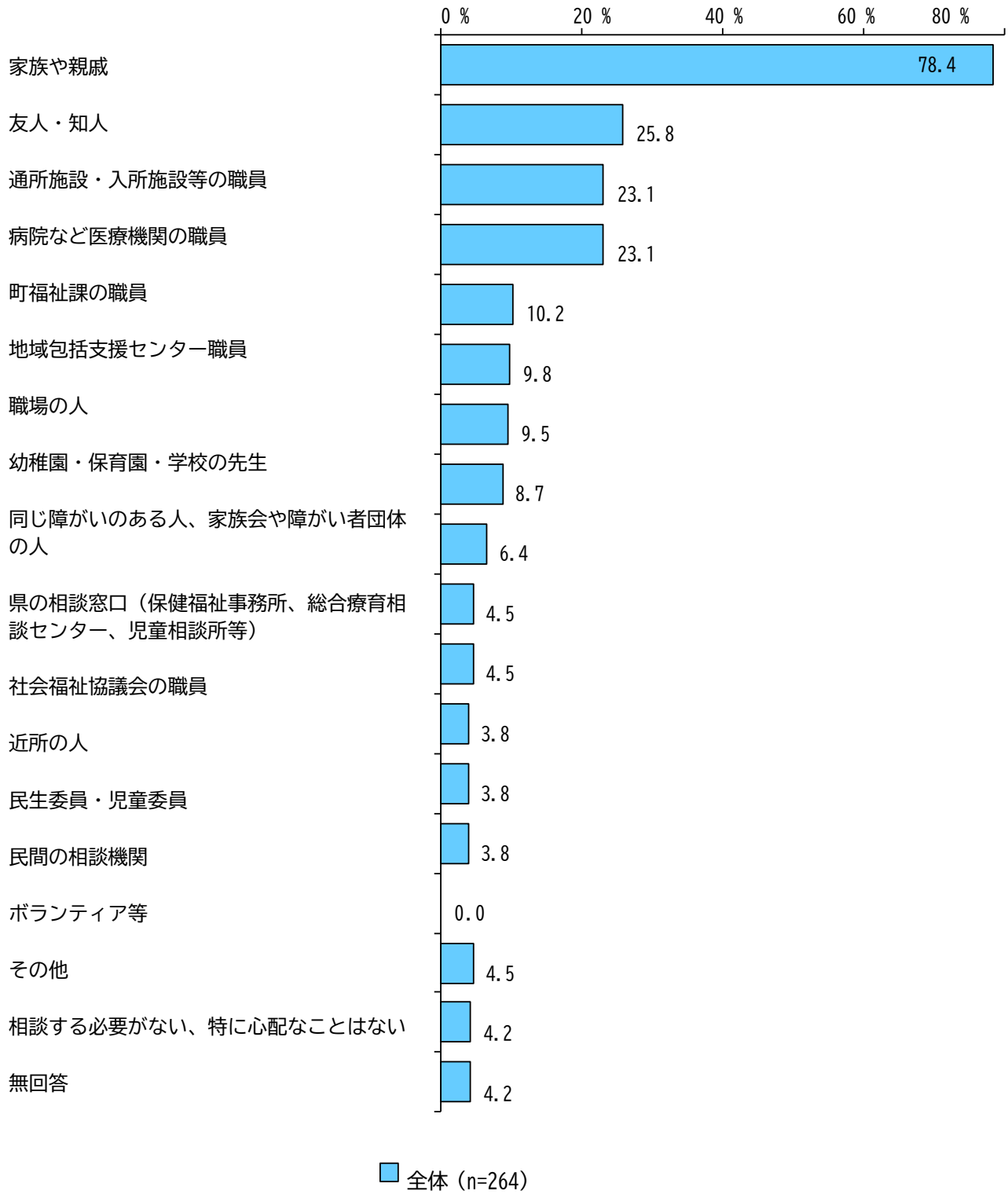

【手帳の種類別】

全ての手帳で、「家族や親戚」が多くなっています。『療育手帳』は、「通所施設・入所施設の職員」が 44.2%、「幼稚園・保育園・学校の先生」が 24.4%と他の手帳と比較して多くなっています。

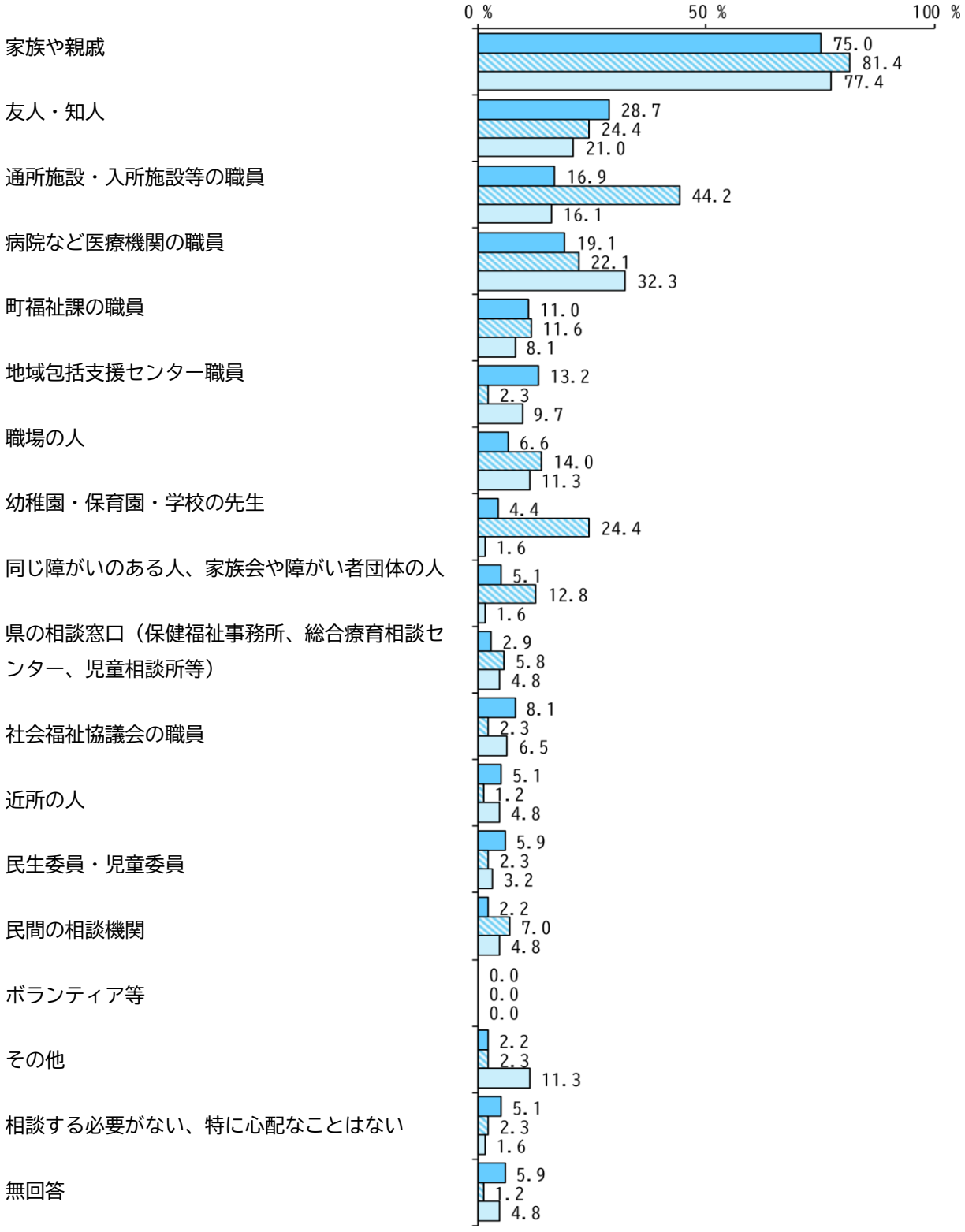

オ　相談機能の充実に必要なこと

全体では、「ひとつの窓口で用件が済むような総合的な窓口を設置する」が 56.4%と最も多く、次いで「相談からサービス利用まで一貫した支援体制を充実する」が 47.3%、「適切なアドバイスが受けられるよう専門的なスタッフを置く」が 34.8%、「身近なところで相談ができるようにする」が 33.3%、「個人情報が守られる」が 30.3%となっています。

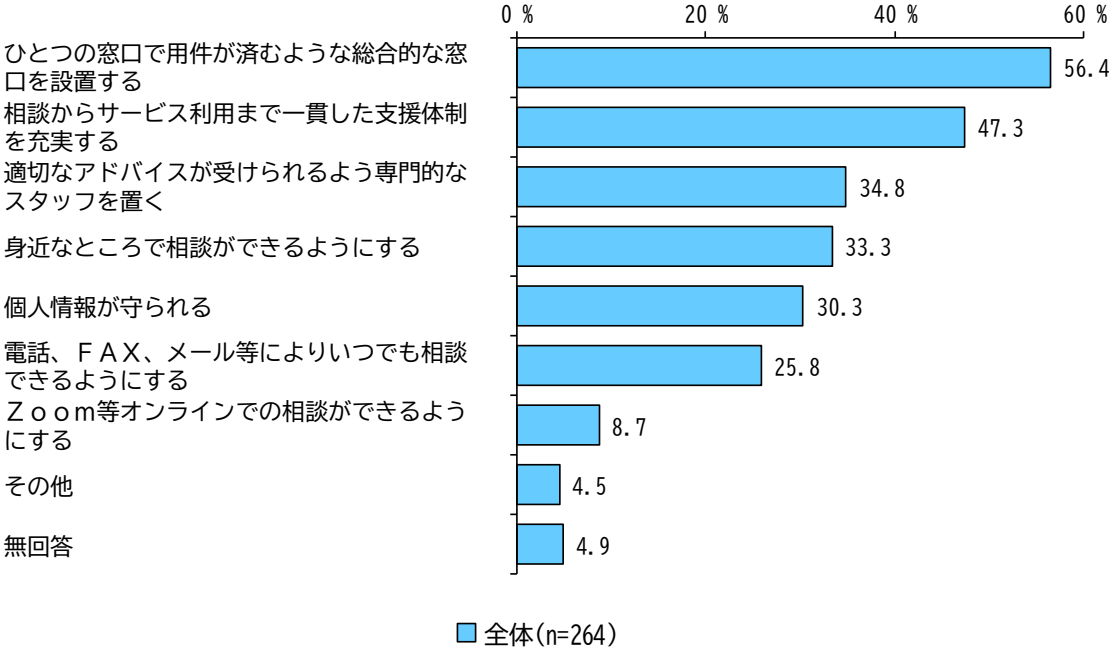

【手帳の種類別】

『療育手帳』は、「相談からサービス利用まで一貫した支援体制を充実する」が 59.3%と他の手帳と比較して多くなっています。『精神障害者保健福祉手帳』は、「個人情報が守られる」が 40.3%と他の手帳と比較して多くなっています。

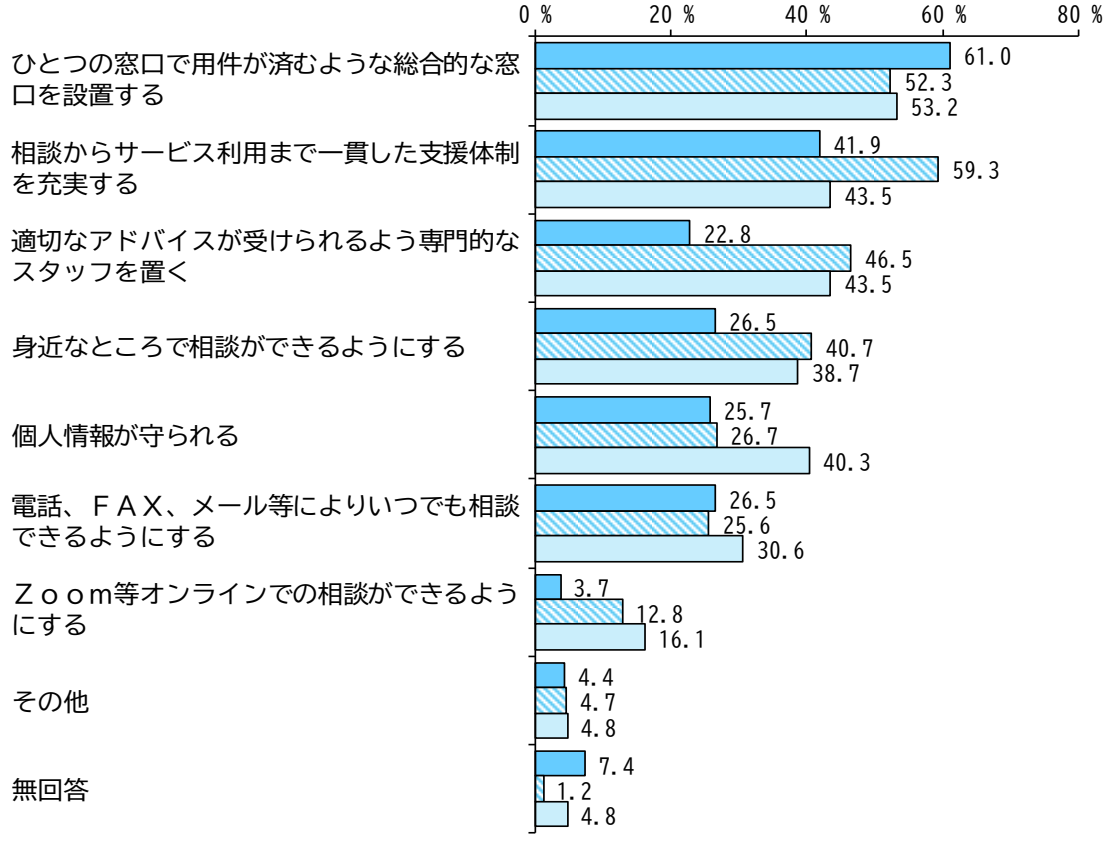

⑦　今後のあり方について

ア　将来の暮らし方

全体では、「自宅で家族と暮らしたい」59.5%、「ひとりで自立して暮らしたい」14.8%などとなっています。

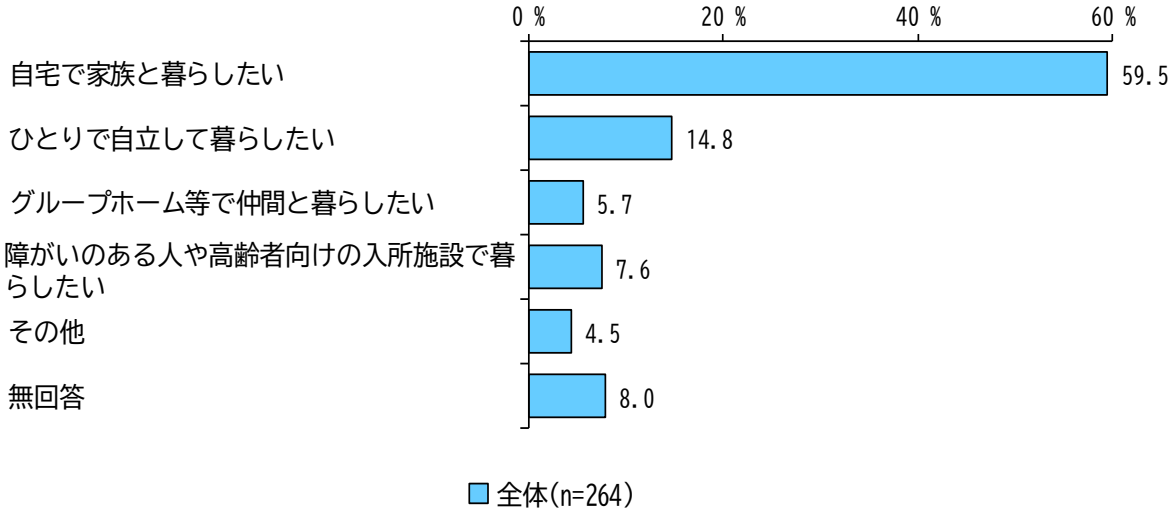

【手帳の種類別】

全ての手帳で、「自宅で家族と暮らしたい」が多くなっています。

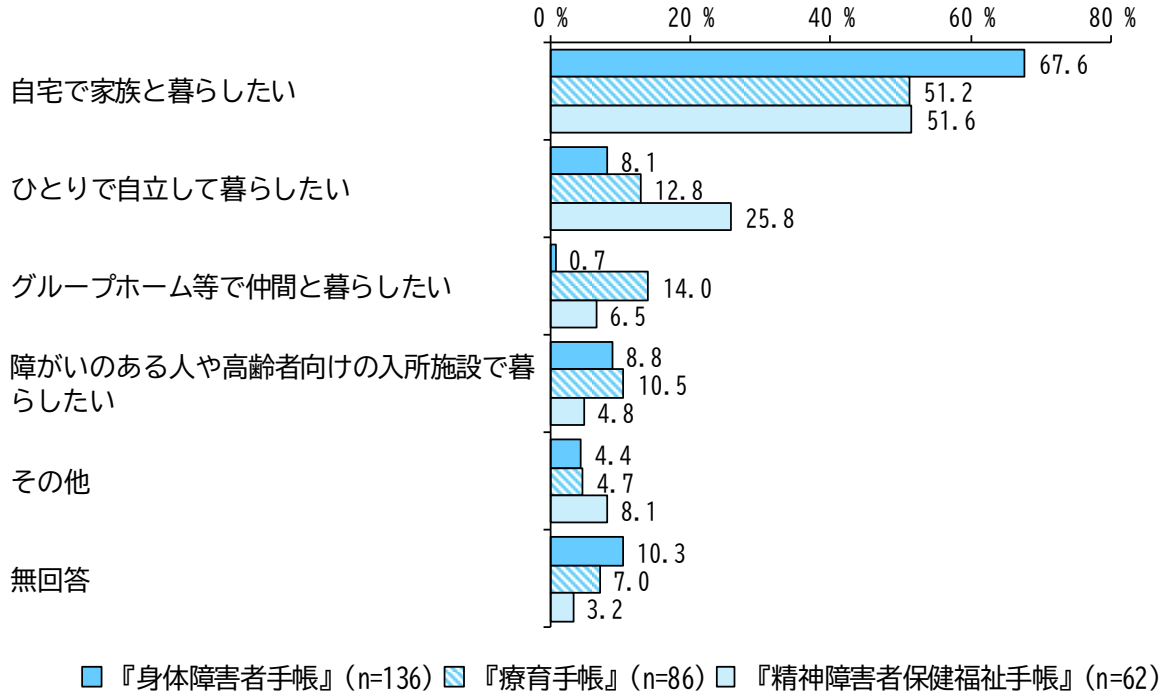

イ　地域で自立した生活ができるための条件

全体では、「生活費の保障」が 37.5%と最も多く、次いで「支援をしてくれる家族」が 28.4%、「家族以外の支援者（ホームヘルパー等）」が 23.5%、「働く場」22.3%、「住居の保障」が 14.4%となっています。

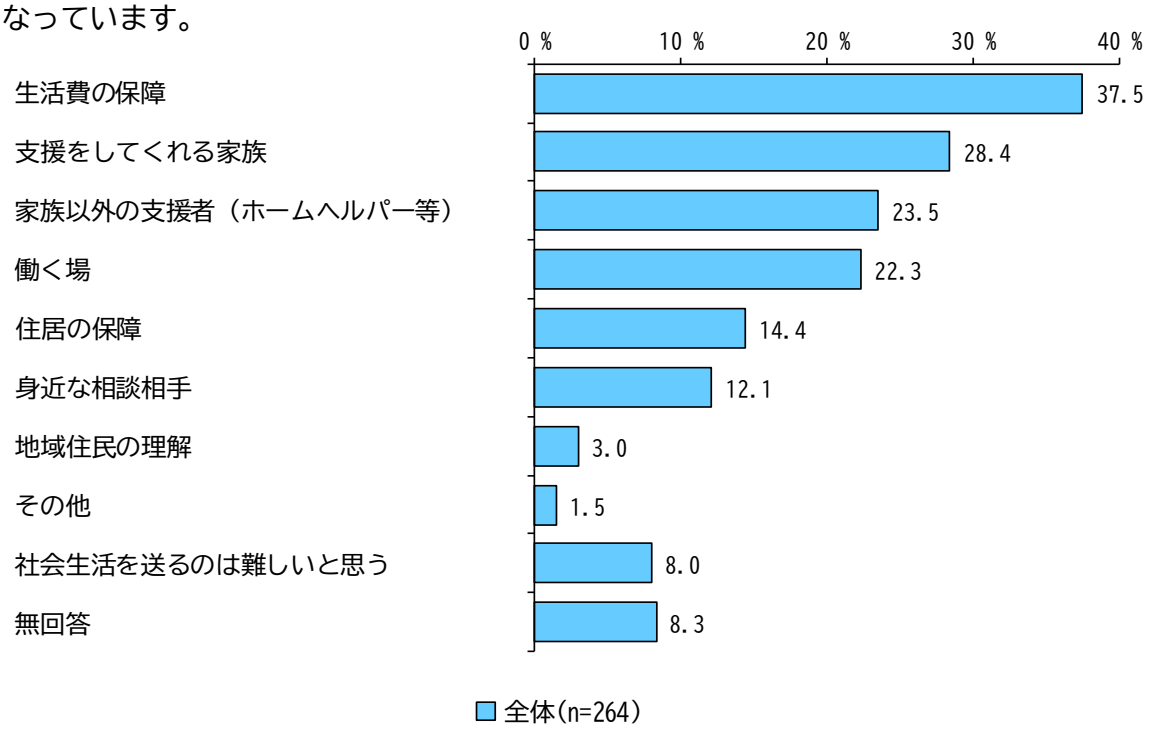

【手帳の種類別】

『身体障害者手帳』は、「支援をしてくれる家族」が 37.5%と他の手帳と比較して多くなっています。『精神障害者保健福祉手帳』は、「生活費の保障」が 54.8%と他の手帳と比較して多くなっています。

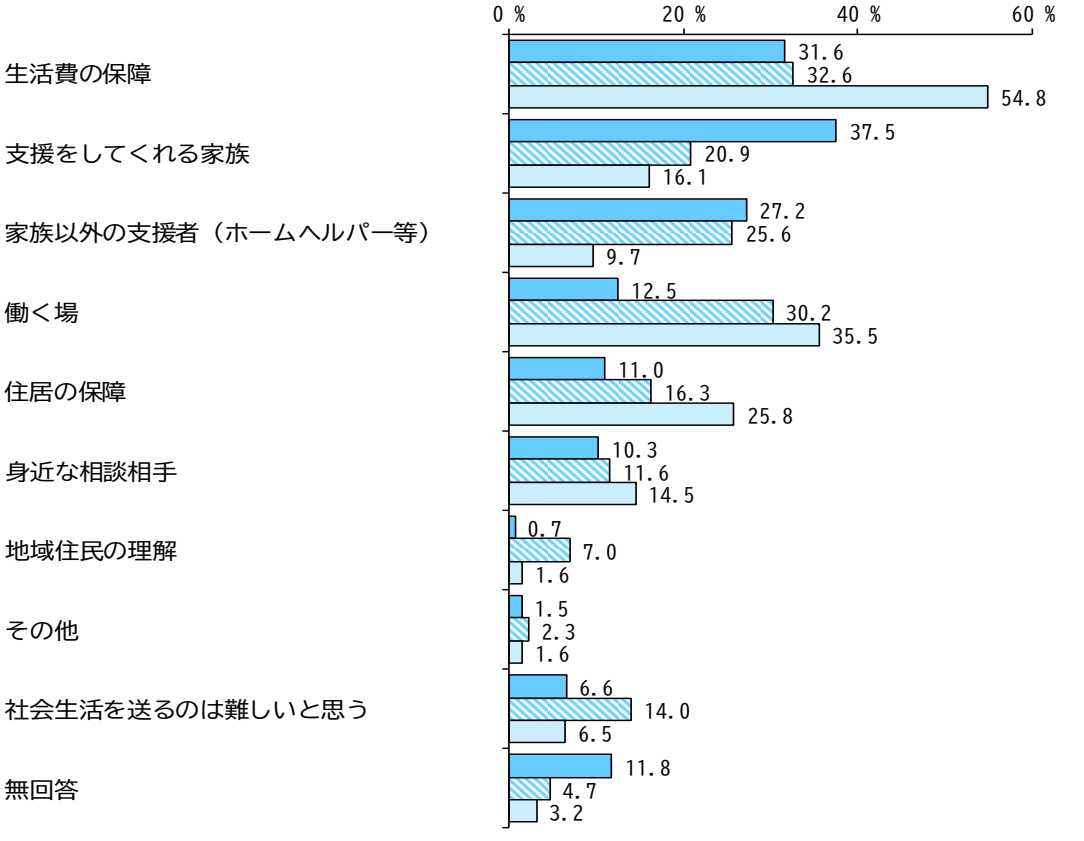

ウ　障がい者への手助けや取組

全体では、「困りごと等を相談でき、助言をしてくれる相談窓口」が 57.6%と最も多く、次いで「障がいや難病のある人の権利について、社会の意識を高めること」が 31.1%、「障がいや難病のある人の権利が損なわれた時の苦情を受け付け、必要に応じて調査や指導などを行う第三者による制度」が 30.7%、「自分の代わりに交渉ごとや財産などの管理をしてくれるサービス」が 30.3%、「弁護士など法律の専門家や法律上の問題を扱う相談窓口」が 29.5%となっています。

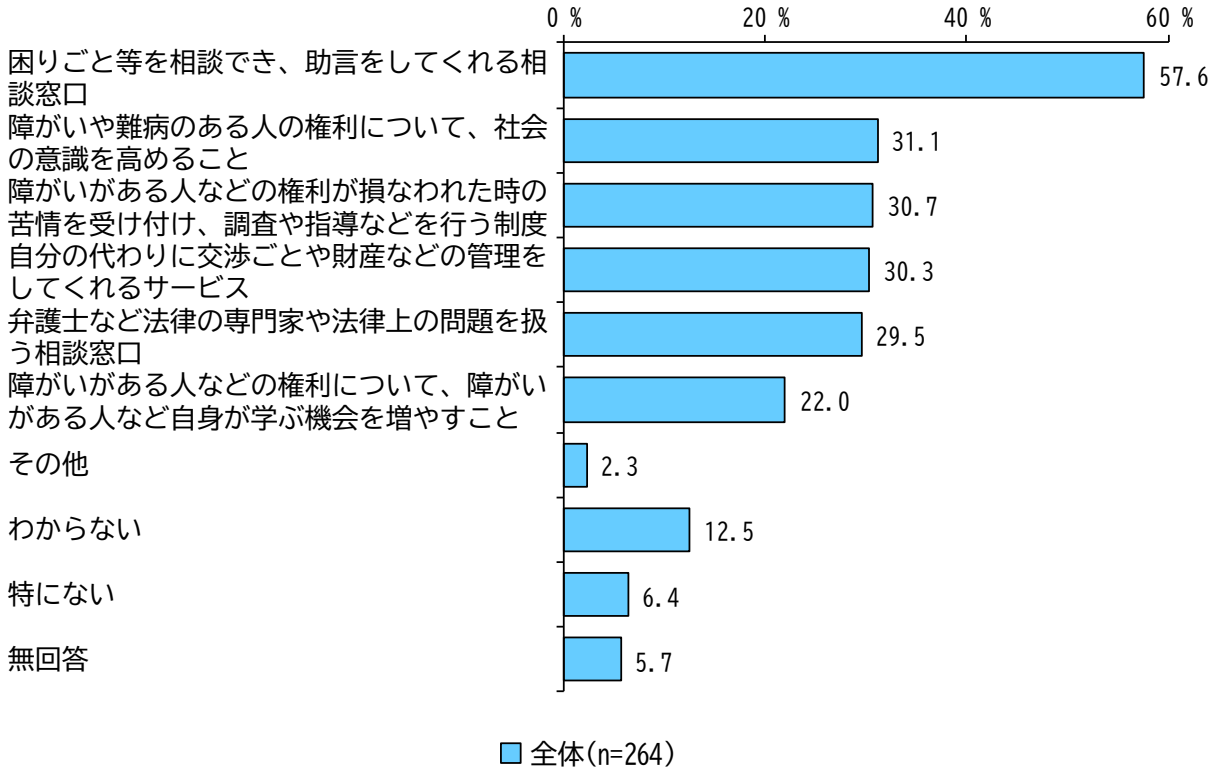

【手帳の種類別】

全ての手帳で、「困りごと等を相談でき、助言をしてくれる相談窓口」が多くなっています。

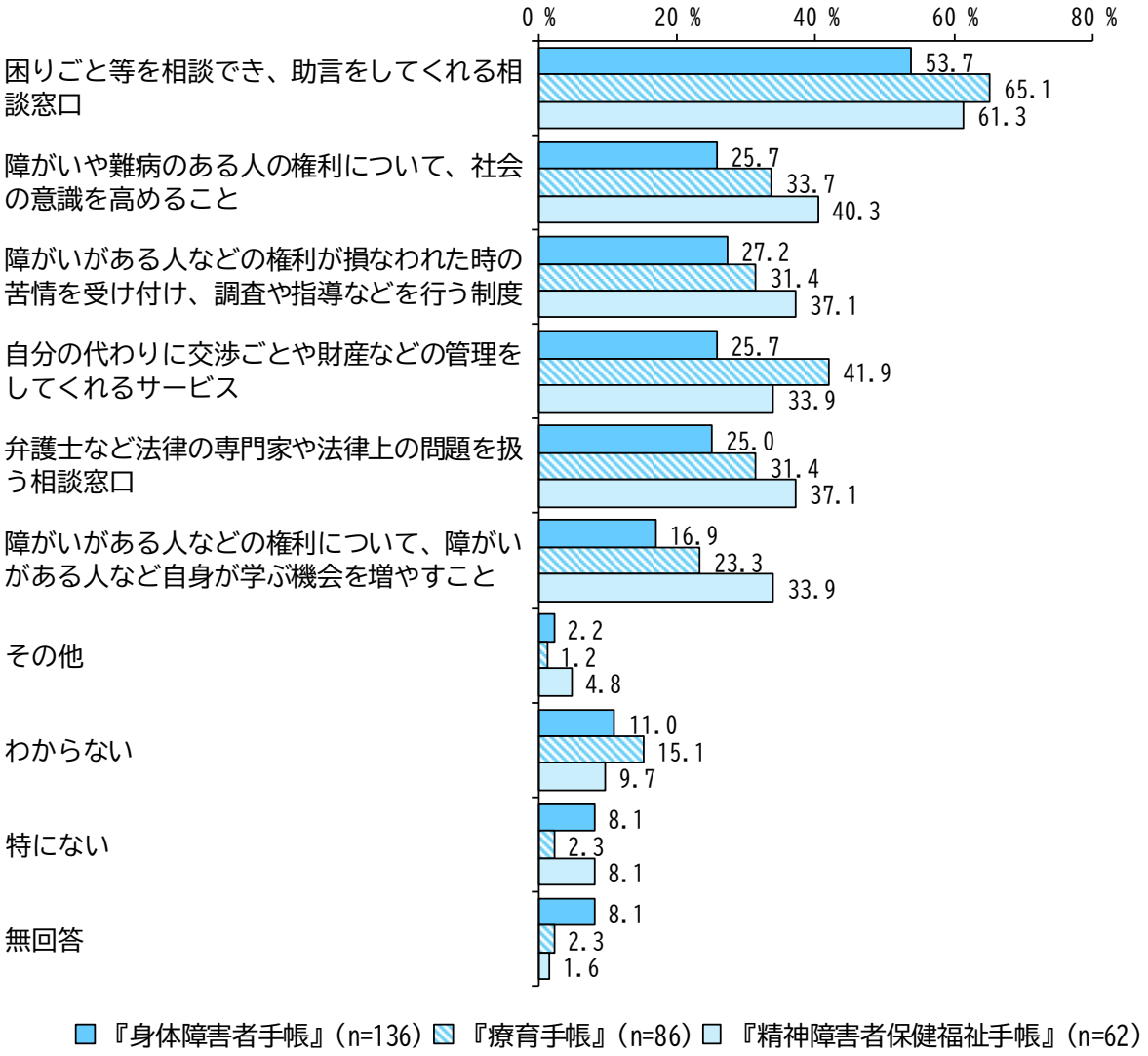

エ　障がい福祉施策を充実させるために必要なこと

全体では、「経済的な援助の充実」が 25.0%と最も多く、次いで「働く場、機会の充実」が 23.9%、「保健・医療・在宅福祉サービスの充実」が 20.8%、「相談・情報提供の体制の充実」が 19.3%、「保育・療育・教育サービスの充実」が 14.4%となっています。
「GH(グループホーム)の機能を充実」は、前回アンケート（令和４年度）の 1.9%から 7.2%に増加となっています。

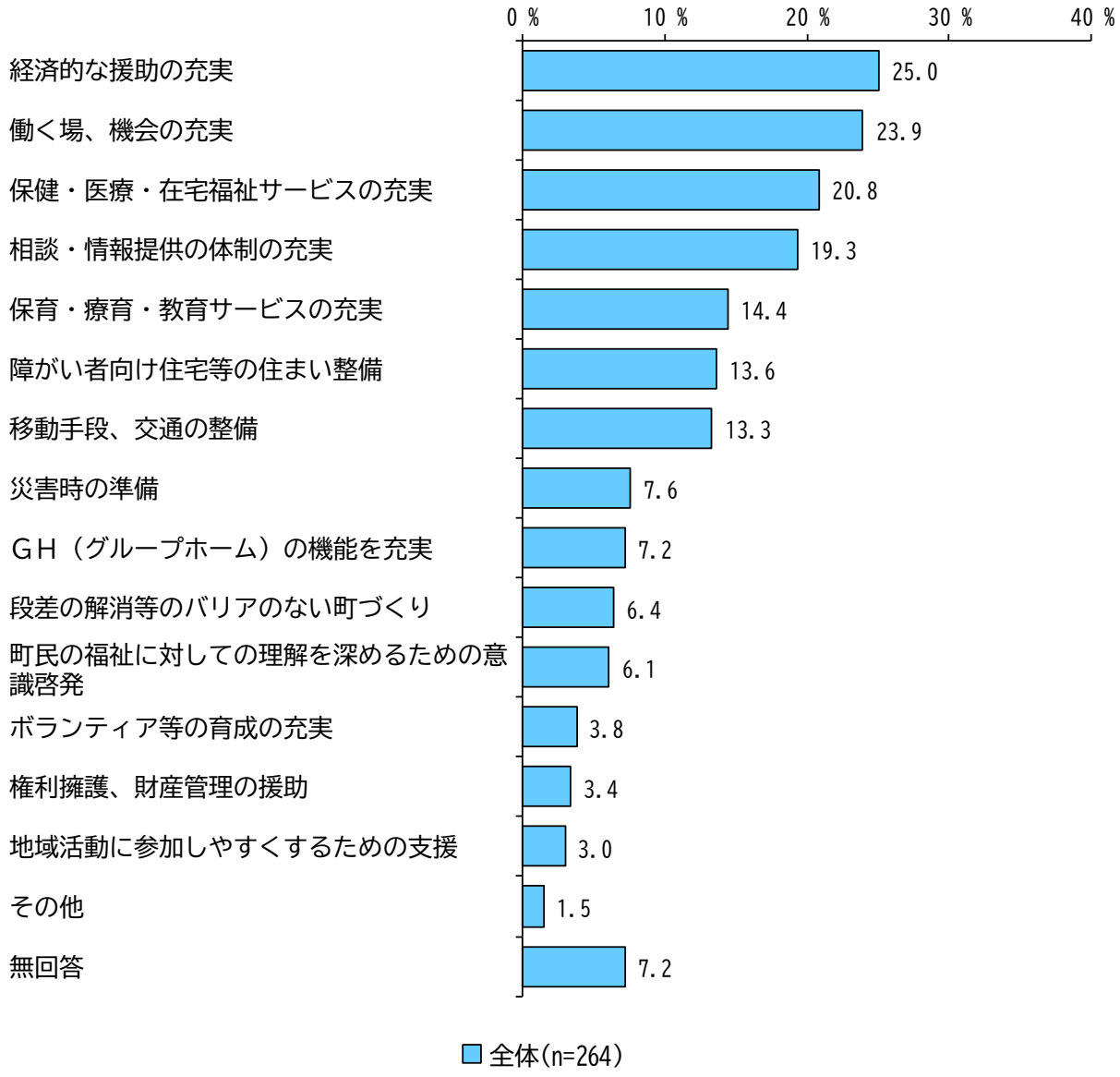

【手帳の種類別】

『身体障害者手帳』は、「保健・医療・在宅福祉サービスの充実」が 27.2%と他の手帳と比較して多くなっています。『療育手帳』は、「保育・療育・教育サービスの充実」が 29.1%と他の手帳と比較して多くなっています。『精神障害者保健福祉手帳』は、「経済的な援助の充実」が 45.2%と他の手帳と比較して多くなっています。

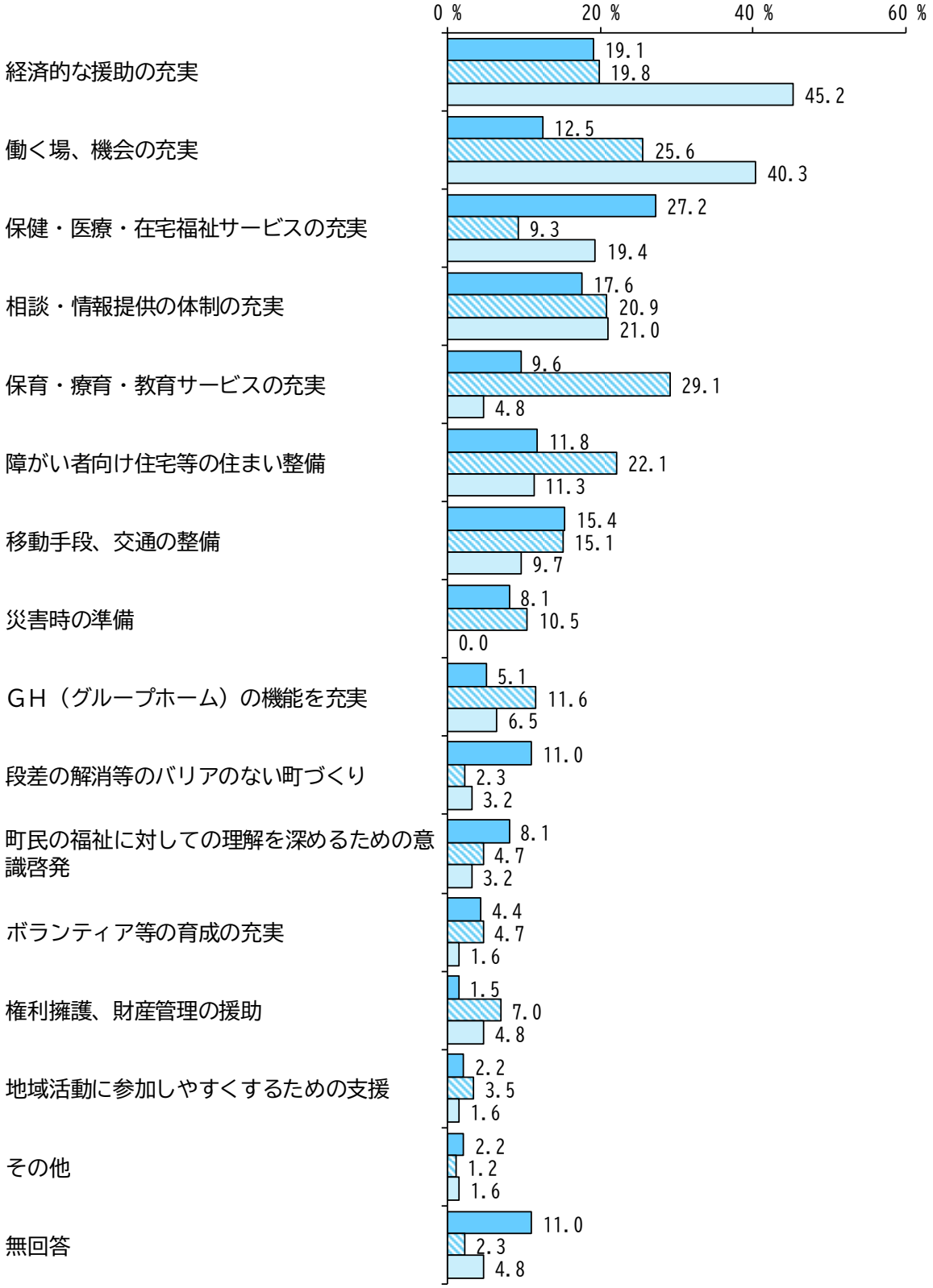

第7章 計画の推進

1　計画の推進

本計画の基本理念及び基本目標の実現に向け、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係分野が連携し、障がいのある人やその家族の意見を尊重しながら、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、障害福祉サービス事業者、関係機関及び障がい者団体等との連携を強化するとともに、二宮町・大磯町障害者自立支援協議会を活用し、地域の課題や支援ニーズを共有しながら、地域における障がい福祉のネットワークの充実を図ります。

2　計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、国の基本指針を踏まえ、成果目標及び活動指標の実績を年度ごとに把握し、進捗状況の確認、分析及び評価を行います。

また、二宮町・大磯町障害者自立支援協議会等の意見を聴きながら、評価結果を施策や事業の見直しに反映し、ＰＤＣＡサイクルによる継続的な改善を図ります。評価結果、社会情勢、制度改正及び地域のニーズの変化に応じて、必要な見直しを行います。

ＰＤＣＡサイクルのイメージ

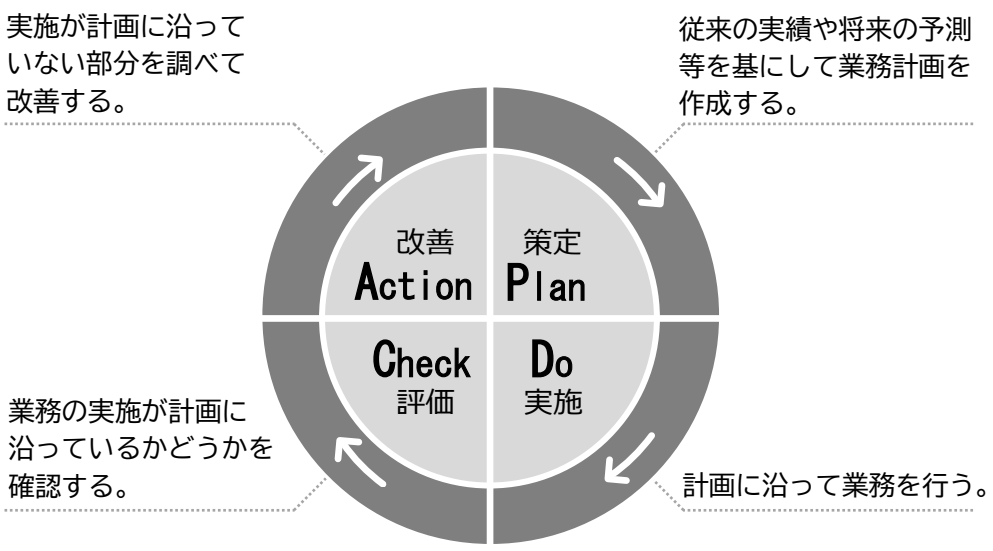



1　策定経過

開催日等	内容
令和７年９月２日 ～令和７年９月 24 日	大磯町障がい者福祉計画策定にかかるアンケート調査の実施
令和８年７月 15 日	第１回大磯町障がい者福祉計画策定委員会 ・次期大磯町障がい者福祉計画の策定概要 ・大磯町の障がい者の概況 ・次期計画に策定に向けた課題整理
令和８年 10 月２日	第２回大磯町障がい者福祉計画策定委員会 ・大磯町障がい者福祉計画素案について
令和８年 11 月 26 日 ～令和８年 12 月 25 日	パブリックコメントの実施
令和９年１月 27 日	第３回大磯町障がい者福祉計画策定委員会 ・大磯町障がい者福祉計画案について

2　策定委員会

（1）大磯町障がい者福祉計画策定委員会規則

平成 26 年３月 12 日大磯町規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和 30 年大磯町条例第 16 号。以下「条例」という。）第２条の規定により設置された大磯町障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）について、条例第３条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第３項の規定に基づく障がい者のための施策に係る基本的な計画に関すること。

（２）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（委員）

第３条　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命するものとする。

（１）　学識経験者

（２）　障がい者団体のうち、町長が必要と認める団体の長が推薦する者

（３）　障がい者福祉施設のうち、町長が必要と認める団体の長が推薦する者

（４）　大磯町社会福祉協議会が推薦する者

（５）　大磯町民生委員・児童委員協議会が推薦する者

（６）　公募町民

（７）　特別支援学校のうち、町長が必要と認める学校の長が推薦する者

（８）　平塚保健福祉事務所が推薦する者

（９）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から計画の策定を終了した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見等の聴取）

第７条　委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議の招集の特例）

第８条　委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が行う。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、障がい者福祉計画策定主管課において処理する。

（委任）

第 10 条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成 26 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行後、最初に開く会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

（２）大磯町障がい者福祉計画策定委員名簿

任期期間　令和８年７月 15 日から令和９年３月 31 日まで

（敬称略）

No.	委　　員	団　体　名
1	○細田（ほそだ）　満和子（みわこ）	星槎大学　教授
2	野口（のぐち）　富美子（ふみこ）	大磯町手をつなぐ育成会
3	鵜殿（うどの）　満（みつる）	湘南あゆみ会
4	◎萩原（はぎわら）　勝己（かつみ）	社会福祉法人 素心会
5	末村（すえむら）　光介（こうすけ）	社会福祉法人 おおいそ福祉会
6	細住（ほそずみ）　孝次（こうじ）	社会福祉法人 大磯町社会福祉協議会
7	関口（せきぐち）　伸子（のぶこ）	大磯町民生委員・児童委員協議会
8	山下（やました）　良男（よしお）	公募町民
9	小川（おがわ）　彩子（あやこ）	公募町民
10	鈴木（すずき）　剛（たけし）	神奈川県立湘南支援学校
11	ザレスキ加賀（ざれすきかが）　真珠子（たまこ）	神奈川県平塚保健福祉事務所　保健福祉課
12	露木（つゆき）　可奈子（かなこ）	大磯町町民福祉部子育て支援課
13	市野（いちの）　亜矢子（あやこ）	大磯町町民福祉部スポーツ健康課
14	乙幡（おつはた）　直（なおき）	大磯町教育委員会教育部学校教育課

◎：委員長　○:副委員長

3　用語解説

あ行	
医療的ケア	一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこども。
インクルーシブ教育	国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、すべてのこどもたちが、自分らしく学び、成長することができる教育のこと。
か行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村または当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。
グループホーム	障がいなどで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等による相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら、地域で共同生活を営む住居。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な障がい者等の代わりに、本人の権利を守るため、支援や代理により、代理人が権利を表明すること。
高次脳機能障がい	けがや病気によって脳に損傷を負い、知的な機能に障がいが出て日常生活や社会生活に支障を来す状態のこと。
合理的配慮	障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。

さ行	
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。
児童福祉法	児童の福祉を保障するための法律。 18 歳未満の児童を対象とした福祉に関する制度や福祉の施設、事業等について定めており、障がいのあるこどもに対する「障害児通所支援」や「障害児入所支援」等の障害福祉サービスについて規定している。
社会的障壁	障がいがある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
重症心身障がい	発達期までに生じた重度の知的障がいと重度の肢体不自由を併せ持つ状態。
障害支援区分	障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。必要とされる支援の度合が低い側から区分１から区分６の障害支援区分が定められている。
障害児通所支援	児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を指す。障害児通所支援事業者の指定は都道府県が行う。
障害者基本法	障がいのある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を規定している。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称。 平成 17 年に成立した障害者自立支援法が平成 24 年に改正され、平成 25 年４月１日から施行された法律。 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害のある人及び障害のあるこどもの福祉に関する法律と相まって、障がいのある人及び障がいのあるこどもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がいのある人及び障がいのあるこどもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

障害福祉サービス	国が障害者総合支援法により定める障がいのある人に提供される行政サービスをいう。 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助から成り、これらは原則障がいのある人等からの申請に基づき、市町村により支給される。
情報アクセシビリティ	年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる度合いのこと。
自立支援医療制度	障がい者が、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を給付すること。身体障がい者を対象とした「更生医療」「育成医療」と、精神科への通院している者を対象とした「精神通院医療」の３種類がある。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、身体障がいのある人に交付される手帳。障がいの種類別に重度の側から１級から６級の等級が定められている。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がいのある人に交付される手帳。重度の側から１級から３級の等級が定められている。
成年後見制度	契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。
た行	
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進を図る通所施設で、障がい者の地域生活を支援する場所。
地域（障害者）自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき相談支援事業をはじめ地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場。 本町では二宮町と共同で設置しているため、二宮町・大磯町障害者自立支援協議会という名称である。
地域生活支援拠点等	グループホームや障害者支援施設、基幹相談支援センターなどを拠点として、障がいのある人が地域で生活するため必要となる支援（①相談支援、②短期入所など緊急時の受入れ・対応、③地域生活を体験する機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の機能を併せ持った施設（拠点施設を設けず複数機関に機能を分散する面的整備型もある。）。

地域生活支援事業	障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第 77、78 条の規定に基づいて障がいのある人が自立して生活できるように地域の特性や本人の状況に応じて、市町村、都道府県が柔軟な形態により効果的・効率的に行う事業。「必須事業」と「任意事業」に分かれる。
地域包括ケアシステム	住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制。
特別支援学級	小学校、中学校等において、知的障がいや情緒障がい等のある児童生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級。
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成 19 年４月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられた。
な行	
難病	原因不明で治療方法が確立されていない疾病。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となるものや良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについては、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成される。
日常生活用具	障がい児者や難病患者の円滑な日常生活を支援するための用具。
は行	
発達障がい	生まれつき脳の一部に障がいがあるため、発達の仕方が通常のこどもと異なる障がい。自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障がい（社会性の発達・コミュニケーション能力に障がいがあるなど）、学習障がい（聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものだけができないなど）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）（年齢相応の注意力や集中力が続かず、落ち着きがないなど）などが含まれる。

バリアフリー	生活環境において、高齢者や障がいのある人が普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）を取り除くこと。
バリアフリービーチ	海用の車椅子や砂浜に仮設道具を使用することで、ビーチにおける施設面でのバリアをなくし、障がいのある人も気軽に海を楽しむことができる催し。
ペアレント・トレーニング	親は自分のこどもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親がこどもの養育技術を身につけるためのトレーニング。
補装具	身体障がい者（児）や難病患者の失われた部位あるいは障がいのある部位を補って、円滑な日常生活を支援するための用具。
や行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別等の違い、障がいの有無や能力の差等を問わずに利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報等の設計（デザイン）のこと。
要約筆記	聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝えること。
ら行	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。
療育	発達に何らかの支援が必要なこどもとその保護者を対象に、医療、保健、福祉など様々な側面から相談に応じ、こどもの発達を最大限に引き出す支援を行うこと。
療育手帳	知的障がいのある人に対して一貫した相談・指導を行い、各種サービスを受けやすくすることを目的として交付される手帳。障がいの状況により、神奈川県では４段階に区別している。

4　障がい者に関するマーク

※掲載のマークは一例です。

身体障害者のための国際シンボルマーク	
	障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※すべての障がい者の方を対象としているマークです。
盲人のための国際シンボルマーク	
	世界盲人連合会で 1984 年に制定された世界共通のマークで、視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。 信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。
身体障害者標識（身体障害者マーク）	
	肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。 やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。
聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	
	政令で定める程度の聴覚障がいのあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。 やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。
耳マーク	
	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。 また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障がい者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。

ほじょ犬マーク	
	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受入れが義務づけられています。
オストメイトマーク	
	オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。 オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。
ハート・プラスマーク	
	内臓に障がいのある人を表しています。 心臓疾患などの内部障がい・内臓疾患は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。 そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。
手話マーク・筆談マーク	
手話マーク  筆談マーク 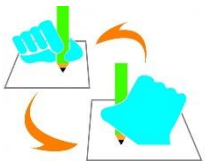	手話や筆談で対応をお願いしたり、手話や筆談で対応できること、手話ができる人がいることを示すマークです。
ヘルプマーク	
	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

資料：神奈川県ホームページ

大磯町障がい者福祉計画

（第４次障がい者計画
第８期障がい福祉計画
第４期障がい児福祉計画）

発　　行：　令和９年３月
企画・編集：　大磯町　町民福祉部　福祉課
〒255-8555　神奈川県中郡大磯町東小磯 183
電　　話：　0463-61-4100（代表）
ファクス：　0463-61-1991